

研究報告

市民社会が構想する北東アジア安全保障の枠組み

ピースデポ北東アジア安保フォーラム

2005年10月

本報告は、財団法人トヨタ財団の研究助成プロジェクト「市民が構想する北東アジア安全保障の枠組み」(2002年11月～2005年10月)の研究成果に基づくものである。研究主体である「ピースデポ北東アジア安保フォーラム」には、日本、韓国、中国、カナダのNGO活動従事者や学術研究者14名が参加した(3ページにプロフィールを紹介)。

【もくじ】

研究参加者プロフィール	3
略語一覧	4
第1部 梅林宏道	5
第2部 詳細報告	
第1章 東北アジア非核兵器地帯 梅林宏道	21
1. 非核兵器地帯と地域安全保障	21
(1) 4つの非核兵器地帯	21
(2) 共通する3つの要素	22
(3) 非核兵器地帯条約の進化	23
2. 東北アジア非核兵器地帯	26
(1) 日本における市民意識の現状	26
(2) 米軍支配からの脱皮	26
(3) 「核武装」か「核の傘」かの2項対立	27
(4) 手がかりとしての東北アジア非核兵器地帯	28
(5) さまざまな提案	29
3. モデル条約	32
(1) スリー・プラス・スリー構想	32
(2) 非核朝鮮半島と東北アジア非核地帯	32
(3) モデル条約の特徴	33
(4) 論評と課題	35
(5) 実現へのアプローチ	36
<資料> モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」(案)	39
第2章 専守防衛地位とその地域化 田巻一彦	47
1. 日本の「専守防衛政策」= 歴史と現在	47
(1) 生成	47
(2) 展開	48
(3) 日本の「専守防衛政策」は擬態	48
(4) 「専守防衛」を救い出す	49
2. 「専守防衛」概念の明確化	50
3. 2つの「転換モデル」	52
(1) ニュージーランドの防衛政策転換	53
(2) 「戦争防止地球行動」の行動計画：段階的プロセス	53
4. 地域概念としての「専守防衛」実現への手順	56
<付録> ニュージーランドの防衛政策の見直し	58
第3章 東北アジア・ミサイル管理体制 黒崎 輝	63
1. はじめに	63
2. 過去および既存のミサイル管理措置	66

(1) これまでの国際的努力	66	
(2) 東北アジアにおけるMTCR	67	
(3) 地域的INF条約	68	
3. 東北アジアにおけるミサイル管理の障害		68
(1) ミサイル能力の多様さ	69	
(2) ミサイル防衛の制限	70	
(3) 汎用技術	71	
(4) 脅威低減、信頼醸成、検証	72	
4. 地域ミサイル制限体制の構築に向かって		73
(1) 初期信頼醸成措置	74	
(2) 第1段階	75	
(3) 第2、3段階	76	
5. 結び		77
<資料> 東北アジアのミサイル		81
第4章 アセアン地域フォーラムの活用	パトリシア・ウィリス/梅林宏道	85
1. アセアン地域フォーラムとは		85
(1) 歴史と構成	85	
(2) 運営	86	
(3) 批判と評価	87	
2. 朝鮮半島問題への関心		87
(1) 継続性	87	
(2) 具体的貢献	88	
3. 核軍縮・不拡散問題への関心		89
(1) NPT体制枠内の役割	89	
(2) 非核兵器地帯	89	
4. 「東北アジア協調的安全保障」促進へ可能な役割		90

各章を担当した研究者は以下の通り。

第1部：梅林宏道（執筆）、高原孝生、首藤もと子が協力した。

第2部

第1章：梅林宏道（執筆）、都留康子、リー・サムソン、チョン・ウクシク、カン・チュンミン、ディンリ・シェンが協力した。

第2章：田巻一彦（執筆）、湯浅一郎、前田哲男、中村桂子が協力した。

第3章：黒崎 輝（執筆）、チョン・ウクシクが協力した。

第4章：梅林宏道（執筆）、首藤もと子、パトリシア・ウィリス（執筆）が協力した。

「ピースデポ北東アジア安保フォーラム」

研究参加者プロフィール

(2005年10月現在)

梅林宏道(うめばやし・ひろみち)(代表)

ピースデポ代表。PCDS(太平洋軍備撤廃運動)国際コーディネーター、核軍縮議員ネットワーク(PNND)東アジア・コーディネーターとして軍縮・安全保障問題に取り組む。

田巻一彦(たまき・かずひこ)

脱軍備ネットワーク・キャッチピース運営委員、ピースデポ副代表。神奈川での日韓連帯運動、「トマホークの配備を許すな全国運動」などに参加、現在に至る。

湯浅一郎(ゆあさ・いちろう)

ピースリンク広島・呉・岩国世話人、ピースデポ理事、脱軍備ネットワーク・キャッチピース運営委員、核兵器廃絶をめざすヒロシマの会(HANWA)運営委員。専門は海洋物理学、沿岸海洋環境学。

前田哲男(まえだ・てつお)

東京国際大学教員、前ピースデポ理事。ジャーナリストとして取り組んだマーシャル諸島の核の棄民問題が原点。幅広く軍事問題に明るい。

高原孝生(たかはら・たかお)

明治学院大学国際学部教員(国際政治学、平和学、軍縮研究)。日本平和学会理事。ピースデポ理事。

首藤もと子(しゅとう・もとこ)

筑波大学人文社会科学部研究科教員(国際政治経済学専攻)。ピースデポ理事。日本平和学会理事、日本国際政治学会、アジア政経学会等の会員。

都留康子(つる・やすこ)

東京学芸大学教員。国際政治、特に海洋資源をめぐるレジームを専門分野とする。大学で平和学を教えるかたわら、核兵器の問題についても研究領域を広げている。

黒崎 輝(くろさき・あきら)

立教大学教員。専門分野は米国の外交政策、軍備管理・軍縮。

中村桂子(なかむら・けいこ)

NGO研究者。ピースデポの情報誌「核兵器・核実験モニター」やイアブック「核軍縮・平和」の執筆・編集に携わる。

リー・サムソン(李三星、韓国)

翰林大学教員。元韓国カトリック大学教員。専門は国際政治。

チョン・ウクシク(鄭旭湜、韓国)

平和ネットワーク(CNPK)代表。北東アジア地域の平和・軍縮問題に取り組む。04年、ハンギョレ新聞(韓国)による「韓国の未来を担う100人」の一人に選ばれる。

カン・チュンミン(姜政敏、韓国)

フリーランスの核問題アナリスト。原子力エネルギー政策の技術的分析が専門。北朝鮮の核問題に関する技術的分析をはじめ、核兵器問題に関し多くの論文を新聞、雑誌等に発表。

ディンリ・シェン(沈丁立、中国)

復旦大学教員。アメリカ研究センター副所長。中国で初めて大学に設置された軍備管理・地域安全保障研究プログラムの創設者の一人で責任者。

パティ・ウィリス(カナダ)

太平洋軍備撤廃運動(PCDS)の資料コーディネーターを長年つとめる。94年より毎年行っているARFに対するNGOの要請行動の原動力となってきた活動家。

略語一覧

ABM	弾道弾迎撃ミサイル (Anti-Ballistic Missile)
ALCM	空中発射巡航ミサイル (Air-Launched Cruise Missile)
ANZUS	オーストラリア・ニュージーランド・米国の三国軍事同盟 (Australia, New Zealand and the U.S.)
APEC	アジア太平洋経済協力会議 (Asia-Pacific Economic Cooperation Forum)
ARF	アセアン地域フォーラム (ASEAN Regional Forum)
ASCM	対艦巡航ミサイル (Anti-Ship Cruise Missile)
ASEAN	東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations)
BM	弾道ミサイル (Ballistic Missile)
CD	ジュネーブ軍縮会議 (Geneva Conference on Disarmament)
CM	巡航ミサイル (Cruise Missile)
CNPK	韓国・平和ネットワーク (Civil Network for a Peaceful Korea)
CTBT	包括的核実験禁止条約 (Comprehensive Test Ban Treaty)
EEZ	排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone)
GAP	戦争防止地球行動 (Global Action to Prevent War)
IAEA	国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency)
ICBM	大陸間弾道ミサイル (Intercontinental Ballistic Missile)
INF	中距離核戦力 (Intermediate-range Nuclear Forces)
IRBM	中距離弾道ミサイル (Intermediate-Range Ballistic Missile)
LAV	軽装甲車両 (Light-Armored Vehicle)
MD	ミサイル防衛 (Missile Defense)
MRBM	準中距離弾道ミサイル (Medium-Range Ballistic Missile)
MRV	多目的艦 (Multi-Purpose Vessel)
MTCR	ミサイル技術管理レジーム (Missile Technology Control Regime)
NPT	核不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)
OAU	アフリカ統一機構 (Organization of African Unity)
OPANAL	ラテン・アメリカ核兵器禁止機構 (The Agency for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean)
OPV	遠洋巡視艦 (Offshore Patrol Vessel)
PAC-3	パトリオット 3 (Patriot Advanced Capability 3)
PCDS	太平洋軍備撤廃運動 (Pacific Campaign for Disarmament and Security)
PIF	太平洋諸島フォーラム (Pacific Islands Forum)
PKO	平和維持活動 (Peace Keeping Operation)
PNE	平和的核爆発 (Peaceful Nuclear Explosion)
PNND	核軍縮議員ネットワーク (Parliamentary Network for Nuclear Disarmament)
SALT	戦略兵器制限条約 (Strategic Arms Limitation Treaty)
SLBM	潜水艦発射弾道ミサイル (Submarine-Launched Ballistic Missile)
SLCM	海上発射巡航ミサイル (Sea-Launched Cruise Missile)
SLV	宇宙発射体 (Space Launch Vehicle)
SM-3	スタンダード・ミサイル 3 (Standard Missile 3)
SORT	戦略攻撃兵器削減条約 (Strategic Offensive Arms Reduction Treaty)
SPF	南太平洋フォーラム (South Pacific Forum)
SRBM	短距離弾道ミサイル (Short-Range Ballistic Missile)
START	戦略兵器削減条約 (Strategic Arms Reduction Treaty)
SUGW	地对潜誘導兵器 (Surface to Underwater Guided Weapon)
UNIDIR	国連軍縮研究所 (United Nations Institute for Disarmament Research)
USGW	潜対地誘導兵器 (Underwater to Surface Guided Weapon)
WMD	大量破壊兵器 (Weapons of Mass Destruction)
ZOPFAN	東南アジア平和・自由・中立地帯構想 (The Zone of Peace, Freedom and Neutrality)

第1部 要約

梅林宏道

1. 市民の関心と不安の高まり

3年毎に行われる内閣府の世論調査によれば、日本の市民の安全保障や平和に対する関心は増え続けている。その中で、1998年の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）によるテポドン発射事件が国会を騒然とさせたように、日本自身が武力紛争の当事国になるという想定が一般化し始めている。01年には米国にブッシュ政権が登場し、北朝鮮を「悪の枢軸」と呼び、北朝鮮の弾道ミサイル・核兵器開発問題を重要な国際問題として焦点化した。一方、01年9月、米国において9・11事件が発生し、米国は世界的な対テロ戦争を宣言した。そしてアフガン戦争（01年～）とイラク戦争（03年～）と続いた。このような流れを重ね合わせて、日本の市民の多くは「戦争」のことを以前よりも身近かに感じるようになった。

日本の政治も、国際的な「対テロ戦争」を言外に北朝鮮問題と関連づけながら、国家安全保障の現実的な担保は軍事力であると公然と述べる方向に舵を切った。小泉首相が、「国連は日本を守ってくれないがアメリカは守ってくれる」（04年1月）と国会で述べたことが、このような変化を象徴している。日本政府は弾道ミサイル防衛に関する日米技術研究協力を開始し（98年）、テロ特措法（01年）、イラク支援特措法（03年）と立法措置を講じ、海上自衛隊のインド洋・アラビア海への派遣（01年～）、続いて陸上自衛隊、航空自衛隊のイラク派遣（04年～）を行い、一気に国際的な軍事的関与を進めた。

しかし、戦後60年にわたって平和憲法下で形成されてきた日本の市民の平和意識は、一部で言われるほど未だ大きく瓦解してはいない。市民は日本の安全保障への関心を高めつつも、軍事的関与に関しては複雑な反応を示している。たとえば内閣府の世論調査において、9・11を挟んだ2000年1月と03年1月を比較すると、防衛費増加を望む声と縮小を望む声が同じように増えている。

市民の中において、戦争を放棄し、交戦権を否認した憲法9条への確信が揺らいでいることは事実であろう。その大きな原因の一つは、9条によっていかにして平和が守られるのか、具体的なイメージを抱くことができないことにあると思われる。それは、憲法9条を基礎にした安保・外交政策の形として、平和機構の構想、とくに東北アジア地域の安全保障機構について現実的な議論が精力的に行われてこなかったことに起因しているであろう。したがって、平和的手段による国際問題への関与の有効性について、理論的、例示的な議論が積極的になされるならば、それに共感し、政策選択に至る素地が、日本の市民の中に今も十分に存在すると考えられる。

本報告ではこのような観点からの貢献として、いくつかの可能性を具体的に検討し、段階的アプローチを提案する。

2. 4つの手がかり

まず、本報告で取り上げる4つの手がかりとなるテーマについて、その意義を考察する。4つとは以下のものである。

- (1) 東北アジア非核兵器地帯
- (2) 専守防衛地位とその地域化
- (3) 東北アジア・ミサイル管理体制
- (4) アセアン地域フォーラム(ARF)の活用

これらのテーマは、国際的な平和運動と接しながら調査・分析に携わってきたNPO法人ピースデポが、近年関心を抱いてきた地域的テーマである。とりわけ(1)(2)(3)は、以下の各項の説明に述べるように、日本における市民社会の抱いている関心や戦後日本における安保議論の蓄積に合致するものであり、東北アジア地域の協調的安全保障の枠組み形成につながる可能性のあるテーマとして、私たちは着目した。

(1) 東北アジア非核兵器地帯

現在、北朝鮮の核兵器問題がこの地域の安全保障に関する重大な関心事の一つであることに端的に示されているように、地域的緊張の根底に核兵器に起因する相互の脅威感がある。日本では、多くのマスメディアの片面的報道によって、北朝鮮の「不当な」行為がこの緊張を生みだしている根本原因のように見られがちであるが、問題ははるかに複雑で歴史的なものである。

日本による朝鮮の苛酷な植民地支配と侵略戦争、日本の敗戦、米口による南北朝鮮の分断、それに続く朝鮮戦争という東北アジアの戦争と不信の歴史が、厚い層となってこの地域の安全保障問題の下地を作った。続く米ソ冷戦の数10年、米ソの軍事力がこの地域を支配し、この不信と分断をいっそう強化した。その頂点に核兵器による睨み合いがあったことは言うまでもない。事実、米国は90年代初頭まで、韓国領土に実際に使用することを前提とした戦術核兵器を配備していた。冷戦後には、唯一の超大国となった米国の軍事力が、地域的安全保障の圧倒的な決定因子として居座ることになった。米国の核抑止力が、今も米韓、米日安保関係の核心部分を形成している。

日本に関して言うならば、約40年前の1964年10月、中国が最初の核実験を行ったとき、日本は米国に対して核兵器による日本防衛の確約を取り付け、国内的には非核三原則を採択した。そのとき、被爆体験と強い反核世論に救われて、日本自身の核兵器保有オプションが採択されなかったことは幸いであった。しかし、この政治選択は、核兵器を非人道兵器として否定し、脅威除去のために東北アジア非核兵器地帯を形成する方向に努力するのではなく、核大国に頼ってグローバルな恐怖のバランスの中に東北アジアを置くことになった。この形が今日まで地域安全保障の基本的枠組みをなしている。

一方、朝鮮半島においては、平和憲法がありながらも世界有数の近代軍事力を保有するに至った日本に対して、核兵器保有へといつでも転換できる能力を意図的に維持しているとの警戒心が絶えない。また、自分たちの独立を保証する究極兵器として核兵器保有を主張する「核主権」論が根強く存在する。韓国「中央日報」の世論調査によると、核武装のオプションを捨てるべきでないとする韓国民が82.3%(99年2月調査)、81.9%(96年9月調査)と圧倒的多数であり、後者の調査では、「南北朝鮮が統一されたとき、アジアの大国への警戒のために韓国は核兵器を持つべきですか」という問いに、82.6%が「はい」と答えている。「アジアの大国」が日本を意識していることは想像に難くない。

このように、地域の各国が核兵器に関する潜在的脅威を感じ合っている複雑な状況において、東北アジア非核兵器地帯を設置することは、地域的な核兵器開発競争を予防し、地域の軍事的緊張を緩和し、相互信頼に基づく地域安全保障の枠組みを確保する上で、極めて重要な意味を持っている。

しかも、非核兵器地帯はすでに地球上の4地域において国際条約によって設立されており、その基本概念と有効性への一定の評価が定着している。1970年の核不拡散条約(NPT)においても支持され(第7条)、その後のNPT再検討会議において繰り返し拡大・強化が呼びかけられてきた。

非核兵器地帯が地域の信頼醸成と安全保障に役立ってきたのは、次の3つの要件が備わっているからである。

核兵器の不存在、禁止 核兵器の開発、実験、製造、配備などが禁止される。

消極的な安全の保証 地帯に対して核保有国による核攻撃や攻撃の威嚇が禁止される。

条約遵守機構の設置 条約遵守のための検証、協議の機関が設置される。

さらに、人類史上唯一の核戦争を体験し、広島・長崎の被爆者がいまなお日本と朝鮮半島に数多く生存するこの地域が非核兵器地帯設立に動くことは、地域の市民にとって分かりやすい課題であるとともに、国際的にも理解されやすい目標である。

(2) 専守防衛地位とその地域化

日本においては、「専守防衛」という言葉は、憲法9条の下における日本の自衛力を定義する一つのキーワードとして人口に膾炙している。平成15年版防衛白書は、この概念を「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その様態も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限る」と説明している。専守防衛概念は、日本のみならず各国の軍事力を制限し、地球を武力支配の世界から法の支配の市民社会に転換するときの過渡期の概念として広く用いられている概念である。たとえば、冷戦後、この概念を活用して軍縮を進めることを目的に、国連軍縮局は「防衛的安全保障の概念と政策に関する研究」と題する研究報告書を作成した(93年)。また、99年に市民社会が主催した国際会議「ハーグ平和アピール1999」で発足した

NGO「戦争防止地球行動（GAP）」は、戦争防止のための5段階行動計画を発表し、その第5段階を「国家の軍隊の役割を狭い範囲の国土防衛に限定する」とした。つまり「専守防衛」状態を目標としたのである。

このように、専守防衛は正しく発展させるならば、現在においてもなお有効な安全保障概念である。

しかし、今日、国連憲章のもとでは、個別的自衛権、集団的自衛権の行使のためにのみ各国の武力行使が許される。だとすれば、当然のように、すべての国の軍備は「専守防衛」ではないのか、という疑問が寄せられる。事実、近隣アジア諸国は、日本政府が掲げる「専守防衛」は「うわべの言葉」であると考え、ほとんど信頼に値するメッセージとは受け取っていない。それどころか、真意を隠すための「隠れ蓑」であると警戒し、日本の軍事大国化に対して繰り返し懸念を表明している。

その最大の理由は、現在の「専守防衛」政策が国際公約となるための要件を満たしていないこと、また国際公約とする努力が皆無であったことに起因していると言えるであろう。

実際には、「専守防衛」政策のお陰で、日本の自衛力は不十分ながらも一見他国にはない特徴を備えている。たとえば、自衛のためには不必要であるとして、自衛隊機や自衛艦は基本的に都市や地上軍事目標を攻撃するための対地攻撃能力を装備していない。遠征攻撃可能な空母を持っていない。しかし、これらの自制は決して地域の緊張緩和と軍縮には貢献してこなかった。それはこの自制が平和憲法の理念から生まれたものではなくて、日米防衛分担によって自衛隊は専守防衛の形を維持するという、いわば「擬態」に過ぎなかったからである。自衛隊は盾（防衛）、米軍は槍（攻撃）という防衛分担のありようが変わると日本は槍を持たざるを得ない形に、考え方も体制も築かれている。

このような状況では、当然にも、米軍が縮小されれば自衛隊が出てくるという懸念が生まれ、アジアの国の多くは日本軍より米軍の方が安心であると考えられる。

このような状況を踏まえたうえで、本報告は日本における「専守防衛」概念を救い出し発展させる方法を検討したい。現実的には、まず真の専守防衛・日本の再構築が課題となるが、この課題は単に日本の国内政策としては完結しないであろう。日本の専守防衛概念を国際的な地位として提示できる形に明確化する必要がある。また、近隣諸国との対話と協議を重ねながら「専守防衛」政策の具体化を探求しなければならない。そうすることによって、現在の擬態から本物の専守防衛へと移行するプロセスを描くことができる。

（3）東北アジア・ミサイル制限体制

東北アジアにおいて、核兵器と並んでミサイルの脅威が人々の関心を集め、この地域の軍事的緊張の一要因となっている。具体的には、前述した北朝鮮による無通告テポドン発射（98年）やその後のミサイル開発、及び米国・日本によるミサイル防衛システムの開発・配備が、その直接的原因となっている。

ミサイル問題に関心が集まる遠因には、先に核兵器に関して述べたと同様の東北アジアにおける根深い不信の歴史があることは言うまでもない。しかし、それを考慮したとして

も、ミサイル問題には冷静さを欠いた、脅威感覚のみを肥大化させるような議論の混乱がある点を指摘しなければならない。北朝鮮が、事前通告なしに日本上空を飛ぶミサイル発射を行ったことは強く非難され、再発防止のためのルール作りを急がなければならないことは当然である。しかし、このレベルの問題と北朝鮮に長射程弾道ミサイルの開発の放棄を要求することとはまったく別次元の問題である。

したがって、本報告では東北アジアという地域において、なぜミサイルが脅威なのか、ミサイルの現状はどうなっているのか、といった基本的な考察から始めたいと思う。そこから、地域におけるミサイル管理の入口を見出す必要がある。

その際、地域的に解きやすい問題と、グローバルに解かなければならない問題との区別も明確にされなければならないであろう。核兵器の場合にも同様な問題が存在する。核兵器の場合、米国、ロシア、中国の戦略兵器としての核兵器の削減や世界的規模での核兵器廃絶のためには、NPT再検討会議やジュネーブ軍縮会議(CD)といった場におけるグローバルな軍縮交渉に待たなければならない。しかし、それとは切り離して、地域的な非核化、つまり非核兵器地帯の形成を探る道があり、そのことに積極的な意味があるというのが、本報告書の重要な立脚点である。

ミサイル管理の場合、問題はもう少し複雑になる。その理由として、関係国が保有するミサイルの多様性、ミサイル管理の必要性に関する国際的な共通基盤の未成熟、歴史的な先例の不足などがあげられるであろう。大きく言えば、包括的なミサイル管理・規制は国際社会にとって未開拓分野なのである。本報告では、東北アジアにおいてミサイル問題が地域的緊張の原因となっている問題から出発して、地域的に進めるべき処方をも具体的に検討し、提案することを第一の課題とする。その過程において、グローバルなミサイル制限についても、必然的に平行して考察される。

米国によって火を付けられた本格的なミサイル防衛システムの配備は、世界規模の新しい軍備競争を引き起こす可能性のある問題であり、本質的にはグローバルな軍備管理・軍縮交渉の課題である。しかし、米国と日本の関与によって、伝えられる中国の核兵器近代化努力や北朝鮮の警戒・対抗の先鋭化など、ミサイル防衛は東北アジア地域において新たな緊張を生み出している。したがって、本報告では、攻撃的ミサイルの問題と同様にミサイル防衛問題を視野に入れる必要がある。

(4) アセアン地域フォーラム(ARF)の活用

これまでの3テーマが協調的地域安全保障の枠組み形成のための手がかりであったのに対して、ここで考察するのは、枠組み形成のプロセスに関するものである。非核兵器地帯、専守防衛地位、ミサイル制限体制のいずれについても、それらの概念の伝搬と理解の拡大・深化、政府における政治意志の形成、そして交渉というプロセス無しには実現に向かわない。

ピースデポは、アジア太平洋の平和運動活動家・研究者のネットワークである太平洋軍備撤廃運動(PCDS)と長く協力関係にある。そのPCDSが、94年にアセアン(A

SEAN = 東南アジア諸国連合) 地域フォーラム (ARF) が設立されて以来、ARFの動向を監視し、意見表明を続けてきた。ARFは、アジア太平洋地域で安全保障問題をテーマとした唯一の外相級多国間会議である。アセアン諸国が主導する会議であり、フォーラムそのものは1年に1日の会議日しかない限界もあることも確かである。しかし、フォーラムの間には、テーマ別のさまざまな政府間会議やいわゆるトラック2の会議(専門家や政府高官が個人資格で協議する会議)が開催されてフォーラムを補っている。また、第7回ARF(2000年7月)に、北朝鮮が初めて加盟して以来、それは東北アジアの主要国すべてが参加する普遍的な会議となった。カナダ、ニュージーランドなど軍縮に熱心な国が参加しているという利点もある。また、ARFは第1回会議以来、朝鮮半島問題を中心に東北アジアの問題に継続して関心を示してきたという経過がある。

そこで本報告では、これまで述べてきた諸課題を政府間会議の話題とするために、ARFを活用する可能性とその有効性について検討することとした。これまで、ARFが示してきた東北アジア問題への関心のあり方、ARFの会議運営システム、非政府機関との協力体制などを調査し、検討した。また、PCDSがこれまでARFに働きかけてきた経験も貴重な検討材料となる。

一方で03年8月以来、北朝鮮の核開発問題を巡る6か国協議が開始され、05年8月までに4回の会議を重ねている。第4回会議では、困難な課題を残しながらも、初めての共同声明が採択された。これまでの協議の過程で、6か国協議を東北アジア地域の安保問題全体を話し合う恒常的機関に発展させるべきであるという意見も聞かれるようになった。本論では、6か国協議を活用する可能性についても検討した。

3. テーマをほぐす

ここでは、2で述べた4つの手がかりについて、具体的な検討結果を要約する。

(1) 東北アジア非核兵器地帯

1) スリー・プラス・スリー構想の利点

冷戦後、単なるスローガンではなく、東北アジア非核兵器地帯を設立するための具体的提案がいくつか現れた。そんな中で、私たちは「スリー・プラス・スリー」構想の利点を強調したい。「スリー・プラス・スリー」構想とは、この地域の非核兵器国である日本、韓国、北朝鮮の3か国の領域を地理的にカバーする非核兵器地帯を設定し、米国、ロシア、中国というこの地域に強い利害をもつ核保有3か国を支援国家として関与させるものである。核兵器国に課せられる最も重要な義務は、前述した「非核地帯に対して核攻撃をしない」という安全の保証である。東北アジアの現状を考えたとき、この構想は、諸提案の中でもっとも基本的な国家構成をもっており、その意味で現実にそった提案であると考えられる。関係する6か国は、現在の6か国協議のメンバーと重なるが、それは決して偶然の結果ではない。

この構想においては、3つの非核国家が現在もっている公的な政策を基盤とすることができる。すなわち、韓国と北朝鮮は92年に発効した「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」に基礎を置くことができる。日本は「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則と原子力の軍事利用を禁止した原子力基本法（55年）の延長上に非核兵器地帯を構想することができる。

もちろん、北朝鮮には核兵器開発の疑惑がる。05年2月には、北朝鮮外務省声明において「自衛のためにニュークを製造した」と述べた。しかし、それが実際に何を意味するのかまったく不明である。重要なことは、92年の非核化共同宣言が無効になったという立場を北朝鮮も韓国もとっておらず、朝鮮半島の非核化を目指して6か国協議が続けられていることである。したがって、「スリー・プラス・スリー」構想の基盤は現在も存続していると考えてよい。

2) 非核朝鮮半島では不十分

現在、北朝鮮の核問題に関連して、「非核朝鮮半島の実現」が国連などを含めて広く国際的な合意になっている。それはもちろん望ましい目標であり、東北アジア非核地帯を形成する前提となるかも知れない。しかし以下の議論から理解されるように、状況が進んだときに、朝鮮半島の非核化のためには日本を含めた非核化が必要だとする議論が強まる可能性も十分に考えられる。そこで、地域的安全保障の観点から考えたとき、「非核朝鮮半島」と「東北アジア非核兵器地帯」の間にはどのような違いがあるのかを考えておきたい。

第一に、「非核朝鮮半島」のみが実現したとしても、東北アジアにおける緊張の一つの主要な源泉である日本と中国の間の緊張は手つかずのまま残るであろう。前述のように、日本の「核の傘」政策の根本には中国の核兵器への懸念が存在している。朝鮮半島の非核化だけでは、この関係に変化は起こらない。しかし、東北アジア非核兵器地帯が実現すれば、前述したように、中国など核兵器国による消極的安全保証が法的拘束力をもつことになる。これによって、日本は脅威の一つから解放され、日中間の緊張は大きく緩和されるであろう。

第二に、1で触れたような韓国、北朝鮮の市民が持っている強い対日警戒心を考えなければならぬ。92年の南北非核化共同宣言は、プルトニウム分離のための再処理施設やウラン濃縮施設を禁止することに合意しているが、日本はすでにこれらを保有し稼働させている。IAEAの査察下にあるとはいえ、この状況は決して安定なものではない。つまり、「非核朝鮮半島」では、朝鮮半島から見た日本に対する核問題についての不信は解消されないし、将来増幅して行く可能性を残すことになる。この問題の解決には、韓国、北朝鮮、日本が一つの相互査察のシステムに置かれることが必要である。東北アジア非核兵器地帯はそのような制度を確立する。

第三に、「朝鮮半島の非核化」プロセスにおいては、地域で中心的役割を果たすべき韓国、北朝鮮、日本が対話を深める機会が必ずしも保証されない。6か国協議を含めて、現在進行しているプロセスでは米国の影響力が極めて強く、その状況は当面の問題が解決した後も続くであろう。それは、地域の国際関係が、米国の単独行動主義によって翻弄される

可能性を引きずることを意味する。東北アジア非核兵器地帯条約、とりわけスリー・プラス・スリー構想においては、その構成上、この地域の非核3か国が中心的なコーディネーターとなることができる。

3) モデル条約の作成

以上のような考察を基礎に、私たちはモデル「東北アジア非核地帯条約(案)」を作成し、提案する。これは、極めて現実的な案であり、次のような特徴を持っている。(モデル条約案は39-46ページに掲載)

6か国条約 「スリー・プラス・スリー」構成を持つ6か国条約とする。条約加盟国には「地帯内国家」(日本、韓国、北朝鮮)と「近隣核兵器国」(中国、米国、ロシア)の2つの範疇が存在する。

核兵器に依存しない義務 地帯内国家の非核義務のなかに「安全保障政策のすべての側面において、核兵器に依存することを排除する」ことを盛り込む。

消極的安全保証を条約本体に 既存の非核地帯条約においては、消極的安全保証の条項は議定書に含まれているが、条約本体に入れて条約の必要条項とした。

艦船の寄港と領海通過に事前協議義務 既存の非核兵器地帯条約では、核兵器搭載が疑われる艦船や航空機の寄港、領海・領空通過問題は、各加盟国の判断に委ねている。モデル条約では一步前進させて、事前協議を義務づける方式を採択した。協議の結果、許可・不許可の判断は、各地帯内国家に委ねられる。

エネルギー協力の義務 朝鮮半島非核化共同宣言は再処理とウラン濃縮施設の保有を禁止している。日本にも同じ禁止を盛り込むことは、条約の成立を極めて困難にすると予想される。しかし、このままでは日本と朝鮮半島との間にエネルギー確保上の明らかな不均衡が生じる。モデル条約では問題の重要性を認識し、「エネルギー確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させる」ことを義務づけた。

被爆体験の継承と核軍縮教育の義務 被爆者が多い地域の地帯内国家であることを考え、核兵器が人間や社会に及ぼす被害の実態を、現在及び将来の世代に伝承することを含め、核軍縮教育の努力義務を課した。

4) 残された課題

モデル条約は議論は今後の議論のたたき台である。条約の形にすることによって、残された重要な課題が明確になった。

一つの大きな問題は検証システムの具体化である。IAEAの能力を活用しながら、かつ地域の国家間の信頼と協力を深めて行くことができるような検証制度を開発することが必要である。もう一つの重要な課題は、先に述べたエネルギー協力の問題について、広範囲の議論を起こして行くことであろう。ここには合意形成に時間がかかる多くの問題が含まれている。また、核兵器搭載疑惑のある艦船・航空機の扱いについて、日本と韓国の市民社会の経験交流と議論の深化が重要であることが判明した。原則的な立場はまったく一

致しているが、現実的なアプローチの評価について意見の相違が残されているからである。

いずれの議論においても、最低限の要件を満たす東北アジア非核兵器地帯条約であっても、その早期成立が、地域の平和と安定に大きな貢献をすることを強調しておきたい。

最後に、東北アジア非核兵器地帯を政治日程に上らせるためのアプローチが問題となる。それについては、後述する。

(2) 専守防衛地位とその地域化

1) 日本の現状

しばしば防衛的兵器という言葉が用いられるが、兵器のみによって防衛的・攻撃的を区別することは困難である。前述した国連報告書の冒頭で、当時のブトロス・ガリ国連事務総長は「攻撃的兵器システムと防衛的兵器システムを区別することの困難さ」を指摘し、「その兵器の本来の性質と同じくらいに、用いられる文脈全体に関わってくる」と述べている。つまり、一国の防衛体制が、専守防衛であり攻撃的性格を持たないかどうかは、外交・防衛を含めた安全保障の理念と政策、軍備の能力（兵器の種類・性能など）と規模、軍事的態勢（兵力配備の状況、警戒態勢のレベルなど）、軍事ドクトリン（兵力・兵器運用の考え方など）、訓練実態などを包括して判断される。

このような立場から考えると、前述したように現在の日本の安全保障政策における専守防衛は「擬態」であり、真の専守防衛ではない。専守防衛であるがゆえに持てない攻撃兵器として、政府自身が航空母艦（空母）や巡航ミサイル・トマホークを国会答弁で挙げているにもかかわらず、在日米軍が横須賀にこの両方の兵器システムを常駐配備することを認めていることに、その擬態性はよく表れている。これらの兵器の海外常駐配備は、世界で横須賀にしか例を見ないものであることを考えると、それはなおさらである。日本の安全保障政策とは、自衛隊と日米安保体制を含めた全体であり、自衛隊だけではなく日米安保体制を含めた「専守防衛」化が目指されなければならないのである。

2) 概念の明確化

では「専守防衛」概念はどのような要件を備えなければならないのだろうか。本報告では、一般論ではなく、東北アジアの現実と陸続きの国境を持たない島国・日本の持つ好条件を考慮しながら、日本の「専守防衛」概念を発展させるのが適切であると考え。検討の結果、日本が「専守防衛」の国であると主張するためには、次の要件が備わっていなければならないと考える。いわば、専守防衛であるための必要条件である。

安保政策が「共通の安全保障」の理念に立脚する。

地理的条件にかかわらず、専守防衛が一国の政策として可能になるためには、地域の緊張を緩和する努力が外交政策の基本となっていなければならない。そのためには、日本の安保政策が脅威とならないことが、とりわけ近隣諸国によって認識されなければならない。

これは、日本の平和を確保する手段が、隣国が安全を高める道でもあるという「共通の安全保障」を安保政策の原理とすることによって達成される。このことはまた、「専守防衛」は必然的に二国間、あるいは多国間アプローチを必要としていることを意味している。

この理念の帰結として、核抑止力に依存した安保政策は許されない。核抑止理論は、相手に究極的破壊の脅威を与えることによって、自国の安全を得る考え方である。

また、現状からの転換を考えると、日米安保条約に基づく米軍活動の「専守防衛」化は可能であると私たちは考える。米軍のプレゼンスは、徐々に縮小され、やがて不要になるであろう。

他国に脅威を与える軍事力投射能力を持たない。

日本の地理的条件においては、従来通り空対地攻撃能力を持たない、射程100km以上のミサイル攻撃力を持たない、などの装備に関する制約を明確にすることが可能であろう。

日本領域、または限定されたその周辺区域に入った敵の攻撃力に対してのみ軍事力を使用する。

敵のミサイル発射が急迫しているときには、ミサイル発射基地の攻撃も許されるという議論は、「専守防衛」概念を崩すものである。防衛の名において攻撃を拡大することを、原理的に封じなければならない。領土・領海・領空の外周のどの範囲を軍事力行使の範囲とするかは、開かれた検討課題とする。ミサイル防衛に関しては後に触れる。

「脅威削減と軍縮に関する地域協議会」の設置努力をする。

日本の周辺国との間に、相互の脅威認識と防衛力の現状について話し合う協議体を設置すること、あるいは設置を求め続けることが専守防衛政策の一部でなければならない。協議体においては、必然的に脅威削減のための軍備管理と軍縮が話題となるであろう。

3) 実現への手順

ニュージーランドが戦闘機廃止を決定する(2000年)に至るまで、市民の脅威感覚を説得するのに時間を要した。日本においては、さらに多くの時間と強力なリーダーシップが必要であろう。しかし、擬態とはいえ「専守防衛」の考え方を支持してきた日本の市民意識を考えると、それを本物にすることは十分に可能であると考えられる。また、当然のことながら、憲法はそのことを要求している。問題は、擬態から転換するための段階的アプローチである。

本報告では、次の初期アプローチを提案する。

第1段階

東北アジア非核兵器地帯を提案し、設立努力を開始する。これによって地域の緊張緩和と「共通の安全保障」に向かう日本の方向性を説得的に示すことができる。

第2段階

前節で説明したような要件を含む「専守防衛」の定義とそれを裏付ける国内体制を明らかにするような「日本の専守防衛地位に関する国連総会決議」を提案する。これは、モンゴルの「非核地位に関する国連総会決議」(98年)を参考にしたアプローチである。もちろん米国をはじめ近隣諸国への事前の説明と協議が必要であろう。

第3段階

「専守防衛地位」の国際的認知を土台にして、「脅威削減と軍縮に関する東北アジア協議会」を設置する。このように、日本の専守防衛政策の透明性と信頼性が担保された段階において初めて、ミサイル防衛システムが「専守防衛」システムの一部として検討される条件が生まれるであろう。もちろん、そのような段階においてなお、ミサイル防衛システムに軍事的、技術的、経済的な合理性が認められるか否かは、極めて疑わしいが、ここでは詳細に立ち入らない。

(3) 東北アジア・ミサイル制限体制

1) ミサイルの脅威とは

まず、必要以上に肥大している「ミサイルの脅威」なるものについて冷静な認識を形成することが必要である。

一般的にミサイル攻撃が恐怖感を作り出す理由は、遠距離からの都市攻撃能力、予告時間の短い奇襲性、また核・化学・生物兵器など大量破壊兵器(WMD)の搭載能力に起因している。米国が北朝鮮の弾道ミサイルを問題にするのは、米国領土に到達する能力を持ち始めたこと、現状では弾道ミサイルの飛来を検知してから15分~30分で都市が攻撃されること、将来WMD搭載能力を持つ可能性があること、に起因する。

このような理由からすると、地理的に比較的狭い範囲に限定された東北アジア地域におけるミサイルの脅威を議論するとき、弾道ミサイルの脅威と巡航ミサイルの脅威の間にほとんど違いはない。速度の面では、ロケット推進で宇宙を飛行する弾道ミサイルの方が、ジェット推進で大気中を飛ぶ巡航ミサイルよりも圧倒的に高速で飛行する。しかし、米国の対地攻撃巡航ミサイル・トマホークはレーダー検出が極めて困難な低空を時速約880kmで飛行する。したがって海岸線から100km以内にある都市は10分程度の予告時間で突然の攻撃を受けることになる。したがって、ミサイル制限の議論では両者を同等に議論しなければならないであろう。

さらにまた、狭い地域範囲における脅威を議論するときには、特攻航空機をはじめミサイル以外にも奇襲可能なさまざまな運搬手段が存在する。

したがって、ミサイル制限体制の議論の前提として、脅威の根源となるWMDそのものの撤廃や奇襲性が生む不安定性を除去するメカニズムの創設に取り組むことが重要な課題

となる。

2) 多様性と公平性への配慮

国連は02年に研究報告「すべての側面におけるミサイル問題」を作成した。そこに述べられているように、ミサイル問題は、多様な側面を持っており、ミサイル全般に関して適用される普遍的な規範や国際法制度は存在していない。

この多様な状況は、東北アジアにおいても変わらない。本報告では、現状把握のために射程50km以上のミサイルのデータベースを作成した(81~84ページに掲載)が、それによると、この地域に關与する6か国と台湾の保有するミサイルは80種類を超える。それらは、各国・地域の事情に応じて、射程、発射場所(陸上、海上、空中)、推進方式、誘導方式を選んでいる。したがってミサイル制限体制を検討するとき、実状にあったパランスのよい枠組みを設定しなければならない。

本報告では、東北アジアのミサイル小国の相互脅威を減じるという限定した課題から出発してミサイル制限の問題に挑戦する。つまり、日本、北朝鮮、韓国によるミサイル対話と制限の行程を優先させ、その進展のなかで米国、ロシア、中国が關与するグローバルな諸問題を整理した。実際には、グローバルな諸問題は東北アジアを起点として解決へと向かうとは限らないが、地域問題を解くときに否応なく關連してくるグローバルな諸問題を意識することが重要である。

その際、限られた例であるとはいえ、これまでミサイル制限についてとり組まれた世界的な試みの蓄積を生かすべきであろう。蓄積には、大別して次の4分野があった。

米・ソ(露)のWMDの運搬手段としてのミサイル制限や削減(SALT、START、SORTなど)

多国間のWMDの運搬手段としてのミサイル制限(宇宙条約、ラテンアメリカ・カリブ非核兵器地帯条約など)

ミサイル及びミサイル關連技術の輸出管理など(ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ハーグ行動規範など)

ミサイル発射の事前通告措置(米ソ核戦争危険減少協定、インド・パキスタンのラホール宣言など)

3) 初期信頼醸成措置

地域的ミサイル制限制度構築についての対話の入口として、初期信頼醸成措置にまず合意すべきであろう。それは、根拠がない不安も含めて、目前の不安を解消するために必要とされている。ここでは3つの措置を提案する。

日本、韓国、北朝鮮による100km以上の射程をもつミサイル発射(試験・訓練)に關する相互事前通告を協定する。

日本、韓国、北朝鮮は、核兵器、化学兵器(北朝鮮のみがNPT、化学兵器禁止条約に

参加していない) 生物兵器に関して、安全性維持・削減・廃棄以外のすべての活動の5年間モラトリアムを協定する。核兵器にに関しては東北アジア非核兵器地帯について協議を開始する。

米国、ロシア、中国は、日本、韓国、北朝鮮に対する5年間の安全の保証を約束する。その場合、国連憲章の再確認はもちろん、これまでに前者と後者の2国間で結ばれ、現在も有効な武力不行使、不可侵などの協定、宣言などを、同時に再確認する。(たとえば、日中平和友好条約(1978年)、日ソ共同宣言(1956年)など。)

このような初期信頼醸成措置を講じながら、世界的にも先駆的な地域的なミサイル制限制度を構築する行程に入ることができるであろう。本研究では3段階の行程を提案している。

第1段階 射程300km以上のミサイルの制限。ミサイル防衛システムの禁止。

第2段階 射程180km以上のミサイルの制限

第3段階 すべての対地攻撃ミサイルの制限

4. アプローチの提案

以上のような各テーマに関する考察とアセアン地域フォーラム(ARF)に関する知見から、「東北アジア安全保障の枠組み」形成について、本報告は、市民社会の観点から次のようなアプローチを提案する。

アプローチは相互に関連し合うマルチ・パス(道筋)をたどるものとする。掲げたステップは、それぞれのパスにおいて政府が取るべき手段であり、そこに掲げられている諸項目は、市民社会が払うべき努力である。

(1) 第1ステップ

パス1 「東北アジア非核兵器地帯」設立を各国の国内政治過程に載せる。日本政府は設立を目指す政治宣言を行う。

(市民社会の努力)

- ・提案したモデル条約(案)を活用する。
- ・日韓市民社会の協力を強める。
- ・日本で国会議員の超党派の動きを作る。
- ・韓国では、市民社会への普及と国会議員への働きかけを同時に追求する。
- ・世界的なNGO、専門家の関心をいっそう広く喚起する。

パス2 「日本の専守防衛地位に関する国連総会決議(案)」の提案を目指す準備をする。

(市民社会の努力)

- ・専守防衛概念のさらなる整理を進める。
- ・NGOが国連総会決議(案)をモデルとして起草し、議論を喚起する。
- ・政府、議員に働きかける。
- ・概念の国際的普及につとめる。とくに、韓国、中国、北朝鮮に対するNGOレベルの議論を活発化させる。

パス3 日本、韓国、北朝鮮による射程100kmを超えるすべてのミサイル発射の事前通告制に合意する。

(市民社会の努力)

- ・日本、韓国の市民社会が共同のロビー活動を行う。
- ・次にきたるべき「東北アジア・ミサイル制限体制」のビジョンについて、広く議論を起こす。
- ・世界的なNGO、専門家の関心をいっそう広く喚起する。

パス4 地域の緊張緩和と協調的地域安全保障の諸交渉の条件づくりとして、日本、韓国、北朝鮮は核、化学、生物兵器に関して、安全性維持・削減・廃棄以外のすべての活動の5年間モラトリアムを行う。また、日本、韓国、北朝鮮に対して米国、ロシア、中国が5年間の安全の保証を約束する。その際、国連憲章をはじめ、前者と後者の2国間で結ばれた武力不行使、不可侵などの協定や宣言を再確認する。

(2) 第2ステップ

パス1 東北アジア非核地帯、及びミサイル発射の事前通告制をARFトラック2セミナーの議題とする。

(注：ARFはトラック2を公式の協議の場として位置づけている。)

(市民社会の努力)

- ・ARF参加国、とりわけニュージーランド、カナダ、モンゴルなどのNGOとの共同の努力を行う。
- ・ARFトラック2の中に協力者を見つける。
- ・東北アジア非核兵器地帯条約における検証システムについて研究を深める。

パス2 東北アジア非核兵器地帯、ミサイル発射事前通告制、WMD禁止を6か国協議の議題とする。

(市民社会の努力)

・ 6 か国協議の進展を注視し、これらの議題が協議される時期の適否について適切な判断をする。

パス3 「日本の専守防衛地位に関する国連総会決議」を成立させる。

(市民社会の努力)

・ 各国政府・外交官へのブリーフィングを重ねる。

(3) 第3ステップ

パス1 「東北アジア非核兵器地帯」条約を締結する。

パス2 原子力エネルギーに関わる規制の不均衡からくるエネルギー問題を解決するための協議を開始する。

(市民社会の努力)

・ 創意に富んだ具体的提案を開発する。
・ 原子力に依存しないエネルギー源とその開発協力について活発な議論を喚起する。

パス3 日本の専守防衛地位に伴い「脅威削減と軍縮に関する東北アジア協議会」を設置する。

(市民社会の努力)

・ 東北アジアの市民社会における議論をいっそう活発化して、東北アジア専守防衛地域の可能性を探る。

パス4 本報告の3段階行程表に従ったミサイル制限制度の交渉を開始する。その第1段階において、ミサイル防衛システムは禁止対象となる。

(市民社会の努力)

・ 行程の具体化について、国際的に広く専門家の協力を得る体制をつくる。

第1章 東北アジア非核兵器地帯

梅林宏道

1. 非核兵器地帯と地域安全保障

(1) 4つの非核地帯

「非核兵器地帯」とは、一般的には、ある地理的な範囲内において、核兵器の製造、保有、配備、使用などを禁止する地域のことをさす。現在、世界には4つの「非核兵器地帯」が実現している。

現代の核兵器は、一瞬にして数十万の人間を無差別に焼き殺す。言うまでもなく、人類が作り出したもっとも破壊的な非人道兵器であり、大量破壊兵器(WMD)の筆頭に挙げられるべき兵器である。その核兵器を制限しようとする、国際的な、また地域的な努力によって「非核兵器地帯」は生み出された。

しかし、それは、単に核兵器のない地域を作ることを目ざしているのではない。2000年9月1日～3日、スウェーデンのウプサラで「非核地帯 核のない世界に向けた重要なステップ」と題する国際セミナーが開催されたが、その冒頭の基調講演において、ジャヤンタ・ダナパラ国連事務次長(当時、軍縮担当)は、非核地帯設立の政治的意味には「理想」と「利益」の二つがあると述べ、そのダイナミックスを次のように語った。

「世界的な核軍縮という理想は、それだけでもすでに十分に行動する理由となる。しかし、この理想が、もっとも懐疑的な現実主義者でさえも抱いている実際的な懸念に対して応えるという具体的な恩恵と結合したとき、非核地帯の主張は強力なものとなる。これこそが、非核地帯がずいぶん昔に始まって以来、多様性においても人気においても、増大し続けている理由である。

非核地帯は、それ自身を目的として存在しているのではない。それが存在しているのは、真の安全保障の利益に適い、国際の平和と安全を増進し、相互の利益、そして皆の利益のための集団的な行動を鼓舞するからである。」¹

ダナパラが述べるように、「非核兵器地帯」の重要な役割のひとつは、歴史的な背景こそ違っていても、それぞれの地域において地域の人々の安全を保証し国際的な平和を守ることである。既存の4つの「非核兵器地帯」は、それらの目的をもって追求され、達成され、維持されてきた。

4つの「非核兵器地帯」は、いずれも国際条約によって規定されている。それらは、以下のようなものである。

1) ラテン・アメリカ および カリブ地域非核兵器地帯²

トラテロルコ条約(ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約)。署名:1967年2月14日。発効:1968年4月22日。

2) 南太平洋非核兵器地帯³

ラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条約)。署名:1985年8月6日。発効:1986年12月11日。

3) 東南アジア非核兵器地帯⁴

バンコク条約(東南アジア非核兵器地帯条約) 署名: 1995年12月15日。発効: 1997年3月27日。

4) アフリカ非核兵器地帯⁵

ペリンダバ条約(アフリカ非核兵器地帯条約) 署名: 1996年4月11日。未発効。

これらの4つの非核兵器地帯の中に現在115か国・地域が存在している(2005年1月現在)。これ以外に、一種の非核兵器地帯としての地位を獲得している南極大陸を含めると、地球の陸地の50%以上が非核兵器地帯に属している。南半球では陸地のほとんどすべてが非核地帯に属している⁶。

(2) 共通する3つの要素

現存する4つの非核兵器地帯には、次のような3つの重要な要素が共通して含まれていることに注目したい。この3要素が、非核兵器地帯が地域安全保障にとって有効な役割を果たすことができるための最低限の要件であると考えることができる。

1) 核兵器の不存在と禁止

非核兵器地帯内では、核兵器の開発、実験、製造、生産、取得、所有、貯蔵、輸送(陸地、内水)、配備などが禁止される。

2) 消極的な安全の保証(消極的安全保証)

非核兵器地帯に対する核兵器保有国による核攻撃や核攻撃の威嚇が禁止される。

3) 条約順守機構

条約遵守を保証するための検証・協議の機構が設置される。

3つの要素の中で、特に注目したいのは第2の「消極的な安全の保証」である。多くの人々は、非核兵器地帯というと、第1点の「核兵器の不存在と不拡散」の義務のみを思い浮かべがちである。この義務を約束するのは、核兵器をもたない非核国である。しかし、現存するすべての非核兵器地帯条約には、核兵器保有国にも重大な義務を課す議定書がついている。核兵器をもっている5大国、すなわち米国、ロシア、中国、フランス、イギリスが、これらの地域に対して核兵器による攻撃や威嚇をしないと約束することが求められるのである。この「否定形による安全の保証」は、地域の平和と安定にとって極めて重要な要素であり、非核兵器地帯が持っている、忘れてはならない効用である。

したがって「消極的な安全の保証」を求める議定書に核兵器国である5大国が署名、批准するかどうか重要な問題となる。トラテロルコ条約では、ロシア(ソ連)の批准がもっとも遅かったが(79年)すべての核兵器国がこれに批准している。ラロトンガ条約では、ロシアは88年、中国は89年に批准した。西側の3つの核兵器国は、96年1月にフランスがすべての核実験を終結したのを機に、同年5月にやっと署名をした。05年5月現在、米国以外は批准を完了している。バンコク条約では、まだどの核兵器国も署名をしていない。中国は署名することを決定したと伝えられるが、まだ実行していない。ペリ

ンダバ条約では、発効していないにもかかわらず、すべての核兵器国が署名を済ませ、フランス、中国、英国が批准を済ませている（表1）。

表1 「消極的な安全の保証」に関する議定書

条約	議定書の該当条項	核兵器国による署名・批准
トラテロルコ	議定書2の第3条	すべての核保有国が批准。
ラロトンガ	議定書2の第1条	ロシア、中国、英国、フランスは批准済み。 米国は署名のみ。
バンコク	議定書の第2条	どの核兵器国も署名していない
ペリンドバ	議定書1の第1条	フランス、中国、英国は批准済み。米国、ロシアは署名のみ。

すべての核兵器保有国による「消極的な安全の保証」が発効するとき、非核兵器地帯は法的な拘束力のある、言わば「非核の傘」(核攻撃をしてはならない地帯)のもとに置かれると言えるであろう。

それぞれの非核地帯条約には、以下のように条約を守るための機構が設けられている。(表2)

表2 非核兵器地帯条約を順守するための機構

条約	条約順守のための機構
トラテロルコ	ラテン・アメリカ核兵器禁止機構(OPANAL)
ラロトンガ	南太平洋経済協力ビューロー事務局長 および(南太平洋非核地帯条約)協議委員会
バンコク	東南アジア非核兵器地帯委員会と同執行委員会
ペリンドバ	原子力に関するアフリカ委員会

(3) 非核兵器地帯条約の進化

冷戦下の1960年代に交渉されたトラテロルコ条約から、冷戦後の包括的核実験禁止条約(CTBT)締結の頃に定められたバンコク条約やペリンドバ条約に至るまで、30年近い歳月の隔りがある。したがって4つの非核兵器地帯条約は時代の変遷を反映して条約の中身を少しずつ進化させてきた。その要点を整理しておこう。

1) 「平和的な核爆発(PNE)」

「平和的な核爆発(PNE)」とは、たとえば土木工事に核爆発を用いるなど、兵器目的以外で行なう核爆発のことである。トラテロルコ条約は、一定の条件下でPNEを許す規定を設けている。しかし、70年に発効した核不拡散条約(NPT)がこれを基本的に禁止したため、それ以後の非核兵器地帯条約はPNEを含めてすべての核爆発を禁止している。

表3 非核兵器地帯条約における核艦船・航空機の寄港関連条項

<p>ラテン・アメリカ核兵器禁止条約</p> <p>第1条（義務）</p> <p>1. 締約国は、自国の管轄下にある核物質および核施設を平和的目的のためのみ使用すること並びに次のことを自国の領域において禁止し、及び防止することをこの条約によって約束する。</p> <p>（a）締約国自身が、直接もしくは間接に、第三者のために、または他のいずれかの態様によって、核兵器を方法のいかんを問わず実験し、使用し、製造し、生産し及び取得すること。</p> <p>（b）締約国自身が、もしくは第三者が締約国のために、または他のいずれかの態様によって、直接または間接に、核兵器を受領し、貯蔵し、設置し、配備し及び形態のいかんを問わず所有すること。</p>	<p>南太平洋非核地帯条約</p> <p>第2条（条約の適用）</p> <p>2. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利行使を害するものではなく、いかなる方法でも影響を与えるものではない。</p> <p>第5条（核爆発装置の配置の防止）</p> <p>1. 各締約国は、その領域においていかなる核爆発装置の配置をも防止することを約束する。</p> <p>2. 各締約国は、その主権的権利の行使において、外国の船舶および航空機による港および飛行場への寄港、外国の航空機による領空の通過、並びに無害通航、群島航路帯通航または海峡の通過通航の権利に含まれない方法での外国の船舶による領海または群島水域の航行を許可するか否かを自ら決定する自由を持つ。</p>
<p>東南アジア非核兵器地帯条約</p> <p>第2条（条約の適用）</p> <p>2. 本条約のいかなる規定も、1982年の海洋法に関する国際連合条約の規定に基づく権利、特に公海の自由、無害通航権、群島航路帯通航権、または船舶及び航空機の通過通航権、並びに、いずれの国によるかを問わず、これらの権利の行使であって、国際連合憲章に合致するものを害しない。</p> <p>第7条（外国の船舶と航空機）</p> <p>各締約国は、通報があった場合、無害通航権、群島航路帯通航権または通過通航権によって規律されない方法による、外国の船舶及び航空機による自国の港及び空港への寄港及び着陸、外国航空機による自国の領空の通過、並びに、自国の領海または群島水域の外国船舶による航行、及び外国航空機によるこれら水域上空の飛行を許可するか否かを、独自に決定することができる。</p>	<p>アフリカ非核兵器地帯条約</p> <p>第2条（この条約の適用）</p> <p>2. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利行使を害するものではなく、いかなる方法でも影響を与えるものではない。</p> <p>第4条（核爆発装置の配置の防止）</p> <p>1. 各締約国は、その領域において、いかなる核爆発装置の配置をも禁止することを約束する。</p> <p>2. この条約の趣旨及び目的を侵害することなく、各締約国は、その主権的権利の行使において、外国の船舶及び航空機による港および飛行場への寄港、外国の航空機による領空の通過、並びに無害通航、群島航路帯通航または海峡の通過通航の権利に含まれない方法での外国の船舶による領海または群島水域の航行を、許可するか否かを自ら決定する自由を有する。</p>

2) 核搭載軍艦・航空機の一時的通過・寄港の規制

トラテロルコ条約の時代には、一時的通過・寄港に関する関心が薄く、それらの条約に特別の規定はなかった。しかし、ラロトンガ条約では、この問題は極めてホットで政治的な関心事となった。核保有国が「核兵器の存在を肯定も否定もしない(NCND)」という姿勢を示し、また核保有国の同盟国(オーストラリア)が拡大抑止政策をとっていたため、非核兵器地帯条約に「一時寄港を一律に禁止する」内容を入れることができず、結局、この問題は非核兵器地帯内の各国の独自判断に委ねられることになった(ラロトンガ条約第5条)。バンコク条約(第7条)、ペリンドバ条約(第4条)も、これになっている。条約の関連部分を表に示しておこう。(表3)

また、本研究の共同研究者・都留康子の指摘で明らかになったように、国連海洋法条約の発効(94年)が、この進展に関して重要な意味を持っていると思われる。⁷すなわち、これによって領海の無害通航権や国際海峡通過通航権の国際法上の地位が明文化され、それとの関連でこの権利を侵さない形での核兵器搭載軍艦や航空機の通過に関する条項を、非核地帯条約の中に取り入れることが容易になったと考えられる。

3) 放射性廃棄物の投棄の規制

トラテロルコ条約には「放射性廃棄物を投棄すること」を禁止する規定はなかったが、ラロトンガ条約以後、すべての非核兵器地帯条約において放射性廃棄物の海洋への投棄を禁止するようになった。バンコク条約では、海洋への投棄のみならず、さらに空中への放出と自国領域外の陸地で処分することも禁止している。ペリンドバ条約では、国境を超えて放射性廃棄物を移動したり、輸入したり、投棄することを禁止している。

4) 非核兵器地帯の適用範囲

非核兵器地帯の適用範囲に関しては、それぞれの条約が特有の定め方をしている。トラテロルコ条約とラロトンガ条約は、非核兵器地帯内の国家の領土・領海をこえた広範囲な公海を非核兵器地帯に指定した。バンコク条約は、領土・領海の他に200カイリ排他的経済水域(EEZ)を非核兵器地帯とした。ペリンドバ条約は、領土・領海を非核兵器地帯の範囲としている。

5) 核施設への攻撃の規制

トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約には核施設への攻撃を規制する条項はないが、ペリンドバ条約では、「核施設に対する、通常手段あるいは他の手段による、武力攻撃を目的とするいかなる行動もとらない」ことが義務づけられている(第11条)。これは核エネルギーの平和利用に関しては相互に理解・協力しようというねらいの現れである。

2. 東北アジア非核兵器地帯

(1) 日本における市民意識の現状

3年毎に行われる内閣府の世論調査によれば、日本の市民の安全保障や平和に対する関心は増え続けている。そんな中で、98年の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）によるテポドン発射事件が国会を騒然とさせたことに表れているように、日本自身が武力紛争の当事国となるという想定が一般化し始めている。01年には米国にブッシュ政権が登場し、北朝鮮を「悪の枢軸」と呼び、北朝鮮の核兵器・弾道ミサイル開発問題を重要な国際問題として焦点化した。その論調は、メディアを通じて広く市民社会に流された。一方、米国において01年9月、9・11事件が発生し、米国は世界的な「対テロ戦争」を宣言し、アフガン戦争（01年～）、イラク戦争（03年～）と軍事行動を起こした。このような流れと東北アジアにおける緊張を重ね合わせて、日本の市民の多くは「戦争」のことを以前よりも身近かに感じるようになった。

日本の政治も、国際的な「対テロ戦争」を言外に北朝鮮問題と関連づけながら、国家安全保障の現実的な担保は軍事力であると公然と述べる方向に舵を切った。小泉首相が、「国連は日本を守ってくれないがアメリカは守ってくれる」（04年1月）と国会で述べたことに、このような変化が象徴的に現われている。日本政府は弾道ミサイル防衛に関する日米技術研究協力を開始し（98年）海上自衛隊をインド洋・アラビア海へ派遣し（01年～）、陸上自衛隊、航空自衛隊のイラク派遣（04年～）を行い、米軍との連携の下に一気に国際的な軍事的関与を進めた。

しかし、戦後60年にわたって平和憲法下で形成されてきた日本の市民の平和意識は、一部で言われるほど未だ大きく瓦解してはいないと考えられる。市民は日本の安全保障への関心を高めつつも、軍事的関与に関しては複雑な反応を示している。たとえば内閣府の世論調査において、9・11を挟んだ2000年1月と03年1月を比較すると、日本の防衛費の増加を望む声と縮小を望む声は、どちらも同じように増えている。⁸

市民の中において、戦争を放棄し、交戦権を否認した憲法9条への確信が揺らいでいることは事実であろう。その大きな原因の一つは、憲法9条によっていかにして平和が守られるのか、具体的なイメージを抱くことができないことにあると考えられる。それは、憲法9条を基礎にした安保・外交政策の形として、平和機構の構想、とくに東北アジア地域の安全保障機構について現実的な議論が精力的に行われてこなかったことに多分に関係があるであろう。したがって、平和的手段による国際問題への関与の有効性について、理論的、例示的な議論が積極的になされるならば、それに共感し、政策選択に至る素地が、日本の市民の中に今も十分に存在すると考えることができる。

(2) 米軍支配からの脱皮

東北アジアの安全保障は、米軍プレゼンスと核抑止力といった軍事的用語によって長く語られてきた。いまもなお、この地域の安全保障環境は、太平洋戦争の終結以来この地域に駐留している米軍に強く支配されている。その存在は、地域の市民が協力的な安全保障

の仕組みを築こうとする努力においては、脱皮しなければならない強固な枠組みとなっているといっても過言ではないであろう。

日本に関して言えば、日米安保体制のもとで経済大国となった日本は、その代償として、東アジアにおける自立的な平和外交の道筋をほとんど見失っていると言っても過言ではない。日本と中国、日本と韓国、日本と北朝鮮、すべての安全保障に関係する外交において、日本は米国を強く意識して行動せざるをえない。たとえば、「日本は軍事大国にならない」という日本のアジア外交における基本的誓約は、日米安保体制による米国の軍事力を担保として初めて採択されているものである。したがって日本政府は、強力な米軍のプレゼンスを確保することを最優先にした安保政策をとらざるをえず、この日米軍事同盟が地域の緊張をいっそう高めるといふ悪循環を断ち切ることができない。

韓国翰林大学リー・サムソン教授は、冷戦時代において形成され、冷戦後の今日においても東北アジア全体を支配しているこの緊張関係を、3次元の緊張と呼び次のように述べた。⁹

「朝鮮半島における持続する軍事的緊張、地政学的な野心を抱く地域の大国間（引用者注 主に日米同盟対中国）の対抗心と軍備競争、そして、東アジア国家間の歴史的な分断を凍結し強化する形の同盟システム。ごく最近まで、地域におけるこれらすべての3次元の緊張が、完全なまでに相互に強化し合うように作用し、結果として、ユニークな国際関係をこの地域に作りだし永続化させてきた。つまり、ここにおいては、政治的、軍事的に意味のある地域内国家間の対話を促進しようとするいかなる真面目な地域の内部的努力も、事実上失敗を運命づけられてきたのである。」

安全保障についての非軍事化（信頼醸成、予防外交）や地域協力化に向かおうとする世界の長期的な趨勢からみると、米軍を要として地域安保を持続させる形態は、東アジアにとって桎梏であり、障害であると考えべきであろう。このことが典型的に現れているのが、最近の日米による弾道ミサイル防衛の共同技術研究と配備の決定である。日本と米国が、中国や北朝鮮のミサイルを撃ち落とす新兵器システムを日本周辺に配備し、それを今後長期間かけて高度化して行くことを決定したのである。韓国もこれに同調しようとしている。そこに支配する考え方は、旧態依然として軍事力優位追求の思想である。これによって、「日・米・韓」対「中・ロ・北朝鮮」という東北アジアにおける冷戦時代の対立関係が、そのまま固定化され、新しい軍備競争の下地が作らようとしている。

（3）「核武装」か「核の傘」かの2項対立

日本の場合、その安保政策の根本のところでは「核武装」か「核の傘」かの2項対立の固定観念に縛られてきたことを確認しておく必要があるだろう。米国が北朝鮮に対する安全の保証を与えることが話題になるなど、米国の「核の傘」が変更される兆しがあるとき、必ずと言ってよいほど、日本の核武装への懸念が内外で話題になった。

約40年前となる1964年10月、中国が最初の核爆発実験を行った。それが日本の政治に与えた衝撃は、絶大なものであった。侵略戦争によって多大な被害を与え、まだ国交の回復していなかった隣国が、核兵器を持ったのであるから、日本の指導者たちが置かれた状況は想像できるであろう。直後に成立した佐藤栄作内閣は、ここで米国の「核の傘」

への依存と日本自身の核武装を放棄する非核3原則とをセットで含む「核の4政策」を選択した。

しばしば非核3原則だけが語られるが、佐藤首相が打ち出した政策のポイントは、米国の「核の傘」への依存であった。日本自身は核兵器を持たないが、米国が日本防衛のために核兵器を使用するという約束を、米国から取り付けたのである。そのときに非核3原則を同時に言わせたのは、政府による積極的な非核の選択というよりも、広島、長崎の被爆体験に根ざした日本の強力な反核世論であった。

以来、核兵器を巡る日本の政治選択は、「核武装」か「核の傘」か、という2項対立の枠組みの中に置かれた。45年ぶりに自民党政権に代わって首相となった細川護熙氏が、後に米国の『フォーリン・アフェアーズ』誌(1998年7/8月号)に投稿して、日本は「核武装を放棄した以上、同盟国の核の傘に依存するほか道がない」と述べたことは象徴的である。細川氏が、非核地帯の創設という第3の選択肢に思い至らなかったことは、2項対立の固定観念が政治家の中でいかに強かったかを物語っている。

現在、北朝鮮の核兵器開発を巡って行われている議論もまた、同じ枠組みの中で堂々巡りを繰り返しているように見える。

03年8月、北朝鮮の核問題解決のために6か国協議が初めて開催される2週間前、現役の防衛大学校長である西原正氏が『ワシントン・ポスト』紙に投稿して「米国は北朝鮮を攻撃する意図がないことを述べる協定に署名してはならない」「(そうすれば)日本政府は米国との同盟に信頼できなくなり、報復のための核兵器開発に踏み切るだろう」¹⁰と述べたことは記憶に新しい。その後の報道によれば、日本政府は米国政府に対して核抑止力の維持を要請し、米国政府は日本の要求を容れて、北朝鮮に対する核抑止力の維持を再確認したという¹¹。

このように、40年以上の歳月を経た今も、日本の安全保障政策は、「核武装」か「核の傘」かという2項対立の枠組みの中に置かれている。これは核に対する恐怖とそれに打ち勝つための威嚇という力の対決の枠組みである。そのことによって、日本はリー・サムソン教授の言う3次元的緊張を作り出す当事国となっている。

(4) 手がかりとしての東北アジア非核兵器地帯

問題は、日本の安保政策だけではない。現在、北朝鮮の核兵器開発問題がこの地域の安全保障に関する重大な関心事の一つであることに端的に示されているように、地域的緊張の根底に核兵器に起因する相互の脅威感がある。一面的な情報の流布によって北朝鮮の「不当な」行為がこの緊張を生みだしている根本原因であるかのように見られがちであるが、問題ははるかに複雑で歴史的なものである。

まず、日本による朝鮮の苛酷な植民地支配と侵略戦争、日本の敗戦、米口による南北朝鮮の分断、それに続く朝鮮戦争という東北アジアの戦争と不信の歴史が、厚い層となってこの地域の安全保障問題の下地を作っている。続く米ソ冷戦の数10年、米ソの軍事力がこの地域を支配し、この不信をいっそう強化し、分断を強化した。その頂点に核兵器による睨み合いがあったことは言うまでもない。事実、米国は90年代初頭まで、韓国領土に実際に使用することを前提とした戦術核兵器を配備していた。冷戦後には、前述したよう

に、唯一の超大国となった米国の軍事力が、地域的安全保障の圧倒的な決定因子として居座り、米国の核抑止力が、今も米韓、米日安保関係の核心部分を形成している。

そんな中で、すでに述べたように、日本は周辺核兵器国や北朝鮮への不安から米国の核抑止力に依存し続けている。北朝鮮は、米国の核兵器が自国の政治体制の崩壊を狙っていると戦時体制を敷いている。その一方で、朝鮮半島においては、平和憲法がありながらも世界有数の近代軍事力を保有するに至った日本に対して、核兵器保有へといつでも転換できる能力を意図的に維持しているとの警戒心が絶えない。同時に、韓国においては、自国の独立を保証する究極兵器として核兵器保有を主張する「核主権」論が根強く存在する。韓国「中央日報」の世論調査によると、核武装のオプションを捨てるべきでないとする韓国民が82.3%（99年2月調査）、81.9%（96年9月調査）と圧倒的多数であり、後者の調査では、「南北朝鮮が統一されたとき、アジアの大国への警戒のために韓国は核兵器を持つべきですか」という問いに、82.6%が「はい」と答えている。「アジアの大国」が日本を意味していることは想像に難くない。

このように、地域の各国は複雑に絡み合う核兵器に関する潜在的脅威を感じ合っており、諸国間にある積年の相互不信の関係を考えると、この地域には「核兵器競争の種」が止めようもなく増殖する温床がある。このような状況において、東北アジア非核兵器地帯を設置することは、地域的な核兵器開発競争を予防し、地域の軍事的緊張を緩和し、相互信頼に基づく地域安全保障の枠組みを確保する上で、極めて重要な意味を持つであろう。

冒頭で紹介したウプサラにおける国際セミナーは、ウプサラに本拠をおくダグ・ハマーシヨルド財団が中心となって準備をしたものであるが、ピースデポも共催団体の一つであった。ピースデポは、他の共催団体とともに、東北アジアが米軍基軸の安全保障体制から協調的地域安全保障体制へと転換するために、非核兵器地帯設立のための地域NGOの協力を発展させるという明確な目的意識をもってセミナーを準備した。

(5) さまざまな提案

東北アジアにおける具体的な非核兵器地帯の議論は、冷戦後に登場した。その経過を文献を通してたどってみたい。まず、年代順に整理した表を掲げておこう。(表4)

表4 文献からみた東北アジア非核兵器地帯の提案

年月	提案者	
1995年3月	エンディコット ¹²	非戦略核兵器に限定した限定的非核兵器地帯案。板門店を中心に半径2000Kmの円形案、その後、米国アラスカ州の一部を含む楕円形案を提案。
1995年	マック ¹³	韓国、北朝鮮、日本、台湾を含む非核兵器地帯案。
1996年3月	金子熊夫 ¹⁴	板門店を中心に半径2000Kmの円形案。核保有国と非核国に別々の義務を課す。

1996年5月	梅林宏道 ¹⁵	3つの非核兵器国（日本、韓国、北朝鮮）と3つの核兵器国（中国、ロシア、米国）による「スリー・プラス・スリー案」
1997年10月	エンディコットら ¹⁶	第一段階として韓国・日本・モンゴル、（北朝鮮）の非核兵器国による限定的非核兵器地帯を創設する提案。
2004年4月	梅林宏道ら ¹⁷	「スリー・プラス・スリー案」のモデル条約の提案

1) ジョン・エンディコットらの提案

95年3月、ジョン・エンディコットらの研究グループ（米国ジョージア工科大学の国際戦略・技術・政策センター）は、数年にわたる共同作業の結果として、東北アジア非核兵器地帯の提案を公表した。エンディコットらの活動の経過は99年になって詳しく報告されたが、それによると作業は91年にさかのぼる。しかし、長い間それは限られた個人レベルの研究作業と意見の交換に留められていた。

エンディコットらの最初の非核地帯の提案は、朝鮮半島の非軍事境界線（板門店）を中心に半径約2000km（1200カイリ）の円を描き、その中を非核地帯にするという円形地帯の提案であった。地帯内には、韓国、北朝鮮、日本、台湾の全体と中国、ロシア、モンゴルの一部が含まれる。また、日本、韓国に軍事基地をもつ米国も、条約参加国に含まれる。しかし、その後、地帯内に米国領土が物理的に含まれるべきであるという考えから、円形を長軸が米国アラスカの一部にまで伸びるような楕円形地帯（実際にはアメリカン・フットボールの形をしている）に拡大した非核地帯案へと提案を発展させた。

彼らの提案は、「非核化の対象をひとまず非戦略ミサイル用弾頭に絞る」という限定条件のついた「限定的非核兵器地帯」の提案であった。

2) 金子熊夫の提案

96年3月、金子熊夫（日本エネルギー環境外交研究会会長、元日本外務省原子力課長）は、エンディコットらとは別に、同様な円形地帯案を提案した。金子の案は、限定的非核兵器地帯案とは異なり、地帯内の核兵器保有国と非保有国に別々の義務条項を課し、核保有国に対しては地帯内の核を段階的に撤去するという考えに基づく全面的な円形非核兵器地帯の提案である。

3) アンドルー・マックの提案

一方、アンドルー・マック（オーストラリア国立大学国際関係学部長（当時））は、「もっとも明白な北東アジア非核兵器地帯とは、韓国、北朝鮮、日本、そして台湾を含むものだろう」と提案した。台湾は国ではないが、APECの一員であり、東北アジア非核地帯を構成する地域としての条件があるという指摘である。

マック氏の論文は、95年、自らが編者となった国連軍縮研究所（UNIDIR）の報告書で発表されたが、エンディコット氏らの研究については触れておらず、当時はそれぞれの研究者の間に情報の交換がなかったことを示している。

4) 梅林宏道の提案

96年5月、梅林宏道(NGO「ピースデポ」代表、太平洋軍備撤廃運動国際コーディネーター)は、東北アジアの歴史と諸条件を考察し、より現実的な非核兵器地帯案として、「スリー・プラス・スリー案」を発表した。その案とは、東北アジアの非核兵器国である韓国、北朝鮮、日本の3か国が非核兵器地帯条約を締結し、周辺の3つの核兵器保有国、つまり米国、ロシア、中国の3か国が「消極的な安全の保証」などを含む非核兵器地帯尊重の議定書に参加する、というものである。

「スリー・プラス・スリー案」のアプローチは、中心となる3か国がすでに公言している政策に立脚できるという利点を持っている。南北朝鮮の間では92年1月に署名され、同年2月に発効した「朝鮮半島の非核化共同宣言」があり、この中で「核兵器の実験、製作、製造、受領、所有、貯蔵、配備、および使用をしない」ことや「原子力エネルギーを平和目的にのみ利用する」ことを約束している。

一方、日本は、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」という「非核三原則」を持っている。また、1955年の原子力基本法は原子力の軍事利用を禁じている。

5) エンディコット氏らのさらなる提案

先に述べたエンディコット氏たちは、限定的な非核兵器地帯構想の実現にむけた取り組みをする過程で、たとえ戦術核兵器に限ったとしても、円形ないし楕円形地帯の実現は極めて困難であることを知った。地帯の大きさ、形、含まれるべき兵器の種類、管理機構の詳細など、主要な問題についての進展が期待できない状況の中で、97年10月、このグループは新しい提案を打ち出した。それは、第一段階と考えられた限定的な非核兵器地帯に至るためのさらなる最初のステップとして、「日本、韓国、可能ならばモンゴル、そして、もし非核保有国としての地位が明確になれば北朝鮮、という非核兵器国に基礎をおいた第一段階・限定的非核地帯を創出する」というものである。これは、梅林の「スリー・プラス・スリー案」に近いものである。

6) 梅林らのモデル条約案の提案

梅林は自らの「スリー・プラス・スリー案」が東北アジア非核兵器地帯への最も現実的なアプローチであることを確信し、日本や韓国の諸団体とともに提案の推奨に努力を続けてきた。03年4月、ジュネーブでのNPT再検討準備委員会におけるNGO意見表明の公式セッションにおいて、梅林は各国政府代表を前に「スリー・プラス・スリー案」を提起した。同日、「ピースデポ」と韓国のNGO「平和ネットワーク(CNPK)」は共催で、東北アジア非核兵器地帯に関するワークショップを開き、それを機に「スリー・プラス・スリー案」のモデル条約作成作業が開始された。

モデル条約は、04年4月、ニューヨークでのNPT再検討準備委員会にあわせてピースデポとCNPKが共催したワークショップで提案された。それは、従来の「スリー・プラス・スリー案」を再吟味し、核保有国の「消極的安全保証」が議定書ではなく、条約中の条項として組み込ませたものとなっている。モデル条約草案については次節に詳しく論じる。

3 . モデル条約

(1) スリー・プラス・スリー構想

簡単に上述したように、「スリー・プラス・スリー」構想は、この地域の非核兵器国である日本、韓国、北朝鮮の3か国を中心的な担い手とし、米国、ロシア、中国というこの地域に強い利害をもつ核保有3か国を支援国家として関与させるものである。東北アジアの現状を考えたとき、この構想は、諸提案の中でもっとも基本的な国家構成をもっており、その意味で現実にそった提案である。関係する6か国は現在の6か国協議のメンバーと重なるが、それは決して偶然の結果ではない。

また、前述のように、この構想においては、3つの非核国家が現在もっている公的な政策、すなわち「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」や日本の非核三原則、原子力基本法をベースにして非核兵器地帯を構想することができる。もちろん、北朝鮮の核兵器開発が重大な疑惑として存在している。このことに関して、以下の経過を想起しておきたい。

つまり、まず02年1月にNPT脱退宣言を行った文書において、北朝鮮は「我々は、NPTから脱退するが、我々に核兵器を生産する意図はない。現段階においては、我々の核活動は平和目的のみに限定されている」と述べた。しかし、その後、再選された米国ブッシュ政策においてライス国務長官が「北朝鮮は圧制の拠点」¹⁸と発言したことに反発して、05年2月、北朝鮮は外務省声明において「自衛のためにニュークを製造した」と述べた。しかし、それが実際に何を意味するのか不明であった。そんな中で、05年9月、北朝鮮を含めて6か国協議は共同声明を発し、92年の南北非核化宣言は「遵守され、かつ、実施されるべきである」と合意した。したがって、「スリー・プラス・スリー」構想の基盤は現在も存続していると考えてよい。

(2) 非核朝鮮半島と東北アジア非核地帯

「スリー・プラス・スリー」構想によるモデル条約の詳細に入る前に、この構想と朝鮮半島の非核化との関係を明確にしておきたい。

現在、北朝鮮の核問題に関連して、「非核朝鮮半島の実現」が国際的な合意になっていることは周知の通りである。それはもちろん望ましい目標である。現在の国際政治を考えると、東北アジア非核地帯化よりも先に実現される可能性がある。しかし、東北アジアにおける地域安全保障の観点から考えたとき、「非核朝鮮半島」と「東北アジア非核兵器地帯」の間には大きな違いがあることを指摘しておきたい。

まず第一に、「非核朝鮮半島」においては、東北アジアにおける緊張の一つの主要な原因である日本と中国の間の緊張は手つかずのまま残されるであろう。前述のように、日本の核安保政策の根本には中国の核兵器への懸念が存在している。中国は、核兵器保有の当初から、非核兵器国に対して核攻撃をしないという保証（消極的安全保証）を無条件に与えること、また、核兵器を最初に使用する国にならないこと（「第一不使用」政策）を繰り返してきたが、日本政府は「信用できない」という立場をとり続けている。

朝鮮半島の非核化によっては、この関係に変化は起こらないであろう。しかし、東北ア

ジア非核兵器地帯が実現すれば、現存する4つの非核兵器地帯条約がすべてそうであるように、日本の懸念は中国など核兵器国による消極的安全保証に法的拘束力をもつ仕組みが作られることになる。これによって、日本は脅威の一つから解放され、日中間の緊張は大きく緩和されるであろう。在日米軍の存在理由も大幅に減少するであろう。

第二に、前述した韓国紙『中央日報』の世論調査に見られるような強い対日警戒心を考えなければならない。92年の南北非核化共同宣言では、プルトニウム分離のための再処理施設やウラン濃縮施設を禁止することに韓国と北朝鮮は合意しているが、日本はすでにこれらを保有し稼働させている。IAEAの査察下にあるとはいえ、この状況は決して安定なものではない。つまり、「非核朝鮮半島」では、朝鮮半島から見た日本に対する核問題についての不信は解消されないし、将来増幅して行く可能性を残すことになる。

この問題の解決には、韓国、北朝鮮、日本が一つの相互査察のシステムに置かれることが必要である。東北アジア非核兵器地帯の設立は、そのような制度を確立する。

第三に、「朝鮮半島の非核化」プロセスにおいては、東北アジアの協調的安全保障の担い手として中心的役割を果たすべき日本、韓国、北朝鮮が議論し対話を深めてゆく機会が必ずしも保証されない。6か国協議を含めて、現在進行しているプロセスでは米国の影響力が極めて強く、その状況は当面の問題が解決した後にも継続するであろう。それは、地域の国際関係が、これまでと同じように米国の単独行動主義によって翻弄される可能性を引きずることを意味している。

東北アジア非核兵器地帯条約においては、その構成上、この地域の非核3か国こそが協調的な地域安全保障の担い手となって行くことが期待される。とりわけ、韓国のリーダーシップが重要になるであろう。

(3) モデル条約の特徴

モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」(案)の全文を章末に付属資料として掲載した。これは、あくまでも議論を具体的に喚起するためのたたき台として提案されたものである。その内容の特徴と背後にある考え方を説明しよう。

1) 前文

モデル条約前文には、現存する他の非核兵器地帯条約にはない、いくつかの特徴がある。その一つは、この条約は実際に核兵器が戦争において使用された地球上唯一の地域における条約であること、また、日本と朝鮮半島には今なお苦しみを抱えている多くの被爆者が生存していることを想起している点である。また、核兵器が再び使用されるかも知れないという新しい脅威の認識を述べていることは、この条約の時代背景を示すものとして重要である。さらに、すでに本冊子で強調されているように、地域の協調的安全保障を築くための第一歩として、非核地帯の建設が優先的位置を占めているという認識が述べられている。

2) 6か国条約

モデル条約は、「スリー・プラス・スリー」構成を持ちながらも6か国条約の形を採用し

ている。すなわち、モデル条約第1条に定義されているように、条約締約国には「地帯内国家」(日本、韓国、北朝鮮)と「近隣核兵器国」(中国、米国、ロシア)の2つの範疇が存在する。地帯内国家には、第3条1項に示すような非核国家としての義務が課せられ、近隣核兵器国には、第3条2項に示されるような核兵器国としての義務が課せられている。

3) 核兵器に依存しない義務

地帯内国家の非核義務のうち第3条1項cは、他の非核地帯条約にない新しいものである。それは「安全保障政策のすべての側面において、核兵器に依存することを排除する」ことを唱っている。いわゆる「核の傘」政策の放棄である。

東北アジア非核兵器地帯条約が成立したとき、地帯内国家には近隣核兵器国から核兵器による威嚇や攻撃が行われない法的拘束力をもった消極的安全保証(後述)が与えられる。したがって、核兵器に対する「核の傘」はもはや無用となる。それにもかかわらず、もし日本や韓国が米国の「核の傘」を残すとすれば、それは公然と「非核攻撃に核兵器で対抗する」政策となり、NPT体制下において核兵器の役割を拡大しないために積み重ねられてきた国際合意に違反する政策となる。そのような違反は許されないであろう。¹⁹

4) 消極的安全保証

他の非核地帯条約においては、消極的安全保証の条項は、条約本体ではなく議定書に含まれ、条約成立後に核兵器国に対して加盟を求める形式となっている(表1参照)。本モデル条約では近隣核兵器国が地域の安保問題に深く関与していることを考慮し、彼らの消極的安全保証の義務条項は条約本体に入れた(第3条2項a)。こうすることによって、「安全の保証」問題がモデル条約においてより重要な位置を占めることになる。これは、安全の保証を重視する北朝鮮や日本には歓迎されるであろうが、米国の一部では交渉への慎重論を強める可能性がある。条約交渉に当たっては、利害得失を勘案して柔軟に考えるのが賢明であろう。

5) 艦船の寄港と領海通過

最近の非核兵器地帯条約では、核兵器搭載が疑われる艦船や航空機の寄港、領海・領空通過問題は、個別国家の判断に委ねる方式がとられてきた(表3参照)。東北アジア非核兵器地帯条約においても、これに準じるという考え方が当然ありうる。

しかし、日本政府は非核三原則で「持ち込み禁止」を唱っている。核兵器搭載艦の寄港を許す密約があるとする主張に対しても日本政府は繰り返しそれを否定している。そこで、モデル条約では既存の条約から一步前進させて、日本がとっている事前協議の制度を基礎に、近隣核兵器国に事前協議を義務づける方式を採択した(第3条2項c)。協議を受けたときに、許可するかどうかの判断は、個々の地帯内国家に委ねられている。

都留康子が指摘するように、軍艦の領海内「無害通航権問題」は国連海洋法条約体系の中で未決着であるが、事前通告や事前許可を要求している国は少なくない。²⁰日本は、非核三原則との関連において核兵器搭載艦船の無害通航を認めないとしている(1996年、第136国会衆議院外務委員会)。したがって、非核兵器地帯における事前協議制は現在の国際法の枠内で十分に可能であると考えられる。

本研究の共同研究者であるチョン・ウクシク（平和ネットワーク代表）によれば、韓国の市民団体の多くは、寄港の禁止を条約に盛り込むことを強く主張している。北朝鮮が、米国の核兵器の持ち込み問題を重視しており、この点について明確に禁止を定めた条約が望ましいという理由である。6か国協議などにおける、この問題についての今後の議論の展開と、条約の実現可能性との兼ね合いが鍵となってゆくであろう。

6) エネルギー協力

前述したように、92年の朝鮮半島非核化共同宣言は使用済み燃料の再処理（プルトニウム抽出）施設とウラン濃縮施設の保有を禁止している。東北アジア非核兵器地帯条約にこの禁止条項を入れることは、日本がすでにこれらの施設を持ち、エネルギー生産に組み入れている（特に濃縮施設）現状を考えると当面は困難であろう。一方で、南北共同宣言の合意が後退することには朝鮮半島の内外で強い抵抗があるであろう。結果として、モデル条約は、日本と朝鮮半島との間に原子力エネルギーのための核燃料サイクル確保上の明らかな不均衡が生じることを想定しなければならない。

この問題の解決策にはエネルギーの不均衡是正のための広範な諸問題を検討する必要があり、核兵器禁止を主眼とする一条約に、その解答を求めることは適切ではない。本モデル条約においては、問題の重要性を認識し、「エネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させる」ことを定めた（第4条4項）。

7) 被爆体験の継承と核軍縮教育の義務

被爆者が多い地域の非核兵器地帯条約として、地帯内国家にユニークな義務が課せられた。それは、核兵器が人間や社会に及ぼす被害の実態を、現在及び将来の世代に伝承することを含め、核軍縮教育の努力義務である（第3条1項d）。

(4) 論評と課題

モデル条約の作成過程で、この分野の専門家との意見交換があった。表4に掲げた東北アジア非核兵器地帯についての具体的構想の提案者の一人である金子熊夫は、ニューヨークの国連本部において開催されたワークショップ「モデル『東北アジア非核地帯条約』の提案 危機を超えて道を拓こう（04年4月28日）」にパネリストの一人として参加し、提案されたモデル条約は、今後の議論の出発点として十分に活用できるものであると、肯定的に評価した。

本研究の共同研究者の一人であるカン・チュンミンは、モデル条約の最初の草案作成段階において、すでに論じたような朝鮮半島と日本の間に顕在化するエネルギー政策上の不均衡に関して問題提起を行っていた。上記のワークショップにおいて、カンはウラン濃縮やプルトニウム再処理に関して、日本の施設の共同使用の可能性を一つの研究課題として指摘した。さらに検証制度のさらなる開発の必要性を強調した。²¹また、他の共同研究者であるシェン・ディンリ（沈丁立）は、モデル条約を「理想主義と現実主義を適切に組み合わせたものである」と高く評価し、中国における関心の喚起を約束した。同時に、核兵器搭載軍艦などの航行を可能にしている条約の内容は、さらに厳しく制限を強化する道を

追求すべきであるとの見解を示した。しかし、シェンは同時に、現在のままのモデル条約が定める規定においても、米国が「肯定も否定もしない政策」によって事前通告を拒否する可能性が高いとの見解も述べている。²²

モンゴルの非核地位が国連決議として採択されることに貢献したエンフサイハン大使は、モデル条約が「過去の4つの非核兵器地帯条約と比較していくつかの本質的な新機軸が打ち出されている。それはいい兆候である」と積極的に評価した。そのような例として「核の傘」への言及、消極的安全保証を条約本体に入れたこと、外国軍基地への言及、軍縮教育の義務、などを掲げている。²³

モデル条約の作成過程やそれをめぐる議論によって、いくつかの残された検討事項が明らかになっている。それを整理しておきたい。

第1の大きな問題は、検証システムの具体化である。モデル条約においては、この問題を「管理制度に関する付属書」に委ねており（第9条2項）付属書の内容が課題としてそのまま残されている。IAEAの能力を活用しながらも、地域諸国間にIAEAへの信頼度にばらつきがあることを勘案すると、地域の国家間の信頼と協力を深めて行くことができるような検証制度を開発することが必要である。

第2に、以前からの懸案でもあるが、核兵器の一時通過問題をいかに扱うかが、やはり引き続いて検討課題とならなければならない。まず現段階において、日本と韓国の市民社会のこの問題に関する経験交流と議論の深化が重要であろう。日本における事前協議制を巡る論争の歴史は長く、そこで獲得している成果も少なくない。しかし、核兵器国から非核兵器国への安全保証の確約が得られ、非核兵器国の核兵器への依存が放棄されるような本条約成立の局面においては、一時通過を禁止するという、もっと簡単な規制が現実性を帯びることが十分に考えられる。

第3の重要な課題は、先に述べたエネルギー協力の問題について、広範囲の議論を起こして行くことである。ここには合意形成に時間がかかる多くの問題が含まれている。原子力燃料サイクルの国際管理に関する議論、重大な環境問題、核拡散問題を抱えている原子力エネルギーによらない持続可能なエネルギーの開発についての国際協力の議論、などの進展を踏まえながら、東北アジアで先駆的な取り組みとして何をなすべきか、できるかが問われてゆく。

いずれの議論においても、最低限の要件を満たす東北アジア非核兵器地帯条約であっても、その早期成立が地域の平和と安定に大きな貢献をすることを本論は指摘しておきたい。

（5）実現へのアプローチ

最後に、東北アジア非核兵器地帯を政治日程に上らせるためのアプローチが問題となる。

国連軍縮委員会の作成した非核兵器地帯に関する研究報告に記されているように、非核兵器地帯は、あくまで地帯にある国の自発的イニシャチブによって形成されなければならない。²⁴ その意味では、当然ながらスリー・プラス・スリー構想の東北アジア非核地帯条約に関しては、6か国のいずれか、とりわけ、日本、韓国、北朝鮮のいずれかの政府が提案することが必要である。日本の市民社会としては、日本政府が最初の提案国となるよう努力すべきであろう。その場合、日本政府はまず非核地帯設立を目指す政治宣言を発する

のが有効である。しかし、同時に、韓国の市民社会が示してきた大きな民主力量の実績を考えると、韓国の市民社会との協力を強めることが、極めて大きな意味を持っている。

ひとたびイニシャチブをとる国が登場したときには、アセアン地域フォーラム、6か国協議などの多国間協議の場を活用して、テーマの伝播と深化を図ること、支持を拡大しつつ交渉へと導くことが必要となる。ある段階からは、条約締結を目指すことを中心課題とした6か国協議が重ねられることになるであろう。

それぞれの段階において、市民社会の果たすべき役割は極めて大きい。とりわけ、日本と韓国の市民社会は協力しながら、それぞれの社会条件に見合った有効な活動を展開することが求められる。日本では、核軍縮議員ネットワーク(PNND)²⁵の関心を喚起することが急務である。社会的関心の喚起、国会議員への働きかけ、政府へのアプローチなど、いずれにおいても、本研究の成果であるモデル条約が極めて有効な資料となると考える。

また、市民社会は、すでに築いている、広く国際社会から協力を引き出すために有効なネットワークを活用することができる。とりわけ、ニュージーランド、カナダなど軍縮に熱心な政府に関係するNGOとの連携や、北朝鮮と国交のある国のNGOとの協力など、多くのさらに開拓すべき分野がある。

本研究にあたっては、薮玲子さんにデータ整理などの助力を頂いた。厚くお礼申し上げたい。

¹ Dhanapara, Jayantha, *Nuclear Weapon-Free Zones: Challenges and Opportunities*, International Seminar 1-4 September, 2000, Uppsala, Sweden

² 世界初の非核兵器地帯条約である。1962年のキューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展し、1963年、国連総会においてラテン・アメリカの非核化を求める決議が採択された。トラテロルコは条約が署名されたメキシコの首都メキシコシティの外務省がある地域の名称であり、アステカ文明の遺跡がある。最初は名称に「カリブ地域」が入っていなかったが、1990年に現在のように改められた。中南米33ヶ国が対象で、すべての国が批准。最後の加盟国となったキューバは、2002年11月に加盟した。

³ 1966年から始まったフランスによる南太平洋地域における核実験を背景に、南太平洋諸国では核実験反対の声が高まり、1965年の国連総会で南太平洋における非核兵器地帯設置を支持する決議が採択された。1985年の南太平洋フォーラム(SPF、現在の南太平洋諸島フォーラムの前身)総会において条約が採択、署名された。ラロトンガ条約の名称は署名が行われた南太平洋クック諸島ラロトンガ島に因んでいる。太平洋諸島フォーラム(PIF)加盟の16の国と地域(自治領)が対象で、現在の締約国・地域の数は13(オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィジー諸島、サモア、ソロモン諸島、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、クック諸島、ニウエ島)。ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名。

⁴ アセアン(ASEAN、東南アジア諸国連合)は設立当初から、東南アジアの域外国からいかなる干渉もされない地域を確立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯(ZOPFAN)構想」を掲げ、非核兵器地帯化はその構想実現の一環として位置づけられていた。1995年、バンコク(タイ)で開催されたアセアン首脳会議において東南アジア10カ国の首脳が条約に署名し、1997年3月に発効した。アセアン諸国10ヶ国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)が対象である。最後の加盟国はフィリピンであり、2001年に批准し10カ国全ての国の加盟が実現した。

⁵ アフリカにおける非核化の動きは、1960年のフランスによるサハラ砂漠での核実験開始に前後して始まった。1961年11月、国連総会でアフリカの非核兵器地帯化が求められ、1964年、アフリカ統一機構(OAU、現在のアフリカ連合の前身)の首脳会議で「アフリカ非核化宣言」が採択された。1991年に南アフリカ共和国が核兵器を放棄し、核不拡散条約(NPT)に加盟したことから条約化が進展し、1995年6月、OAU首脳会議において、アフリカ非核地帯条約が採択され、1996年4月にアフリカ諸国45カ国が条約に署名した。(当時のエチオピアからエリトリアが分離独立したので、46カ国という数え方もある。)ペリンドバは1995年に条約が採択された南アフリカ共和国の地名である。アフ

リカ諸国54カ国が対象であり、現在の加盟国は19カ国。28カ国が加盟したときに発効する。

⁶ The United Nations Disarmament Yearbook, Volume 24, 1999, p.249

⁷ 都留康子「海から見る北東アジア非核地帯構想 問われる日本の非核三原則」、『核兵器・核実験モニター』第209-10号、2004年5月15日。

⁸ 内閣府大臣官房政府広報室「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」

<http://www8.cao.go.jp/survey/h14/h14-bouei/index.html>

<http://www8.cao.go.jp/survey/h11/bouei/index.html>

⁹ Lee, Samsung, *A Nuclear Weapon-Free Zone in Northeast Asia: The Political and Security Context*, International Seminar "Nuclear Weapons-Free Zones: Crucial Steps Towards a Nuclear-Free World" September 2000, Uppsala, Sweden, p.2

¹⁰ Nishihara, Masashi, *North Korea's Trojan Horse*, The Washington Post, Aug. 14, 2003

¹¹ 『共同通信』、2003年10月30日、また『朝日新聞』、2003年11月20日。

¹² Endicott, John E. & Gorowitz, Alan G., *Track II Cooperative Regional Security Efforts: Lessons from the Limited Nuclear-Weapon-Free Zone for Northeast Asia*, Pacifica Review, Volume 11, #3, October 1999. Also Center for International Strategy, Technology & Policy, Georgia Institute of Technology, *The Bordeaux Protocol of the Limited Nuclear Weapon Free Zone for Northeast Asia*, March, 1997

¹³ Mack, Andrew, *A Northeast Asia Nuclear-Free Zone: problems and Prospects*, Chapter 11 of "Nuclear Policies in Northeast Asia," UNIDIR/95/16, United Nations, 1995

¹⁴ Kaneko, Kumao, *Japan Needs No Umbrella*, Bulletin of Atomic Scientists, March/April 1996

¹⁵ Umebayashi, Hiro, *A Northeast Asia NWFZ: A Realistic and Attainable Goal*, INESAP Conference, Gothenburg, Sweden, May 30 - June 2, 1996. It appears in INESAP Information Bulletin, No. 10, August, 1996. Also, *Northeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone: Impact of the South Asian Nuclear Weapons Tests*, presented at the Alternative Security Conference, Manila, Philippines, July 22 - 24, 1998

¹⁶ エンディコットら、12と同じ。

¹⁷ Umebayashi, Hiromichi, *Proposal of a Model Northeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone*, Shanghai Workshop: A Nuclear Weapon-Free Zone and Missile Control in Northeast Asia, July 16-18, 2004, Shanghai. また、梅林宏道「提言：東北アジア非核兵器地帯条約」、『論座』2004年11月号。

¹⁸ Associated Press, Text of Condoleeza Rice's remarks, boston.com/news/nation/washington, January 18, 2005

¹⁹ たとえば、2000年NPT再検討会議において全会一致で採択された最終文書においては、次のように合意されている。「核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小する。」

²⁰ 都留康子、7と同じ。

²¹ 姜政敏（カン・チュンミン）「検証体制の発展に期待」、『論座』2004年11月号。

²² 沈丁立（シェン・ディンリ）「前進への突破口に」、『論座』2004年11月号。

²³ J・エンフサイハン「新機軸の新世代条約を歓迎」、『核兵器・核実験モニター』第225-6号、2005年1月15日。To be published in the Peace Depot Working Paper No. 1E, "A Model Treaty on the Northeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone."

²⁴ 6と同じ。

²⁵ 核軍縮議員ネットワーク・日本は、02年7月に結成された超党派の議員連盟。05年10月現在、46名が参加。代表は鈴木恒夫衆議院議員（自民党）。

<資料> モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」(案)

2004年7月3日

(以下の案は、今後、多くの専門家や関心のある市民が議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成された。梅林宏道)

前文

この条約の締約国は、
東北アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、
また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、
日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、
現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、
また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、
朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、
したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、
一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、
同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、
それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、
非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、
その設立が、1997年に発効した「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、
その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、
さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い

核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、
次のとおり協定した。

第1条 用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

- (a) 「東北アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。
- (b) 「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。
- (c) 「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。
- (d) 「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。
- (e) 「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。
- (f) 「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。
- (g) 「放射性物質」とは、国際原子力機関（IAEA）の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンプション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。
- (h) 「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。
- (i) 「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。
- (j) 「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条 条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「東北アジア非核兵器地帯」に適用される。
2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。
3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「東北アジア非核地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条 核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。

- (a) 東北アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、開発、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
- (b) 他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。
- (c) 自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置に依存することを完全に排除する。
- (d) 1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2. 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。

- (a) 東北アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用しない。また使用の威嚇を行わない。
- (b) 地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。
- (c) 近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通航権または通過通航権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条 原子力の非軍事的利用

- 1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
- 2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
- 3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。
- 4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

第5条 放射性物質の海洋投棄と空中放出

地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。

- (a) 東北アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。
- (b) 東北アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条 核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、東北アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条 東北アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために東北アジア非核兵器地帯条約委員会（以下、「委員会」と言う）を設立する。

- (a) 委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。
- (b) 委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。
- (c) 委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。
- (d) 委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
- (e) 委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその他の役員が新たに選出されるまでとする。
- (f) 委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第8条 執行委員会の設立

1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。

- (a) 執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。
- (b) 執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。
- (c) 執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。
- (d) 執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、全会一致によって合意を形成する。全会一致が成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

2. 執行委員会の任務は次の通りとする。

- (a) 第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。
- (b) 第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。
- (c) 本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。

- (d) 事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。
- (e) 適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。
- (f) 委員会からしかるべく授權を得た後、委員会のために、 I A E A その他の国際機関との間で協定を締結すること。
- (g) 委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第 9 条 管理制度の確立

- 1 . 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。
- 2 . 管理制度は、以下のものからなる。
 - (a) 第 4 条 3 項に規定する I A E A の保障措置制度
 - (b) 本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

第 10 条 署名、批准、寄託及び発効

- 1 . 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
- 2 . 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される に寄託される。
- 3 . 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第 11 条 留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第 12 条 条約の改正

- 1 . すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
- 2 . 採択された改正は、寄託国が締約国の 5 か国以上の受託書を受領した日から 30 日で発効する。

第 13 条 再検討会議

本条約の発効後 10 年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催

することができる。

第14条 紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条 有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

東北アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書（案）

本議定書締約国は、

核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって東北アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、年月日ににおいて署名された東北アジア非核兵器地帯条約に留意して、

次のとおり協定した。

第1条 東北アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯条約（以下「条約」という）を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条 核兵器の不使用

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯に対して核兵器、またはその他の核爆発装置を使用しない、また使用の威嚇を行わないことを約束する。

第3条 寄港と通過

議定書締約国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通航権または通過通航権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

第4条 署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」(案)に関する注記(2004.7.3)

1. 第1条(b): 他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、東北アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。
2. 第1条(c): 国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。
3. 第1条(f): 「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約(南太平洋非核地帯条約)によった。
4. 第1条(g)(h): 「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、バンコク条約(東南アジア非核地帯条約)によった。
5. 第1条(i)(j): 「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約(アフリカ非核地帯条約)によった。
6. 第2条3項: 「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。
7. 第3条1項(a): ここに列記されている義務項目は、「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」の文言に、研究と開発を加えたものである。
8. 第3条2項(c): 東北アジア非核兵器地帯に接する海域(黄海、東シナ海、日本海(東海)、太平洋)は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡(対馬海峡西水道)では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡)では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。

この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。

第3条1.(e): 地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通航、通過通航の権利に含まれない方法での領海の一時的通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。

また逆に、第3条2項を、寄港と一時的通過をともに禁止する条項とする、あるいは、寄港のみを禁止し一時的通過を事前協議制にする条項とする、などの選択肢もありうる。いずれの場合も、近隣核兵器国が合意するハードルを極めて高くすることになるであろう。

なお、当然のことながら、この条項が変化すれば、議定書の第3条もそれに従って変えなければならない。
9. 第7条、第8条及び第9条: 「東北アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、バンコク条約の関係条項を参考にした。
10. 第7条(b): 「東北アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。
11. 第7条(e): 「東北アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。
12. 第8条2項(c)及び第9条2項(b): 「管理制度に関する付属書」の案は、未完であり、今度の課題となっている。
13. 第9条2項(b): 第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象とな

ったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。

- 14 . 第10条3項：発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的效果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。
- 15 . 第11条、12条、13条、第14条及び第15条：「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。
- 19 . 議定書：議定書に関しては、バンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

第2章 専守防衛地位とその地域化

田巻一彦

1. 日本の「専守防衛政策」= 歴史と現在

(1) 生成

1946年の制憲議会において、吉田茂首相は野坂参三議員（日本共産党）の質問に次のように答弁した。「野坂議員は国家正当防衛による戦争は正当なり、とせらるる（ママ）ようであるが、私はかくのごときを認めることが有害であると思うのであります。近年の戦争は多く国家防衛権の名において行われたことは顕著な事実であります。ゆえに正当防衛権を認めることがたまたま戦争を誘発するゆえんであると思うのであります」¹。吉田首相がここで述べた安全保障の理念は、憲法前文並びに9条に合致する協調的安全保障であった。

しかし、その後ほどなくして、日本の安全保障政策が、「制憲議会」で吉田首相が示した理念と乖離する方向に進んでいったことは、あらためて見るまでもないであろう。朝鮮戦争を背景とした警察予備隊の創設（50年）、保安庁、保安隊への改編（52年）、防衛庁・自衛隊の発足（54年）そして、56年には「第一次防衛力整備計画」が決定され、日本は本格的な戦力整備へと進んだのである。

このような逆流の中であっても、憲法の軌範力を防衛態勢と兵力に及ぼそうという努力が途絶えたわけではなかった。その中の一つの重要な柱に「専守防衛政策」はあった。

「専守防衛政策」が初めて日本政府によって明言されたのは、70年のことであった。「わが国の防衛は、専守防衛を本旨とする。専守防衛の防衛力は、我が国に対する侵略があった場合に国の固有の権利である自衛権の発動により、戦略守勢に徹し、わが国の独立と、平和を守るものである。したがって防衛力の大きさおよびいかなる兵器を装備するかという防衛力の質、侵略に対処する場合、いかなる行動をするかという行動の対処等、すべて自衛の範囲に限られている。すなわち、専守防衛は憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である」²。

最新の05年版防衛白書においても、「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢をいう」と、この原則は堅持されている。

(2) 展開

「専守防衛政策」は、70年代以降の自衛隊の戦力拡大を抑制する力としてはたらいてきたといえる。以下、各年代の「防衛白書」と政府官僚の国会答弁の記述から見てみよう。

「他国に侵略的な脅威を与えるようなものは持たない」(70年、76年「防衛白書」)
(例) B52のような長距離爆撃機、長中距離弾道弾、攻撃型航空母艦、長距離爆撃機。

「性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器は持たない」(78年「防衛白書」)。(例) 従来からICBM、長距離爆撃機などが挙げられている。

「トマホーク」³は持てない」(84年6月29日、衆議院・沖縄北方領土特別委員会における山下新太郎外務大臣官房審議官の答弁)。

また、73年のF4戦闘機導入にあたっては、空中給油装置の装備が「専守防衛に反する」との批判を受け、爆撃装置とともに空中給油装置を取り外して配備するという措置もとられた。

76年に策定された最初の「防衛計画の大綱」で示された「基盤的防衛力構想」もまた、専守防衛政策と現実との接点に位置するものとして重要である。それは「我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有する」という考え方である。これは従来の「最悪シナリオ、最大対処」の「所要防衛力構想」を否定し、抑制的な防衛態勢を選択することを意味するものであった。

04年12月の「新防衛計画大綱」においてこの「基盤的防衛力構想」は放棄され、「多機能・機動的防衛力」へと転換された。しかし、四半世紀を超える冷戦下にあって、このような抑制的な防衛態勢が公式に維持されてきたことの意義は決して過小評価できない。

(3) 日本の「専守防衛政策」は擬態

このように、「専守防衛政策」は冷戦期から冷戦後にかけての日本の防衛政策を態勢・装備の面にまで及び一定の規定力・規制力として機能してきた。しかし、それは日本の安全保障政策、防衛態勢の全体を見れば、正しい評価とはいえない。

梅林宏道⁴の表現を借りれば、現実には、日本の「専守防衛政策」は「擬態」であった。それには二つの理由があると考えられる。

第一に、たしかに日本自体の戦力及び態勢は「専守防衛」の枠内にあったかもしれないが、日米安保条約の下で、日本における米国の「攻撃的戦力」の駐留を許してきたからである。例えば、80機以上の戦闘爆撃機を積んだ空母と随伴艦は、30年以上にわたり神奈川県横須賀を母港にし、ベトナムやイラク、アフガニスタンに攻撃作戦を行ってきた。沖縄に駐留する海兵隊遠征軍もまた、日本の防衛を任務にしていなかったことを米国政府自身が公言しており、03年から04年にかけてイラクに派遣された。

つまり、在日米軍は、「米国防衛」のための最前線として日本にいる軍隊であり、日本が

侵略されたときに初めて行動を起こす「戦略守勢」(70年「防衛白書」)ではなく、むしろ「戦略攻勢」の軍隊といえる。このような性格は、米国が01年の「9.11事態」以降強調している米本土の「多層的防衛」(Layered Defense)⁵によって一層あらわになった「専守防衛政策」とは程遠い構想である。自衛隊と在日米軍は、「米国は槍、日本は盾」という防衛分担の中で、相互に補完的に運用されてきたのである。そこでは、在日米軍はもっぱら攻撃的作戦によって日本の防衛に貢献するのである。

「専守防衛政策」が擬態とみなされるもう一つの理由は、日本自身が同政策の堅持を怠り、防衛態勢・戦力面で同政策の規制力をなし崩し的に形骸化してきたことである。73年に爆撃装置も空中給油装置も外して導入されたF4戦闘機の後継として、77年にF15を導入するにあたっては、「将来、必要になることが十分予想される」として、空中給油装置を備えたまま配備された。F2支援戦闘機には空中給油装置のみならず爆撃装置も装備された。これら戦闘機の作戦行動範囲は、能力的には中国本土や朝鮮半島、ロシアの一部を射程に収めるものである。87年、海上自衛隊に導入された海上給油が可能な大型給油艦「とわだ」、98年に最初に導入された大型で強襲揚陸作戦が可能な「おおすみ」型輸送艦なども、国外への戦力投射に利用しうる能力を備えている。

前節で触れた「基盤的防衛力」にしても、米国の核抑止力＝核の傘を中核とする日米安保体制に依存するという前提に立つものであり、政策的自立性において大きな矛盾をはらんだものであった。

さらに想起しなければならないのは、イラク戦争に対する日本の外交判断が、まず外交理念として「専守防衛」を放棄したものだということだ。ブッシュ政権によるイラクへの先制攻撃をどの国よりも確固として支持したのは日本政府であった。

米国のミサイル防衛の初期配備が、日本海へのイージス艦の配備という形で開始され、日本も自らのミサイル防衛システムの米国から導入する一方、日米共同研究を始めるに及んで、この矛盾はいっそう拡大している。日本政府は、国民と周辺諸国に対して「ミサイル防衛は専守防衛の兵器システムである」と説明しながら、「敵のミサイル発射が差し迫っているときにはミサイル基地攻撃も許される」、「(敵地攻撃は憲法の制約上)日本は不可能だが、米国の攻撃能力により補完され、それと一体的に運用される」との考えも示している。加えて、日本が自ら敵地攻撃能力を持つ兵器＝巡航ミサイル等を所有することすら、防衛庁の中では検討されている。このように「専守防衛システム」あるはずのミサイル防衛が、日本の防衛態勢を「専守防衛」からいっそう遠ざけるように機能していることは、皮肉以上に深刻な事態である。

(4)「専守防衛」を救い出す

本研究の目的である「専守防衛地位とその地域化」とは、このように現実政治の中で逼塞させられつつある、あるいは「擬態」とされてきた「専守防衛」を「救い出し」、真正かつ有効な地域安全保障のツールへと発展させることである。そのためには、日本の自衛隊のみならず日米安保体制を含めた「専守防衛化」が追求されなければならない。

2. 「専守防衛」概念の明確化

本節では、93年に国連が行った研究報告書「防衛的安全保障の概念と政策」(以下「国連報告書」)⁶を手がかりに、「専守防衛」の概念について検討する。さらに、そこで把握された概念を東北アジアと日本の現実に引き寄せて、実現性のあるものとして具体化の方向性を示す。国連報告書においては、日本の「専守防衛政策」は「防衛的安全保障」の現存する一典型として位置付けられている。

(1) 兵器が用いられる文脈全体に関わる

国連報告書の冒頭で、ブトロス・ガリ事務総長(当時)は、「防衛的安全保障」の複雑な側面を、「攻撃的兵器システムと防衛的兵器システムを区別することは、不可能とされないまでも、困難」であると言っている。そして報告書は次のように結論づける。「兵器が攻撃的性格であるか防衛的性格であるかは、その兵器の本来の性質と同じくらいに、用いられる文脈全体に関わっている」(136節)。この結論に照らすとき、先に述べたミサイル防衛を含む、日米安保体制下の日本の政策と自衛隊の態勢は、「防衛的安全保障」システムとは呼べないことは明白である。

(2) 「共通の安全保障」と密接に関連

また、報告書によれば、「防衛的安全保障」の達成は、「各国家が外部の軍事的脅威から安全であると感じることができるよう国家間関係を転換することを通して、国際の平和と安全に対する脅威を除去するのに必要な政治的、軍事的条件を創造するか否かにかかっている」(第98節)と述べる。すなわち「防衛的安全保障」は、一国家で完結するものではなく国家間の関係の中において追求されるべきものである。国連報告書は、「防衛的安全保障」は、「一国の安全保障が、地域の他国の安全保障と不可分である」という「共通の安全保障」と密接に関連し、地域的な軍縮、対話と信頼醸成を通じて相互の了解となったとき完成される、とも述べている。

(3) 「防衛的安全保障」の要件

国連報告書は、「防衛的安全保障」が成立するための三つの要件を挙げる。すなわち、国家間の友好的関係の確立と維持、紛争の平和的解決と武力不行使、そして検証可能な軍備管理交渉による奇襲・大規模攻撃能力の廃棄と信頼醸成による軍備の非攻撃志向への改編(12節)である。

これに対してサウル・メンドロビッツとメラフ・ダタン⁷⁷⁾は、「国連報告書」全体を基本的に歓迎しつつ、実践的立場から次ぎのようなコメントを加えている。

- 三要件のうち、 と は「防衛的安全保障」の潜在的の可能性を狭める。友好的関係が

なくても奇襲・大規模攻撃能力の削減は可能であり、「防衛的安全保障」の確立による「平和的で公平な紛争解決」は可能である。

- 報告書は、大国および現存する軍事同盟に対して「自衛権の自己規制」を求めるが、集団的防衛同盟は「一国の領域を超えた戦力投射能力」を与えているという現実への考察が欠如している。

そして、メンドロビッツらを得る結論は次のとおりである。

- 防衛的安全保障への転換は軍備の完全かつ全面的廃棄を意味しない。軍隊のないコストリカも軍隊を持つスイスもいずれも防衛的である。

- 軍備の防衛志向への再構築を一方的、二国間、多国間で進めることが求められる。

- 防衛的安全保障は国連憲章が禁じた軍備の使用もしくは威嚇を確認する拘束力のある法的文書として記されるべきである。

- 自衛権を投射能力の保持を正当化する根拠としてはならない。

(4) 東北アジア・日本への適用

国連報告書とメンドロビッツらのコメントを踏まえ、「専守防衛」の概念を東北アジアの現実と、陸続きの国境を持たないという日本の有利な条件を活かして発展させることが適切と考えられる。特に着目したいのは、メンドロビッツらが指摘しているように、「専守防衛」が「友好的な国際関係」の帰結として実現する「目標」であると同時に、むしろ、そのような国際関係を構築するための有効な「手段」であるという能動的位置づけである。朝鮮半島の核問題や日中、日韓の領土・資源問題など対立と相反する国益が錯綜するこの地域でこそ、「専守防衛」の積極的な意味合いは生かされると考える。

このような観点から見ると、日本が真に「専守防衛」の国となるためには、日本の防衛政策、軍備、態勢は次の要件を備えていなければならない。

安保政策が「共通の安全保障」の理念に立脚すること

「専守防衛」が一国の防衛政策として成立するためには、地域の緊張を緩和する努力を不断に行わなければならない。言い換えれば、日本の防衛政策が脅威とならないことが、近隣諸国から認識されねばならない。すなわち「各国家が外部の軍事的脅威から安全であると感ずることができるように国家間関係を転換する」(国連報告書)こと、すなわち、日本の「安全保障」が隣国の安全をも保障するような方法で追求されるということである。

このことはまた、「専守防衛」が必然的に二国的あるいは多国的アプローチを必要としていることを意味している。

この理念に照らせば、日本の米国の「核の傘」への依存政策は根本的に見直さなければならない。「核の傘」とは、日本に攻撃を仕掛けた国は、米国の核による報復攻撃で究極的なダメージを蒙るだろうという「恐怖」を与えることによって成立する安全保障だからである。

さらに、自衛隊のみならず日米安保に基づく米軍活動の「専守防衛」化も図られなけれ

ばならない。それは可能であると我々は考える。骨の折れる外交交渉を要するであろうが、日米安保条約はそれ自体では、日本に攻撃的戦力を配備することを義務付けるものでない。のみならず、次ぎのように自らを過渡的存在と認識しているからである。

「第10条(条約の終了) 1. この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認めるときまで効力を有する」

他国に脅威を与える軍事力投射能力を持たない

先に述べたように、歴代政府の「専守防衛的態勢と戦力」に立ち返り、再確認し、現実を是正することが必要である。具体例をあげれば、戦闘機の空中給油装置や爆撃装置を取り外すことによって、技術的にはその一部はすぐにでも実行可能である。さらに、射程100キロ以上のミサイル、航空母艦、戦略爆撃機などを恒久的に日本の装備リストから明確に除外することも可能であろう。また、空中給油機、大型給油艦、大型輸送艦なども運用思想はもとより、保有の可否そのものにさかのぼって再検討することも求められる。

日本領域、または限定されたその周辺区域に入った敵の攻撃力に対してのみ軍事力を使用する

前述のとおり、「敵のミサイル発射が急迫しているときには、ミサイル発射基地の攻撃も許される」という議論は「専守防衛」概念に反する。メンドロビッツらの言葉を借りれば、「自衛権を投射能力の保持を正当化する根拠としない」ことを防衛政策の基本理念とする必要がある。領土・領海・領空の外周のどこまでを武力行使が許される「周辺区域」と考えるかは、開かれた検討課題である。

脅威削減と軍縮に関する地域協議会の設置努力をする

で述べたように、「専守防衛」は一国で完結する概念ではなく、二国間あるいは多国間の了解となったときに完成される。このことから、日本と周辺国との間に、相互の脅威認識と防衛力の現状を話し合う協議会を設置する、あるいは設置を求め続けることが「専守防衛政策」の一部となる必要がある。協議会は相互の透明性と信頼を醸成するとともに、必然的に脅威削減のための軍備管理と軍縮を話しあう場となるであろう。

3. 2つの「転換モデル」

「専守防衛」的ではない安全保障という現実から「専守防衛」へと転換するプロセスを検討するための二つのモデルに着目したい。一つは、ニュージーランド政府が最近行った「防衛政策の転換」であり、もう一つは、国際NGO「戦争防止地球行動」が提唱する段階的アプローチである。以下にそれらを紹介する。

(1) ニュージーランドの防衛政策転換 (詳細は章末に添付)

2000年6月、ニュージーランド国防省は「政府の防衛政策の枠組み」を発表した。そこでは、まず「包括的アプローチ」として安全保障における軍事力の果たす役割の低減と相対化が図られる。「防衛は、ニュージーランドの外交・安全保障政策の一つの側面である。防衛政策と外交政策はニュージーランドの物理的、経済的、社会的そして文化的健全さを確保し、地域的・世界的責任を果たすため、緊密に連携しなければならない。政府は、安全保障に対する包括的なアプローチを継続する」。そして、防衛政策の目標は大きく言えば、次の二点に集約される。

ニュージーランドの国民・国土・領海、排他的経済水域 (E E Z) 及び天然資源の防衛。

国連や地域的な他国的枠組みにおける世界的、地域的安全保障及び平和維持

この見直しは、保持する戦力から「他国領土の攻撃能力」を撤廃するというドラステックな態勢の転換を伴うものであった。すなわち、ニュージーランドは戦闘機の導入計画のキャンセル、フリゲート艦の更新の中止という具体的な政策を実行に移し、国民・国土への「脅威のシナリオ」を明示して軍態勢のありかた全体の再編を目指している。その一方で、国連平和維持活動に対して多目的に利用可能な輸送艦の調達や軽車両の調達が図られる。「防衛政策の枠組み」は、同時に1984年以来の非核政策の堅持を明示している。一方、ニュージーランドが世界のどの国よりも積極的に国連の平和維持活動に軍隊を派遣していることはよく知られているが、この方針も堅持することが表明された。

(2) 「戦争防止地球行動」の行動計画：段階的プロセス

「戦争防止地球行動」⁸⁸は、サウル・メンドロビッツ(ラトガース大学/世界秩序モデル・プロジェクト)を議長とし、ジョナサン・ディーン(憂慮する科学者連盟)、メラフ・ダタン(平和と正義のための国際女性連盟)、レベッカ・ジョンソン(アクロニム研究所)、ランドル・C・フォルスバーグ(防衛・軍縮研究所)を含む、世界20か国、36人の平和研究者・活動家で構成する実行委員会が推進する国際NGOのプロジェクトである。88年以来、「戦争防止地球行動 戦争：ジェノサイド及び国際的武力紛争防止のための連合形成の試み」という行動計画を起草し、改定を重ねながら提案してきた。「行動計画」は次の三つの要素から構成される。

○紛争を予防し解決する手段を強化すること。ここには、国連及び地域的安全保障機構を基礎とした多国的な平和創造システムの強化が含まれる。

○国連、地域的安全保障機構そして個別国家の協力の下での一連の段階的措置によって、軍備及び軍事力の行使のリスクを低減させ世界平和のシステムを構築すること。

○平和の文化の普及を支援すること。

ここで紹介するのは、03年に改訂された「行動計画」において示された「5段階のプログラム」である。この段階的プログラムの基調は、以下に示す5つの段階を経て、個別

国家の軍備を大胆に削減しながらそれを国連や地域安全保障機構によって置き換えていくというものである。

第1段階：大規模な国家間戦争のリスクを減らすための初期的な措置。

第2段階：軍備及び軍事費の1/3削減と大型兵器・小型武器生産・貿易のより大幅な削減。第3段階：一国単独での軍事力行使の試行的禁止。

第4段階：世界の安全保障に対する責任の個別国家から国際的組織への委譲。

第5段階：各国の軍隊を短射程の国土防衛軍へと転換。

そして、各段階にとるべき措置を< A . 各国の軍事力、軍事費、兵器生産 / 貿易の削減 >、< B . 核兵器廃絶への努力 >そして< C . 国連・地域安全保障機構の平和維持・執行能力の信頼性向上 >の3分野について具体的に提案している。

「行動計画」の要約をまとめたのが次表である。03年の「行動計画」に段階ごとのタイムラインは記載されていないが、概ね全体で30年から40年、各段階は10年程度でオーバーラップしながら進行することが想定されている。

最後にあたる第5段階 = 「各国の軍隊は短射程の非攻撃的な国土防衛のためのものに完全に転換する」ことは、言葉を変えれば「専守防衛的防衛態勢の達成」である。

戦争防止地球行動 (Global Action to Prevent War)

国際戦争を防止するための段階的プログラム (2003年版)

段階	大目標	目標達成のための手段		
		A. 各国の軍事力、軍事費、兵器生産 / 貿易の削減	B. 核兵器廃絶への努力	C. 国連・地域安全保障機構の平和維持・執行能力の信頼性向上
第1段階	大規模な国家間戦争のリスクを減らすための初期的な措置	<ul style="list-style-type: none"> * 世界的軍備及び軍事費削減交渉の開始。 * 上記交渉中の軍備及び軍事費の凍結。 * 軍備、軍事費、兵器に関する情報の完全な相互公開。 * 大型兵器及び小型武器の生産・取引の25%削減。 * 軍事力に対する民主的な監督。 * 特定の紛争地域における注意深く計画された信頼醸成措置の実施。 * 武力紛争から経済的利益を上げることの制限。 * 軍備削減や検証に関する問題を解決する委員会の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> * 核拡散との戦いの継続。 * 対イラク政策は査察に集中。 * 米口の核兵器の警戒体制の解除による偶発的発射の防止。 * 米口の戦略・戦術核弾頭数を各々1000発以下に削減。 * 米口以外の核保有国の核削減交渉参加と弾頭数の凍結。 * ミサイル防衛の制限と宇宙の軍事化の阻止。 * 生物化学兵器禁止条約の実効性のある議定書の追求。 	<ul style="list-style-type: none"> * 国連内に新しい機動的緊急派遣司令部を設置。平和維持活動の迅速な派遣のため、5億ドルの緊急事態対処基金を設置。 * 各国の軍隊に国連平和維持・執行活動のための待機部隊を設立。 * すべて的大陸に緊急即応平和維持旅団を設立。 * 志願制の国連平和維持常設部隊の創設に着手。
第2段階	軍備及び軍事費の1/3削減と大型兵器・小型武器生産・貿易のより大幅な削減	<ul style="list-style-type: none"> * 各国の軍備を33%、軍事費を25%、大型兵器、小型武器を各々15%削減する条約の合意。 * 世界中の大型兵器・小型武器の生産と取引の総量を50%以上削減。 	<ul style="list-style-type: none"> * 核弾頭を一国あたり100発未満に制限。 	<ul style="list-style-type: none"> * 国連常設部隊の拡充、平和維持部隊を国別部隊から国連、地域安全保障機構の部隊へと移行し強化。 * 国連及び地域安全保障機構に有効に機能する軍事参謀委員会を設置。 * 国連事務総長に国連警察・平和維持部隊使用に関する限定された権限を付与。 * 国連の紛争予防機能の使用のタイムリーな決定の支援を促進するための世界的教育キャンペーンの実施。 * 国連が紛争予防、平和維持及び人道援助のための独自基金を設立することを許可。
第3段階	単独での軍事力行使の試行的禁止	<ul style="list-style-type: none"> * 軍備および軍事費のさらなる削減のための交渉の開始。 	<ul style="list-style-type: none"> * 残された核兵器及び運搬手段を国際監視の下での保有国領土内に不動化。 * すべてのミサイル、長距離爆撃機、攻撃機の厳格な制限。 	<ul style="list-style-type: none"> * 国連及び地域安全保障機構の紛争防止能力を厳格に検証しつつ、各国軍隊の領土外派遣を禁止する試行的な合意を成立。
第4段階	世界の安全保障に対する責任を個別国家から国際的組織に委譲	<ul style="list-style-type: none"> * 各国の軍備を33%、軍事費を25%、兵生産・取引を15%さらに削減。 * 大型兵器・小型武器の生産を国連軍及び国土防衛の目的のみに制限。 	<ul style="list-style-type: none"> * 厳格な検証と違反行為への緊急対処を伴う、核兵器の全廃の合意。 	<ul style="list-style-type: none"> * 志願制の国連及び地域機構軍の強化。 * 紛争予防の責任を、個別国家から国連及び地域安全保障機構によって運用される世界的な安全保障システムに恒久的に委譲。
第5段階	各国の軍隊を短射程の本土防衛軍に転換する	<ul style="list-style-type: none"> * 戦力投射能力の保有を国連及び地域安全保障機構が運用する比較的小規模な部隊のみに許す。 * 各国の軍隊は短射程の非攻撃的な国土防衛のためのものに転換する。 		

<要約をもとにピースデボが作表した。>

4. 地域概念としての「専守防衛」実現への手順

ニュージーランドが戦闘機廃止を決定するまで、政府と市民は「脅威感覚」の転換を促すのに相当の時間を要した。「戦争防止地球行動」の行動計画は、バーチャルな理念モデルではあるが、30年から40年の長期の積み重ねをへて「専守防衛的」世界を達成するという、現実的重みを持った提案である。

「擬態」としての「専守防衛」に甘んじている日本においては、なおさら多くの時間と忍耐、リーダーシップが必要となるであろう。何よりもこの、政策と理念が現実政治の中で逼塞し、陳腐化しているという国民の意識に新鮮な刺激を与え、参画を促していかなければならない。しかし、日本において「専守防衛」を本物にすることは可能であるし、それは「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と述べる憲法前文の求める姿である。

問題は擬態から転換するための段階的アプローチである。本報告では次の段階的手順を提案したい。

第1段階：東北アジア非核兵器地帯の設立

東北アジア非核兵器地帯（第1章参照）を提案し、設立努力を開始する。これによって地域の緊張緩和と「共通の安全保障」に向かう日本の方向性を、具体的かつ説得的に示すことができる。

第2段階：日本の「専守防衛地位」国連決議

まず、第4節で示した要件を骨子とする「日本の専守防衛地位」マニフェストを国会決議などの形で明らかにする。そして国連に「日本の専守防衛地位に関する国連総会決議」を提案する。これは、モンゴルの「非核地位に関する国連総会決議」を参考にしたアプローチである。98年に採択された総会決議は、次の内容を含んでいる。

- ・非核地位の宣言を歓迎する。
- ・核兵器国を含む加盟国が、モンゴル国の独立、主権、領土保全、国境の不可侵性などと非核地位を固め、強化するための必要な措置を、モンゴル国と協力してとることを奨励する。

言うまでもなく、この段階では、「マニフェスト」の実質化、とりわけ軍備態勢の「専守防衛」化への努力が開始されていなければならない。米国をはじめとする近隣諸国への事前の説明と支持国の獲得のための積極的な外交活動も行わなければならない。

第3段階：「脅威削減と軍縮に関する東北アジア協議会」

「専守防衛地位」の国際的認知を土台にして、「脅威削減と軍縮に関する東北アジア協議会」を設置する。このように日本の専守防衛政策の透明性と信頼性が担保された段階において初めて、ミサイル防衛システムは、「敵地攻撃力」を補完するものでなく、「専守防衛」のシステムの一部として検討される条件が生まれるであろう。もちろん、そのような状況

においてもなお、ミサイル防衛システムが軍事的に、技術的に、そして経済的に合理的なものとなされるか否かは、疑わしい。むしろ、日本の専守防衛政策が「擬態」を脱し、真性なものになるならば、東北アジアの情勢は「ミサイル防衛」を必要としないものへと飛躍的に転換することになるだろう。

¹ 第90回帝国議会（衆議院・1946年6月28日）。出典は前田哲男・飯島滋明「国会審議から防衛論を読み解く」（三省堂・2003年）。

² 1970年版「防衛白書」。

³ 米国製の巡航ミサイル（核搭載可能）。

⁴ 梅林宏道「＜擬態としての専守防衛＞から＜地域安全保障＞へ」（『世界』2004年増刊号「もしも憲法9条が変えられてしまったら」。岩波書店刊）。

⁵ 米国防総省（DOD）「本土防衛と市民支援のための戦略」（2005年6月・

<http://www.defenselink.mil/news/Jun2005/d20050630homeland.pdf>）は、国防総省が担う米本土の「多層的防衛」を次ように描いている。潜在的脅威に対する最大限の警戒を達成する。安全な遠方で脅威を抑止し、阻止し、打ち破る。作戦任務遂行能力を保証する。国内における、CBRNE攻撃（化学、生物、放射性、核及び高出力爆弾）による損害の極小化と復旧において、文民機関を支援する。国内的、国際的な国土防衛・安全保障能力を改善する。

⁶ "Study on Defensive Security Concepts and Policies", Office for Disarmament Affairs. Study Series 26, 1993.

⁷ "Defensive Security", Saul Mendrovits and Merav Datan "War or Health? A Reader", Chapter 46. Zed Books Ltd., London, 2002.

⁸ <http://www.globalactionpw.org>

<付録> ニュージーランドの防衛政策の見直し

前史：非核政策と非核法の誕生

ANZUS（オーストラリア・ニュージーランド・米国の三国軍事同盟）の一員としてベトナムに戦闘部隊を派遣したのを最後に、ニュージーランド国防軍は純軍事的役割を低下させ、むしろ外交的ツールとしての地位を拡大していった。しかし、1972年の徴兵制廃止を除いては、防衛をめぐる目だった政策変更はなかった。

激変は、84年に発生した。この年に誕生した労働党政権が、同年7月、ニュージーランドの港と領海から原子力推進艦と核搭載艦を排除する「非核法」を成立させたのである。法成立から6ヶ月後の85年2月に計画された米艦ブキャンの入港は、この法律がどのように運用されるかを占う試金石であった。ブキャンは原子力推進艦ではないが、核兵器を搭載能力を持っていたからである。米国は核搭載を「肯定も否定もしない」という伝統的姿勢をとったが、ニュージーランド政府は、同艦が「核兵器を搭載していない確証が得られない」ことを理由に入港を拒否した。これに対して、米国は、ANZUS同盟の下でのニュージーランドに対する安全保障義務を凍結した。

99年労働党政権の登場と防衛政策の転換

新世紀の扉を目の前にして、ニュージーランドは防衛政策の舵を大きく切った。この直接の契機は、99年に保守の国民党にかわる労働党 - 連合党連立政権（以下「労働党連立政権」と略す）の登場であった。

以前の国民党政権は、「均衡のとれた軍事力」の維持を強調し、同盟型の集団安全保障作戦にプライオリティをおいていた。これに対して労働党連立政権は防衛政策の力点を鋭く変化させた。すなわち、海外における軍事的関与のあり方の再検討に着手したのである。

新政権の防衛政策のプライオリティは ニュージーランド国土の防衛、 オーストラリアとの同盟関係、 南太平洋諸国への支援、 5か国防衛協定（英・豪・ニュージーランド・シンガポール・マレーシア）を含むアジア太平洋の安全保障に「適切な役割を果たす」こと、そして 世界各地における国連平和維持・支援活動に置かれた。

この基本的政策理念は、国民党政権の下で進められていた空軍と海軍の装備更新計画のキャンセルという形でただちに実行に移された。それは一言で言えば、海軍と空軍の外国に対する攻撃能力を廃止し、軍構成全体を「専守防衛」へと転換するものであった。

戦闘機の廃止

99年の総選挙当時、空軍では、老朽化したダグラス社のA-4Kスカイホーク戦闘機を、

ジェネラルダイナミクス社のF-16ファルコンに更新する準備が進められていた。このF-16購入計画は総選挙後ただちにキャンセルされた。「不用である」というのが新政権の評価であった。2001年には、スカイホークがすべて退役し、ニュージーランド空軍は国外に対する航空攻撃能力を失った。

フリゲート艦の更新中止

99年の総選挙当時、ニュージーランド国防省の中では、戦闘機の更新とともに、もうひとつの検討が進められていた。それは、海軍の水上戦闘能力に関するものであり、具体的にはそれまで一貫して保有していた4隻のフリゲート艦をどうするのかという課題だった。4隻体制は、フリゲート艦を常時作戦可能な状態で領海外に配備するのに必要な最低限のものである。

80年代後半、国防総省が提案した老朽艦2隻の更新は、きびしい反対にあったものなんとか議会の承認を得た。しかし、98年、国民党政権の下で3隻目の更新は中止されていた。その結果、労働党政権発足時点で、すでに現役のフリゲート艦は3隻になっていた。

労働党政権の決定は、05年に、残る3隻のうちの1隻である「カンタベリー」が退役した後も、交代艦を導入しないというものであった。結果、05年にはフリゲート艦は2隻になる。訓練やメンテナンスのサイクルを考慮すると、3隻体制の現在、すでにフリゲート艦部隊は6ヶ月以上の遠隔地での作戦継続能力を有していない。2隻になれば作戦継続可能期間はさらに短縮される。

防衛政策の枠組み(2000年) = 包括的アプローチ

新政権が着手したのは、直面する装備計画の見直しだけではなかった。装備の見直しは、戦略的意図に基く一過性のものではなく、長期的でかつ持続可能であり、国民・納税者に対して安心を与え、説明責任に答えるものであることを示すために、理念と包括的な方針を示すことが求められていた。

集中的な検討の結果、2000年6月に公表された「政府の防衛政策の枠組み」は、「序文」で次のように、安全保障における軍事力の役割を相対化した。「防衛は、ニュージーランドの外交・安全保障政策の一つの側面である。防衛政策と外交政策はニュージーランドの物理的、経済的、社会的そして文化的健全さを確保し、地域的・世界的責任を果たすため、緊密に連携しなければならない。政府は、安全保障に対する包括的なアプローチを継続する」。そして防衛力の一義的目的を「ニュージーランドの領土と主権を守り、オーストラリアとの条約上の義務に答え、南太平洋における義務と責任を充足すること」と定義した上で、「ニュージーランドは外国からの直接的脅威に直面しておらず、大規模な武力紛争に巻き込まれる可能性は小さい」との現状認識を示した。さらに「序文」は、次の

ように軍縮と国連中心の安全保障への支持と積極的関与、そして非核政策の継続を宣言した。「政府は、外交と軍備管理・軍縮、地球環境問題への関与、開発援助の提供、貿易及び文化交流を通して包括的な安全保障を促進することこそが、ニュージーランドが地域の安定と世界の平和に貢献する最良の道であると信じる。ニュージーランドは引き続き国際の平和と安定の維持のために国連憲章を遵守する。これらの姿勢を担保するために、政府は非核政策の維持と南太平洋の非核化の促進をはっきりと公約する」。

「防衛政策の枠組み」は、この基本的理念にたつて、「領土と排他的経済水域の防衛」など5つの目標を設定し、軍備見直しの基本的方向性を明らかにした。

空軍：地域パトロールと陸軍部隊輸送へのシフト

ジェット戦闘機の廃止によって空軍の主要装備は6機のP-3K哨戒機と輸送機（C130ハーキュリーズ及びボーイング727）となった。これらの航空機は、北島のオークランド及びオハカエの二基地に配備されているが、02年12月、政府はオークランド空軍基地の閉鎖を決定、オハカエに集約した。現在承認されている計画は、C130の装備改良とボーイング727の757への更新である。P-3Kは引き続き維持される。しかし、導入された60年代に主任務とされていた「対潜哨戒」がすでに時代のニーズには合致しないにもかかわらず、内部の装備は音紋解析など対潜水艦作戦のためにデザインされているという問題を抱えており、今後は装備面での変更が検討される。

海軍：多目的艦（MRV）の新規導入

05年の「カンタベリー」退役と入れ替わりに海軍が導入を計画しているのが、多目的艦（MRV）である。調達費用には1億ドルという上限が設定されている。最大250名程度を運ぶことができるこの艦船の用途は、国連PKO等平和支援作戦のための兵員輸送や災害時の救援活動であるが、必要に応じて南太平洋におけるパトロールやプレゼンスを示すための作戦にも活用される。

MRVと同時に海軍に導入されるのが、これまでフリゲート艦が行ってきた、ニュージーランドの排他的経済水域（EEZ）、南太平洋及び南大洋における警戒・監視活動を行うための遠洋巡視艦（OPVs）である。搭載する武器は機関砲のみであり、フリゲート艦がもっていた対潜水艦哨戒・攻撃能力は持たない。

陸軍：部隊の再編成と装備近代化

空海軍の重要な戦力削減によって節約された資源の投入先は陸軍である。労働党政権は陸軍こそが、国際的舞台上での使い勝手がよい軍隊であり、労働〔人員〕集約型なので雇用効果の面からも、もっとも投資効果が高いと考えている。

近い将来、陸軍は機動歩兵大隊2個、適当な数の大隊規模の支援部隊（砲兵、工兵、通信等）に6個連隊規模の予備役が加えたものに再編成される。新規調達が予定されている代表的装備としては、軽装甲車両（LAVs）が上げられている。この車両はまず既存の大隊に部分的に導入されるが、フル装備で作戦可能となるのは05年である。また、通信用機器、軽車両、直撃砲、対戦車兵器なども新規調達予定である。しかし、現在の通信用機器はベトナム戦争時代の老朽化した代物であり、軽車両のライドローバーは耐用年数を経過している上、東チモールでの作戦でたびたび故障を起こしたことを考慮すれば、新規調達といっても、装備は事実上「現状維持」といってよい。

一方、20年近く米国との共同演習が行われていない結果、陸軍は大隊レベル以上の規模での多国的共同作戦を遂行する能力を持っていない。

まとめと日本への教訓

このように、ニュージーランドの防衛政策の転換は、「専守防衛・国連中心主義・非核」を基本理念とした「不可逆的なプロセス」として、現在進行中である。南太平洋のニュージーランドと東北アジアの日本の中に、地政学的、国際政治的・経済的環境の相違を見出すことはたやすい。しかし、あるべき国家安全保障の姿を明示し、軍の役割りを相対化・限定する「包括的アプローチ」を明確にした上で、具体的な装備や組織のあり方を積み上げていくという手順は、「専守防衛政策の地域概念化」を考えるために大きな示唆を与えている。

03年10月、私たちが本助成事業の一環として招聘した、この転換の立役者であった元国防副長官・ディックジェントルズ氏は、東京で行った講演を次のように結んでいる。

『包括的アプローチ』をとることは、日本への重要な教訓の一つになります。安全保障とは、軍事面における脅威から自国を守ることだけではないことを認識する必要があります。『包括的アプローチ』は、安全保障の課題をより広い視野で捉えること、そして経済・社会・環境といった安全保障における他の課題と軍事的課題のバランスをとることを可能にします。日本でそのようなアプローチがとられれば、『人間の安全保障』の概念がさらに促進されることになるでしょう（後略）。

第3章 東北アジア・ミサイル管理体制

黒崎 輝

「人々の脳髄は、過去の思想の貯蓄場です。社会の事業は、過去の思想の発現です。だから、もし新しい事業を建設しようと思うなら、その思想を人々の脳髄の中に入れて、一度過去の思想にしておかなければなりません。なぜかという、事業はいつも現在において、結果という形で姿をあらわすが、思想はいつも過去において、原因という形をとるものだからです。」

中江兆民¹

1. はじめに

冷戦終結後、東北アジアでは北朝鮮による弾道ミサイルの開発や配備が地域安全保障に対する主要な脅威の一つとして浮上した。弾道ミサイル不拡散という観点からは、北朝鮮が弾道ミサイルや関連技術の主要な輸出国である点が問題視されてきた。また、弾頭ミサイルは核兵器の運搬手段として使用できるため、北朝鮮の核兵器開発問題も、同国の弾道ミサイル能力に対する周辺諸国の懸念を強めることになった。現在、北朝鮮は多数の短距離・中距離弾道ミサイルを日本や韓国、両国に駐留する米軍に向けて配備しており、米本土の一部に到達する長距離弾道ミサイルの開発を進めているとの観測もある²。北朝鮮の弾道ミサイル能力は意図的に誇張されているか、あるいは情報の欠如のために過大評価されているかもしれないが³、結果として、その弾道ミサイル関連活動が東北アジアの安定や安全に甚大な影響を及ぼしてきたことは紛れもない事実であり、その動向に今後も注意を払う必要がある。

もっとも、同地域でミサイル関連活動を行っているのは北朝鮮だけではない。他の国々もまた、弾道ミサイル、巡航ミサイル、その他多様なミサイルを開発、保有、配備している。そして、より重要なことであるが、北朝鮮による弾道ミサイルの開発や配備には、米国とその同盟国、すなわち日本と韓国によって軍事的圧力を加えられていることに対する反応という側面があることも否めない。おそらく北朝鮮を弾道ミサイル関連活動に駆り立てているのは、そのような外圧だけではない。経済的利益や国内政治といった諸要因も作用していよう。しかし、そうであったとしても、北朝鮮に対する軍事的圧力の緩和は、同国の弾道ミサイル問題をめぐる行き詰まりの打破に役立つかもしれない。

ところが、現実にはむしろ逆の方向に進んでいる。たとえば日本や韓国ではさらなるミサイル軍備増強の不吉な兆候が見られる。その背後にあるのは、北朝鮮との関与には同国の恐喝や軍事的冒険を抑止するための確固たる軍事力が必要なのだ、という論理である。そして、日韓米3か国の政府は、満足な成果が得られる見通しもないまま、北朝鮮の弾道ミサイル問題への従来のアプローチを継続している。

こうした状況の下、04年夏に米国はミサイル防衛(MD)システムの初期配備を開始

した。米本土、前進展開された米軍、同盟国や友好国を弾道ミサイルの攻撃から守ることが目的である。また、MDには米国の抑止力を補完する役割も期待されてもいる。しかし、MDが米国やその同盟国の安全保障を強化できるかは極めて疑わしい。それどころか、東北アジアにおいて否定的な帰結をもたらす可能性がある。第一に、米国のMD配備は、そのMDの傘に入るもの（日本と韓国）と入らないもの（中国、北朝鮮、ロシア）の間に一線を画すことによって、関係国間の相互不信を強めるかもしれない。第二に、米国政府はMDを弾道ミサイルの脅威に対抗するための「防衛的」手段と主張しているが、他の国（たとえば中国や北朝鮮）は同国のMDを攻撃的で挑発的なものと認識するかもしれない。なぜなら、それは、弾道ミサイルによる報復のリスクを低減し、米国政府にとって軍事行動をとりやすい状況をつくるために使用されうるからだ。最後に、中国、北朝鮮、ロシアは、米国のMDの盾を打ち破ることができるだけの抑止力を維持するため、自国のミサイル戦力の増強を強いられ、結果として、東北アジアで新たなミサイル軍備競争が引き起こされる可能性もある。つまり、米国のMD配備は、東北アジアで不必要に不確実性を高め、地域の安定を損ない、ミサイル軍拡を助長するかもしれないのである。

こうしてみると、東北アジアにおけるミサイルやミサイル関連活動を規制する方法を考究することは、今日、実に時宜に適っているようにみえる。主要な地域諸国は地域ミサイル管理への取り組みを通じて、北朝鮮の弾道ミサイル問題を解決に導くことができるかもしれない。また、地域ミサイル管理を通じて北朝鮮以外の国々によるミサイル軍備増強も防止できるかもしれない。北朝鮮の弾道ミサイルの脅威が低減または除去されたとしても、それとは無関係に自国のミサイル能力を強化しようとする国家がいるかもしれないからだ。そして、地域ミサイル管理の努力は、東北アジアにおけるミサイルの脅威を低減し、地域の国際政治環境の改善に寄与するだろう。

ところが、これらの潜在的な利点にもかかわらず、東北アジアでは政府レベルでも、市民社会でも、地域ミサイル管理に関するイニシアティブや合意が真剣に追求されてこなかった。しかも、現在、地域ミサイル管理は望ましいものであり、実現可能である、という了解すら同地域の関係国は共有していない。しかしながら、地域ミサイル管理は北朝鮮の弾道ミサイル問題に対処し、東北アジアの安定と安全を維持する上で、抑止やMDに対する実現可能なオルタナティブ（代替策）となりうるものである。以下ではまず、ミサイル管理のための過去および既存の措置と、それらの東北アジアにおける有効性を検討し、同地域のミサイル問題に効果的に対処するためには新たな地域ミサイル管理制度が創出される必要があることを指摘する。そして、東北アジアにおけるミサイル管理の障害について議論し、それらを克服する可能性について考える。最後に、東北アジアでミサイル管理を促進するための具体的な提案として、地域ミサイル制限体制構築への行程表を提示し、その内容について説明を加えてみたい。

ミサイルとは

(1) ミサイル

ミサイルは、標的に向かって何らかのエンジンによって推進される無人の兵器である。無誘導のものもあるが、今日では大多数のミサイルが何らかの誘導システムを持った誘導ミサイルである。

ミサイルには様々な種類があるが、推進方式、飛行の形態、射程距離といった特徴によって次のように分類することができる。

< 推進方式 >

ジェット推進：ジェット推進は、ファン（プロペラの集まり）によって集めた空気を燃料と燃焼させ、いきおい良く後ろに吹き出すことによって生じる噴出力で物体を前方に動かす動力である。ジェット・エンジンは、現在では旅客機をはじめとしたほとんどの飛行機に使われている。ジェット・エンジンによって推進されるミサイルには、巡航ミサイル（CM）がある。

ロケット推進：現在使用されているロケット推進は、ほとんどが化学ロケット推進である。小さな出口のある部屋（推力室）の中で燃料をと酸化剤を化学反応（燃焼）させ、高温高压のガスを作ってそれを出口から超音速で噴出させることによって推力を生み出している。空気を必要としないので大気圏外の推進に欠かせない。

< 飛行の形態 >

弾道型：揚力を生むための翼を持たず、ロケットの噴射で姿勢を制御しながら、放物線に近い軌道を描いて飛行する。この型のミサイルは通常、弾道ミサイル（BM）と呼ばれる。

それ以外：弾道ミサイル以外の誘導ミサイルは、飛行している間は動力によって推進され、翼によって揚力を得たり針路を制御しながら目標に到達する。巡航ミサイル（CM）は、この部類である。

< 射程距離 >

通常、射程によって次のように分類される。しかし、国際的に統一された分類方式ではない。

長距離：射程 5 5 0 0 km 以上

中距離：射程 1 0 0 0 km - 5 5 0 0 km（INF 条約で定義されている）

短距離：射程 1 0 0 0 km 以下

(2) 弾道ミサイル（BM）と巡航ミサイル（CM）

弾道ミサイルは、ロケット・エンジンで推進され、ロケット燃料が燃え尽きたあとは、基本的には地球の重力と空気力学

的な抗力に支配されて慣性飛行し、遠距離にある目標を攻撃する。放物線に近い軌跡を描く。典型的な弾道ミサイルは、飛行コースの大部分をロケット推力なしで飛行し、また、飛行コースの多くの部分が大気圏外（宇宙）にある。射程が 5 5 0 0 km 以上の長距離弾道ミサイルは、大陸間弾道ミサイル（ICBM）と呼ばれる。その多くは核弾頭を搭載し、文字通り大陸から大陸への核攻撃を可能にする。

弾道ミサイルと対比されるべきものに、巡航ミサイルがある。巡航ミサイルは、ジェット・エンジンの推進力と翼が受ける空気力学的な浮力で重力と抗力に打ち勝ちながら飛行する。全飛行コースが大気圏内に留まっている。

2. 過去および既存のミサイル管理措置

(1) これまでの国際的努力

東北アジアの国々は数多くのミサイルを配備しており、それらのミサイル関連活動は、しばしば同地域において不安定化をもたらし、危機的状况を生むことすらあった。また、同地域において不確実性を高め、安定を損なうだけでなく、ミサイル軍備競争を惹起または加速しうるという意味で、MDにも問題はあつた。にもかかわらず、主要な地域諸国は、「攻撃的」および「防衛的」ミサイルを防衛力の不可欠の要素みなし、国家安全保障や国益を理由として様々なミサイル関連活動を続けている。その結果、地域ミサイル管理が望ましいだけでなく、実現可能である、との共通了解は、東北アジアの関係国間に存在していない。

ただし、これは何も東北アジアに限つたことではない。国連の専門家パネルの報告書が指摘するように、「特にミサイルを対象として、その開発、実験、製造、取得、移譲、配備、使用に関して規定した規範、条約、合意は存在しない」のである⁴。ただし、二国間、多国間、または地域的な過去および既存の条約や合意のなかには、特定の種類のミサイルまたは活動に関する具体的な規定が盛り込まれているものもある。それに、東北アジアの国々の一部は、そのような条約や合意の遵守を約束している。したがつて、東北アジアにおける地域ミサイル管理を構想する際に、そうした過去および既存の条約や合意について検討し、教訓を引き出すことは有意義な作業とならう。

たとえば前述の国連専門家パネル報告は、様々な過去および既存の条約や合意を列挙しているが、それらは目的によつて大きく4つに区分することができる⁵。

- 1) 大量破壊兵器(WMD)の運搬に使用されるミサイルの制限および(または)削減に関する措置: 第1・2次戦略兵器制限条約(SALT I [72年]、SALT II [79年])、中距離核戦力全廃条約(INF条約[88年])、第1・2次戦略兵器削減条約(START I [91年]・START II [93年])、戦略攻撃兵器削減条約(SORT [02年])など
- 2) WMDの運搬に使用されるミサイルの配備の制限に関する措置: 宇宙条約(67年)、ラテンアメリカ非核兵器地帯条約(67年)、大陸棚条約(71年)など
- 3) ミサイルおよびミサイル関連技術の輸出管理に関する措置: ミサイル技術管理体制(MTCR [87年])、ハーグ行動規範(03年)など
- 4) ミサイル発射の事前通告の実施に関する措置: 米ソ核戦争危険減少協定(71年)、インドとパキスタンの間のラホール宣言(91年)など

これらの条約や合意は、いうまでもなく東北アジアのために特別に仕立て上げられたものではない。しかし、同地域のミサイル管理について考える際に、それらに言及することは有益である。まず、そのような多国間の条約や合意に地域の関係国が参加することは、

地域ミサイル管理にとってプラスとなりうる。なぜなら、そのような参加国の拡大は、ミサイルおよびミサイル関連活動の規制に関する規範の東北アジアへの浸透、定着を意味しているからである。最近、中国がMTCRへの参加を希望していることは、その方向への前向きな一歩であるといえよう⁶。また、そのような条約や合意のなかには、東北アジアにおける地域ミサイル管理取り決めのモデルとなりうるものがある。北朝鮮のノドン発射（93年）やテポドン発射（98年）が周辺諸国や米国に与えた衝撃の大きさを考慮すれば⁷、たとえばミサイル発射の事前通告に関する二国間または地域的な合意は、東北アジアでも有効なミサイル管理措置となりえよう。

しかしながら、ミサイル管理に関する過去および既存の条約や合意は、必ずしも東北アジアのミサイル問題に効果的に対処できるわけではない。この点を例証するために、地球規模のミサイル輸出管理体制の支柱であるMTCRの有効性を検証し、続いて、特定の範疇のミサイルを禁止した二国間条約の例としてINF条約を取り上げ、仮説的に同条約を地域条約化した場合の有効性について考えてみたい。

（2）東北アジアにおけるMTCR

MTCRは、米国とその同盟6か国によって87年4月に設立された。ミサイルおよびミサイル技術の拡散の防止が目的であった。当初、MTCRのガイドラインは、搭載重量500kg以上、射程距離300km以上のミサイルの移譲を禁止していた。しかし、今日では、搭載重量や射程距離に関係なく、WMDの運搬に使用されうるあらゆるミサイルの移譲を禁止している。この供給者による輸出管理措置は、いくつかのミサイル計画を阻止あるいは遅延することに成功してきた⁸。

東北アジアでは、日本、韓国、米国、ロシアがMTCRに参加している。しかし、その一方で中国と北朝鮮は参加しておらず、両国の弾道ミサイル輸出は、国際社会、特に米国において大きな懸案となってきた（中国に関していえば、しかし、92年にMTCRのガイドラインや品目リストの線に沿って行動することを宣言し、現在はMTCRと参加の条件について交渉している）。

参加国の問題に加え、他のいくつかの理由によってMTCRの有効性に制約が加えられてきた。第一に、MTCRは法的拘束力をもった合意ではなく、査察や強制のための具体的な仕組みもない。別の角度からいえば、そのガイドラインの実施は、参加各国によって異なっている。そのため、MTCRは、たとえば米国から日本への射程距離1000km以上のトマホーク巡航ミサイルの移譲を阻止することができない。第二に、様々な短距離ミサイルは規制対象となっておらず、東北アジアの国々がミサイル軍備増強を図る余地を残している⁹。加えて、MD協力を通じたミサイル拡散を許してしまうという抜け穴がある。日本が米国から購入しようとしているスタンダード・ミサイル3（SM-3）迎撃体は、前述の搭載重量や射程距離の限界をわずかに超えている可能性がある¹⁰。さらに、MTCRは既存のミサイル軍備については何もできず、「持てるもの」と「持たざるもの」の非対称性という問題を等閑視している。最後に、MTCRはミサイルの需要を生んでいる地域

紛争のような政治問題には対処できない。これは、朝鮮半島分断や中台問題が緊張や軍拡競争の主要な源泉となってきた東北アジアにとって特に重要な点であろう。

(3) 地域的 I N F 条約

I N F 条約は、米国と旧ソ連によって 87 年 12 月に署名され、翌年 6 月に発効した。同条約の下、両国は、射程距離 500 ~ 5500 km の地上発射弾道ミサイルおよび巡航ミサイルを全廃することに合意し、この合意は 3 年以内に履行された。初めて二国間で特定の範疇のミサイルが全て禁止されたという意味で、I N F 条約はミサイル管理の歴史の中で傑出した成果である¹¹。東北アジアにおいては、そのような取り決めは存在せず、中国と北朝鮮は地上配備の中距離弾道ミサイルを開発、保有、配備しているが、もし両国を含む東北アジアの国々が I N F 条約に類似の地域的合意を結べば、それらのミサイルは同地域から完全に廃棄されるだろう。

しかしながら、そのような地域的 I N F 条約にはいくつかの欠点がある。第一に、日本や北朝鮮、韓国が保有している様々な短距離弾道ミサイルや他のミサイルが、規制対象にならない。朝鮮半島においては、通常弾頭を積んだ射程距離 300 km の弾道ミサイルや地対地ミサイルはおろか、多数の大砲でさえ、両国で生活する人々に多大な脅威を与えるものである。なぜなら、それらを人口密集地域や工業地域を攻撃するために使用すれば、多大な人的、物的損害を他方に加えることができるからである¹²。加えて、地域的 I N F 条約は、中国が台湾に向けて配備している多数の短距離弾道ミサイルに何ら影響を与えない。第二に、中国は、日本や在日米軍を攻撃可能な多数の中距離弾道ミサイルを配備しているが、それらの放棄に同意する見込みは低い。なぜなら、北京は、そうしたミサイルを中台紛争への米国や日本の干渉を防ぐ抑止力の中核とみなしているからだ。日本や在日米軍に向けて中距離弾道ミサイルを配備している北朝鮮もまた、そのようなミサイルを手放そうとしないだろう。そのような中国や北朝鮮の反応は理解できなくもない。というのも、地域的 I N F 条約は、米国やロシアがアジア太平洋地域に多数配備している海上発射巡航ミサイル (S L C M) を規制せず、中国や北朝鮮に不利に地域の戦略バランスを変更するからだ。したがって、東北アジアにおいては地域的 I N F 条約が実現する可能性は低く、仮に実現しても、ミサイル脅威低減効果には限界があるといわざるをえない。

3 . 東北アジアにおけるミサイル管理の障害

前節でみたとおり、ミサイル管理に関する過去および既存の条約や合意は、東北アジアのミサイル問題に対処することに必ずしも適してはいない。それ故、効果的な地域ミサイル管理制度を構想する際には、同地域においてミサイル管理を妨げる原因を特定し、そのような障害を乗り越える方法を考える必要があるだろう。この節では、東北アジアにおけるミサイル管理の促進を困難にしている 4 つの主な障害に焦点を合わせ、それらの克服する方

法について検討したい。それらは、(1)各国のミサイル能力の多様さ、(2)MDの制限、(3)汎用技術、(4)脅威低減、信頼醸成、検証、である。

(1)ミサイル能力の多様さ

現在、中国、日本、北朝鮮、ロシア、韓国、台湾、米国は、東北アジアで様々なミサイルを配備している(章末資料参照)。米国は在日、在韓米軍を様々なミサイルで武装しており、その第七艦隊はSLCMや他の誘導ミサイルを装備している。朝鮮半島では、一方で北朝鮮が、韓国のほぼ全域に到達する短距離・中距離弾道ミサイルや他の誘導ミサイルを配備している。他方、韓国は北朝鮮に対する抑止力として短距離弾道ミサイルや他の誘導ミサイルを配備している。日本の自衛隊は対艦巡航ミサイルを含む様々な誘導ミサイルを装備している。中国のミサイル軍備には、地上発射の短距離・中距離・長距離弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、空中発射巡航ミサイル(ALCM)、その他の誘導ミサイルが含まれる。台湾海峡の反対側では、台湾が中国に対する防衛のために短距離弾道ミサイルを含む誘導ミサイルを配備している。そしてロシアは、短距離弾道ミサイルや他の誘導ミサイルを極東に配備しており、その太平洋艦隊はSLCMや他の誘導ミサイルを装備している。東北アジアの国々のミサイル能力は実に様々である。

この多様さは同地域における各国の地理的・戦略的立場や軍事能力、防衛・安全保障政策の違いなどに起因していると考えられるが、ここで重要な点は、それが、全ての関係国に受け入れられる地域ミサイル管理制度の構想を難しくしているということである。というのも、このような状況の下では、ある特定の種類のミサイルの制限を目的とした従来型のミサイル管理措置に全て関係国の同意をとりつけることには困難が予想されるからである。たとえば、米国が提供する核の傘の下で日本や韓国は中距離弾道ミサイルを保有していないが、北朝鮮はすでに配備しており、そのようなミサイルの禁止には同意しそうにない。また、米国とロシアはINF条約の下で地上発射の中距離ミサイルはすでに廃棄しているが、中国はそのようなミサイルの制限や削減には反対するだろう。他方、米口両国は東北アジアにおけるSLCMの配備の制限には同意しないだろう。なぜなら、そのような制限は両国の軍事戦略や作戦に制約を課しうるからだ(たとえば日本の横須賀を母港とする米国の第七艦隊に配属されているイージス巡洋艦カウペンスは、「イラクの自由」作戦に参加し、同国内の標的をトマホーク巡航ミサイルで攻撃している)¹³。

しかしながら、このような難題を克服すること不可能ではない。もっとも実際的な方法は、複数のミサイル管理取り決めや他の補完的措置を組み合わせ、地域の戦略バランスの維持と各国の義務の均衡を図ることである。その場合、各国が負う義務は同じである必要はないが、それぞれの安全を高め、差別感を与えないために十分に均衡がとれたものでなければならないだろう。たとえば、北朝鮮が射程距離300km以上のミサイルを廃棄するのと引き換えに、日本と韓国はそのようなミサイルを開発、保有、配備しないと約束することができよう。米国による安全の保証もまた、北朝鮮がそのようなミサイル軍縮提案や長距離弾道ミサイル計画の放棄に同意する誘因となりうる。加えて、日本、韓国、米国

は、地域ミサイル管理への協力の補償として経済・技術援助を北朝鮮に提供しうる。確かに、東北アジアの国や地域の一部または全てに受け入れられる可能性がある一群のミサイル管理取り決めを見つけ出すことは容易ではない。しかし、創造的思考を働かせ、各国の利害や安全保障上の関心を注意深く検討することによって、その困難を乗り越えることは不可能ではない。

(2) ミサイル防衛の制限

前述したように、米国のMD配備は東北アジアにおけるミサイル管理の障害となりうる。したがって、同地域でのMD配備は制限されなければならない。しかしながら、米国は同盟国の支援を得ながらMD配備計画の実施に向けて突き進んでいる。ブッシュ政権は02年12月にMDの初期配備を決定したが、これに対して米国内および国際社会では肯定的、否定的な反応が見られた¹⁴。東北アジアにおいては日本、韓国、台湾が米国の決定を支持した¹⁵。日本政府は、99年に開始された米国とのMDに関する共同技術研究を継続する一方、他国に先駆け、米国からMDシステム(SM-3およびPAC-3)を購入することも決定した¹⁶。台湾もまたPAC-3の購入に関心を示している¹⁷。他方、中国と北朝鮮は、米国のMD計画や地域同盟国とのMD協力に反対している¹⁸。ロシアも米国の計画には批判的である¹⁹。こうした否定的な反応は、しかし、米国政府に何の影響も与えなかった。ブッシュ政権は04年夏に米国および世界の他の地域でMDシステムの初期配備を開始したのである²⁰。東北アジアにおいては、04・05年にイージス・システムとPAC-3システムを配備する計画である²¹。また、日本政府は06年末からPAC-3を、07年度末からSM-3を導入の予定である²²。

とはいえ、日米両国政府がMD配備計画を完遂する前に、交渉を通して、あるいは一方的に、自らの計画を修正する可能性はまだ残されている。これまでのところ、米国のMDシステムの信頼性は極めて疑わしいし、米国政府のMD政策に対する批判が米連邦議会や専門家間で高まっている²³。たとえば民主党はMDという考えには反対していないが、ブッシュ政権は適切に実験されていないシステムを拙速に配備しようとしており、弾道ミサイル以外の手段を使ったテロ攻撃ほど差し迫っていない脅威に対処するために資金と時間を浪費していると非難している²⁴。したがって、04年の大統領選挙でブッシュ大統領が再選されたものの、近い将来に現政権のMD配備計画が縮小または放棄される可能性がないわけではない。そして、もしそうなれば、日本政府にとってMD政策や日米MD協力の正当化が著しく困難になろう。

そうは言っても、米国がMDの制限に関する交渉を開始すると予想するのは楽観的すぎる。今日、MD分野で米国と競う意志と能力を持つ国は存在しない。そのため、米国がMDの制限に関する国際協定を積極的に追求することに何の利点もない、と考えることができるからだ。しかし、たとえそれが事実であっても、米国とMDの制限に関する交渉を始めるためのイニシアティブを、他の国がとることができないわけではない。「攻撃的」ミサイルと「防衛的」ミサイルの両方の制限を同時に促進することを望むのであれば、米国以

外の国は自国の既存および（あるいは）潜在的な「攻撃的」ミサイル能力を対米交渉のカードとして使うことができる。また、その際、MDの制限と「攻撃的」ミサイルの制限を結びつける方法について考えなければならないが、それも不可能ではない。たとえば、中国は多弾頭弾道ミサイルの開発を進めていると見られるが、MDの制限に関する交渉を始めるために、そのようなミサイルの禁止を提案することができる。この提案は、二つの理由で不必要な軍拡競争を避けたいと願う米国人にとって非常に魅力的であろう。まず、中国の多弾頭弾道ミサイルは、米国がすでに多額の費用をつぎ込み、今後さらに資金を支出する必要があるMDを無効にするかもしれない。また、米国は中国に対する圧倒的な抑止力をすでに持っているからだ。

（３）汎用技術

東北アジアにおけるミサイル管理に対するもう一つの障害は、汎用技術の問題である。弾道ミサイル拡散問題に関連して指摘されてきたことであるが、通俗的にロケットと呼ばれる宇宙発射体（SLV）の技術の多くは弾道ミサイルの技術と交換可能である。弾道ミサイルの開発とSLVの開発を完全かつ恒久的に分けることは、不可能ではないにせよ、非常に困難であり、そのような汎用技術は、弾道ミサイル不拡散を厄介なものにしているのである²⁵。たとえば、ある専門家の分析によれば、日本は専守防衛の方針の下でICBMを保有していないが、進んだ宇宙開発計画を持っており、技術的には独自にICBMを開発することが可能である²⁶。さらなる弾道ミサイル拡散の可能性は、ある国が独自のSLV打上げ能力を追求する限り、完全には取り除くことができないのである。弾道ミサイル不拡散という規範の政治的、法的基盤となることが期待されているハーグ行動規範が、「宇宙発射体計画は弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されてはならない。²⁷」と述べているのは、そのためである。

しかしながら、各主権国家は宇宙の平和利用を追求する権利を持っており、各国が独自のSLV打上げ能力の開発を否定する法的な根拠は存在しない。このことを承知した上で、北朝鮮は、98年のテポドン発射は非軍事衛星を軌道に乗せることを目的としていたと主張した²⁸。これが事実であるにせよ、その飛翔実験が北朝鮮の弾道ミサイル計画に資するものであったことは間違いない。他方、韓国もまた、05年に小型衛星を軌道に乗せることを目的として独自のSLVを開発している²⁹。02年1月、韓国政府は米国政府と了解書を調印し、韓国は射程距離300km以上の弾道ミサイルを米国の同意なしには開発、保有、配備しないことを約束した³⁰。しかし、韓国はSLV打上げ能力の開発に努めることを通じて、長距離弾道ミサイル能力を発展させる可能性がある。このような抜け穴を埋めるためには、各国の国家宇宙開発計画の透明性を高める措置が、地域ミサイル管理取り決めの一部として含まれなければならないだろう。

他方、宇宙平和利用分野の地域協力の促進は、関係国の一部に独自のSLV打上げ能力の開発を放棄させる誘因となるかもしれない。周知の事実であるが、クリントン政権末期に行われた米朝二国間ミサイル協議の中で、北朝鮮側は、米国が北朝鮮の何機かの非軍事

衛星を毎年無料で打上げる用役を提供すれば、射程距離 500 km 移譲のミサイルの開発、製造、配備、実験を凍結すると提案した³¹。東北アジアの国々にとって、これに類似の二国間または多国間の取り決めは、北朝鮮の長距離弾道ミサイル開発を阻止するための方策として十分に検討に値しよう。より制度的な方策としては、SLV 打上げに関する地域コンソーシアムを設立することが考えられる³²。その下では、韓国と北朝鮮のような SLV 打上げ能力を持たない国が独自の SLV 開発の放棄に同意することを条件に、中国や日本、ロシア、米国のような SLV 打上げ技術を持つ国が、前者に有利な条件で衛星を打上げることになる。これらの措置は、弾道ミサイルの打上げ技術の厳格な管理を維持すると同時に、宇宙平和利用の機会を保障することに役立つにちがいない。

(4) 脅威低減、信頼醸成、検証

前述のような障害が存在するにせよ、東北アジアの国々が、ミサイルおよびミサイル関連活動を協調的に規制することに共通利益を見出す可能性はある。それらの一部が、個別または集団的にミサイル管理に関する交渉の開始にイニシアティブをとることによって、その他の国もミサイル管理に関心を持つようになり、結果として、そのような交渉の開始に関係国の全てまたは一部が同意するようになるかもしれない。そして、交渉を通じて各国がそれぞれの脅威認識や安全保障上の懸念に関する相互理解を深め、それらの間の相互不信が緩和され、地域の国際政治環境が改善されれば、地域ミサイル管理に関する合意の実現可能性が高まることになる。

しかしながら、それらの関係国の一部の間では相互不信が非常に強く、たとえ地域ミサイル管理に関する合意が完全に履行されれば、自国の安全が高まる、と確信したとしても、そのような合意には加わろうとしないかもしれない。その一部は地域ミサイル管理に関する交渉の開始に合意するかもしれないが、他国が約束を破るリスクを考慮していかなる合意にも加わらないかもしれないし、そもそも、そのような交渉に参加することすら拒否するかもしれない。したがって、各国に対する脅威を低減し、それらの間の相互信頼を強化し、合意の履行を確実にする手段が講じられることが、地域ミサイル管理を進める上で重要になるといえよう。たとえば、日本や北朝鮮、韓国に対して中国やロシア、米国が安全の保証を与えることは、脅威低減措置となり、長距離弾道ミサイル開発計画に関する平壤の態度を軟化させることに役立つかもしれない³³。また、ミサイル発射実験の事前通告やミサイル軍備に関する情報交換のような信頼醸成措置は、関係国間の緊張や相互不信を緩和することに貢献するだろう。

さらに、査察制度を東北アジアにおける地域ミサイル管理制度の一要素として組み込むことも必要となる。ただ、その場合、地域ミサイル管理のための査察制度は有効で信頼できるものでなければならない。査察は軍備管理・軍縮交渉における重要問題の一つであるが、査察制度が有効で信頼できるものである場合には、軍備管理・軍縮合意の形成が促され、その合意の実効性も高まるからだ。そのような査察制度に関する合意に交渉を通じて到達することは、容易ではないかもしれない³⁴。しかしながら、ミサイル管理を監視す

るための様々な技術的および非技術的手段がないわけではない³⁵、東北アジアの国々は、そのような査察の手段を実行に移すために必要な人的、財政的、技術的資源を持っている。今日求められているのは、同地域のミサイル管理に適した査察制度に関する詳細な検討作業であり、また抑止やMDの代替策としてミサイル管理のための地域協力を真剣に追求しようという政治的意志である。

4 . 地域ミサイル制限体制の構築に向かって

以上の考察や分析に基づき、本節では東北アジアに地域ミサイル制限体制を構築するための行程表を提示したい。この体制の目的は、同地域のミサイルおよびミサイル関連活動を包括的に規制することである。中国、日本、北朝鮮、ロシア、韓国、米国が参加国として想定されている。また、同体制は、ミサイル管理、宇宙の平和利用、脅威低減・信頼醸成措置、検証制度に関する一群の多国間合意で構成される。そのなかには、地域的措置だけでなく、地球規模のミサイル管理措置も含まれている。これは、各国のミサイル能力の多様さ（非対称性）や、米国がグローバルな軍事戦略の一環として東北アジアにミサイルを配備している現状、中国やロシア、米国による戦略兵器制限交渉の進展が地域ミサイル管理を促す潜在的効果、などを考慮した結果である。このように地域ミサイル管理を地球規模のそれを切り離して進める難しさを十分に承知した上で、しかし、行程表は、中国、ロシア、米国というミサイル大国よりもむしろ、日本、北朝鮮、韓国の役割を重視している。すなわち、地域ミサイル制限体制形成過程においては、後者が率先、協調してミサイル管理に取り組むことにより、地域的および地球規模のミサイル管理の流れをつくり、その渦に後者に巻き込んでいくことが期待されているのである。具体的には、日本、北朝鮮、韓国の領域を「非攻撃的」ミサイル態勢地帯化するという目標が設定されている。同地帯において、その3か国はそれぞれ、他国の領域内にある地上の標的を自国領域から直接ミサイルで攻撃する能力を持つことを禁じられる。これには、北朝鮮の弾道ミサイル問題の地域的解決策を提示するという狙いも込められている。また、体制形成の進め方について言えば、東北アジアの厳しい政治・軍事情勢を考慮して、初期信頼措置を経た後、3つの交渉段階を通じて漸進的に体制を構築することが目指される。

東北アジア・ミサイル制限体制構築への行程表

初期信頼醸成措置段階	<p>(1) 日本、北朝鮮、韓国は、100 km以上の射程を持つミサイル発射（試験・訓練）に関する相互事前通告を協定する。</p> <p>(2) 日本、韓国、北朝鮮は、核兵器、化学兵器、生物兵器に関して、安全性維持・削減・廃棄以外のすべての活動の5年間モラトリアムを協定する。核兵器に関しては東北アジア非核兵器地帯について協議を開始する。</p> <p>(3) 米国、ロシア、中国は、日本、韓国、北朝鮮に対する5年間の安全の保証を約束する。そ</p>
------------	---

	の場合、国連憲章、2国間で結ばれた武力不行使協定、宣言などを再確認する。
第1段階	<p>(1) 日本、北朝鮮、韓国は、射程300km以上のいかなる誘導ミサイルも開発、取得、移譲、配備しないことに合意する。</p> <p>(2) 日本、北朝鮮、韓国は、いかなる弾道MDシステムも開発、取得、配備しないことに合意する。</p> <p>(3) 中国、ロシア、米国は、個別または他国とともに、日本、北朝鮮、韓国の安全保障に関して誓約を行う。</p> <p>(4) 査察・検証やミサイル技術管理、ミサイル飛翔実験事前通告、ミサイル軍備に関する情報交換のための地域機構を設立する。</p> <p>(5) 6か国は宇宙の平和利用のための地域協力に関する諸原則を宣言する。</p>
第2段階	<p>(1) 日本、北朝鮮、韓国は、射程180km以上のいかなる誘導ミサイルも開発、取得、移譲、配備しないことに合意する。</p> <p>(2) 中国、ロシア、米国は、弾道MDシステムの配備の制限ならびに多弾頭ミサイルの禁止に関して交渉を開始する。</p>
第3段階	<p>(1) 日本、北朝鮮、韓国は、地対地および空対地誘導ミサイルを開発、取得、移譲、配備しないことに合意する。</p> <p>(2) 中国、ロシア、米国は、東北アジアにおける短・中距離弾道ミサイルおよび巡航ミサイルの配備の制限に関して交渉を開始する。</p>

(1) 初期信頼醸成措置

初期信頼醸成措置は、ミサイルに関する対話の入り口として3つの措置を考える。第一は、日本、北朝鮮、韓国は、100km以上の射程を持つミサイル発射（試験・訓練）に関する相互事前通告を協定することである。これは、とりわけ北朝鮮のテポドン発射以来日本が抱えている懸念など当面の各国の不安を軽減するため、また、各国のミサイル政策に関する透明性を高めてゆくためにまず取られるべき措置であろう。第二に、ミサイルに搭載される可能性のあるWMDの開発が、ミサイル制限の交渉過程において進み、脅威が増大するのではないかという懸念を払拭するための措置が必要である。そのために、東北アジア非核兵器地帯の検討を開始するとともに、日本、韓国、北朝鮮の3か国領域内における、核兵器、化学兵器、生物兵器に関して、安全性維持・削減・廃棄以外のすべての活動の5年間モラトリアムを協定する。第3に、このモラトリアムが安定的に維持され交渉が継続される環境が保証される措置が必要である。そのためには、米国、ロシア、中国は、日本、韓国、北朝鮮に対する5年間の安全の保証を約束するのが適切であろう。その場合、国連憲章の再確認はもちろん、これまでに米国、ロシア、中国のいずれかや、日本、韓国、北朝鮮のいずれかとの間の2国間で結ばれ、現在も有効な武力不行使、不可侵などの協定、宣言など（たとえば、日中平和友好条約〔1978年〕、日ソ共同宣言〔1956年〕）を再確認することが重要であろう。

(2) 第1段階

さて、次にくる第1段階には、「非攻撃的」ミサイル体制地帯の下地作りとなる5つの措置が含まれる。第一に、日本、北朝鮮、韓国は射程距離300km以上のいかなるミサイルの開発、取得、移譲、配備も禁止することに合意する。この措置は、事実上、北朝鮮に長距離弾道ミサイル計画を放棄すること、そして中距離弾道ミサイルと短距離弾道ミサイルの一部を廃棄することを義務付けるものである。また、北朝鮮は他国にそのようなミサイルを移譲することも禁じられる。この取り決めは、北朝鮮が参加していないMTCRを補完し、弾道ミサイル不拡散に寄与しよう。他方、それは、日本や韓国が射程距離300km以上のミサイルを取得することを防止し、米国から同盟国へのミサイルの提供（たとえば米国から日本へのトマホーク巡航ミサイルの移譲）というMTCRの抜け穴を埋めることになる。さらに、日本、北朝鮮、韓国は、射程距離100kmから300kmまでのミサイルの取得も慎まなければならない。なぜなら、そのような動きは「非攻撃的」ミサイル態勢地帯の創出という目標に相反しているからだ。

第二に、日本、北朝鮮、韓国はMDシステムの開発、取得、配備を禁止することに合意する。もしこれが合意されれば、日本は配備済みMDシステムを放棄しなければならない。また、日本は米国とのMD開発計画に参画することができなくなる。このような日本のMD計画の放棄は、北朝鮮の脅威認識の緩和に寄与するかもしれないし、義務の均衡という点からも必要である。この合意だけみれば、日本に過度に義務が課せられているが、北朝鮮が中距離弾道ミサイルを破棄すれば、日本がMDシステムを配備する主な正当化理由は失われるはずである。また、日本政府は、長期的には中国の中距離弾道ミサイルに対するMD能力を持ちたいと考えているかもしれないが、そもそも日本のMDシステムが、中国の中距離弾道ミサイルはおろか、北朝鮮の中距離ミサイルに対しても有効な盾となるかは極めて疑わしい。第一、第二の措置はセットで追求される必要があり、そうすることで合意形成は相乗効果的に促進されよう。

また、これら二つの措置と併せて、中国、ロシア、米国は、個別にまたは他国とともに、日本、北朝鮮、韓国に安全の保証を供与し、後者の安全保障に対する不安を和らげる必要がある。そのような安全の保証は、独自の抑止力および（または）MD能力の開発を3か国政府に求める国内外からの圧力を減じることに資するであろう。事実、少なくとも米国からの安全の保証が得られなければ、平壤は弾道ミサイル軍縮には応じないかもしれない。他方、米国政府は安全の保証の供与と引き換えに、北朝鮮に対して核兵器計画および長距離弾道ミサイル計画の放棄を要求することを検討していると報じられている³⁶。したがって、以上の3つの措置が、継続中の6か国協議の枠組み、あるいは他の多国間協議の場において一緒に交渉されるというのは決して非現実的なことではない。

第1段階では後の前述の3つの措置に関する合意形成を促し、その実施を助けるために、さらに二つの措置の実現が目指される。すなわち、第4の措置として、6か国はミサイル技術管理、ミサイル非常実験の事前通告、ミサイル軍備に関する情報交換、査察と検証のための地域機関の設立に合意する。この新しい機関は、各国が提供する資金や人材によっ

て多国間で運営され、地域ミサイル制限体制の下、信頼醸成や検証の方面で中心的役割を演じることが期待される。また、その監視能力を強化するため、6か国は、合意されたミサイル管理措置の実施を監視するための多国間衛星機関の設立を目指すことも可能である³⁷。

最後に、6か国は衛星打上げ用役の供与を含む宇宙平和利用分野の地域協力に関する原則を宣言する。そして、その原則を具体化するために、地域的な宇宙打上げコンソーシアムの設立といった具体的な宇宙協力の方策について協議する常設委員会を設置する。この措置は、北朝鮮と韓国に宇宙の平和利用を保証しつつ、朝鮮半島への弾道ミサイル拡散の可能性を低減することに寄与するだろう。それは、北朝鮮に対して、面子を守りながら長距離弾道ミサイル計画の放棄を正当化する理由を提供することにもなり、平壤から第1の措置へ同意を引き出すことが容易になるかもしれない。他方、韓国に対しては、独自のSLV打上げ計画の再検討を促すかもしれない。

(3) 第2、及び第3段階

現状の悪化を食い止めることに主眼が置かれていた第1段階を経て、第2、第3段階へと移行すると、より前向きな目標である「非攻撃的」ミサイル態勢地帯を創出するための措置が追求される。まず、第2段階では、日本、北朝鮮、韓国が射程距離180km以上のいかなるミサイルも開発、取得、移譲、配備しないことに合意する。この合意の下、韓国は短距離弾道ミサイルと地対地ミサイルの一部を廃棄することを義務付けられることになる。そして、第3段階では、日本、北朝鮮、韓国が、地上の標的を攻撃するためのいかなる地対地ミサイルおよび空対地ミサイルも開発、取得、移譲、配備しないことに合意する。この合意は、日本の専守防衛政策に合致しており、ある意味で、ミサイル分野に限ってはあながち、その政策を地域化する試みであるといえよう。この合意が実施されても、北朝鮮と韓国はまだ多数の短距離ミサイルや大砲を保有、配備し、それらは相互に十分な抑止効果を持つであろうが、それでも朝鮮半島の緊張緩和には役立つだろう。

第2、第3段階にはまた、地域的というよりは、むしろ地球規模のミサイル管理の性格を帯びているが、東北アジアの安定と安全の強化に資するような措置も含まれている。まず、第2段階では、02年に失効した弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABM条約）に代わる新たなMD制限条約の締結を目指して、中国、ロシア、米国がMDの開発、移譲、配備の制限に関する交渉を開始する。その際、多弾頭弾道ミサイルの禁止もまた、交渉のテーブルに載せられる³⁸。この「攻撃的」ミサイルと「防衛的」ミサイルの制限のリンケージは、最終的に中国とロシアが米国のMDの盾を打ち破る対抗手段を講じないことに合意する一方、米国はMD配備の制限に合意する、という大きな取引の実現を意図している。そのような3か国交渉はまた、MDに関する米台問題や中国が台湾に向けて配備している短距離弾道ミサイルの問題を、地球規模の軍備管理の文脈で間接的に議論する場となる。さらに、そのような交渉の開始により、中国、ロシア、米国は、新たな軍拡競争の原因を取り除く決意を世界に示すことができ、「非攻撃的」ミサイル態勢地帯の設立を追求するよう日

本、北朝鮮、韓国を奨励するだろう。

中国、ロシア、米国はまた、第3段階で東北アジアにおける地上発射短距離・中距離弾道ミサイル、ならびにSLCMの配備の制限に関する交渉を開始するが、二つの理由で合意形成の難航が予想される。まず、中国政府は短距離・中距離弾道ミサイルを台湾や同地域に駐留する米軍に対する抑止力の中核とみなしている。また、前述したとおり、米日両国政府は、自国の軍事戦略や作戦に制約を課すような取り決めには抵抗すると考えられる。しかしながら、もし合意が成立すれば、朝鮮半島および台湾海峡の緊張の緩和に寄与しよう。しかも、そのような合意は、日本、北朝鮮、韓国に対するミサイルの脅威を低減することによって、「非攻撃的」ミサイル態勢地帯の追求を促進するかもしれない。こうした事態の進展は、明らかに中国、ロシア、米国の利益に適っている。さらに、米中ロ3か国交渉は、政治的に扱いの難しい中台問題と切り離す形で、中国の対台湾ミサイル配備問題の解決策を、地域ミサイル管理の文脈の中で模索する機会を提供するだろう。

最後に、この行程表の実施に関して付言したい。同提案は東北アジアで地域ミサイル管理を促進するためのアイデアを提示することに専ら焦点を合わせているが、このことは、東北アジアの安定と安全の維持に関わる他の諸問題を無視してよいことを意味しない。むしろ、地域ミサイル制限体制は、同地域に構築される新たな地域安全保障枠組みの一要素としてみなされなければならないし、東北アジアの国々は、適切な場合には、他の地域軍備管理の目標と柔軟かつ創造的に関連づけながら、諸々のミサイル管理取り決めについて交渉すべきである。たとえば、日本、北朝鮮、韓国に対する中国、ロシア、米国の安全の保証は、非核兵器国に対する核兵器不使用の制約という形式をとりうるが、それは、様々な東北アジア非核兵器地帯提案において不可欠の要素と考えられているものである³⁹。また、日本および朝鮮半島に「非攻撃的」ミサイル態勢地帯を設立するという目標は、たとえば朝鮮半島における全面軍縮の推進の一環として追求されうるし、それをさらに推し進めると、日本の専守防衛概念を多国間化することを意図した専守防衛地帯の創出にまで進展するかもしれない。そして、このようなリンケージを通して、これらの地域軍備管理体制を形成するための政治外交過程がより一層促進されるかもしれない。工程表の「初期信頼醸成措置段階」は、そのための出発点として位置づけられる。

5．結び

現在、ここで提案した行程表はアイデアとしては魅力的でも、政治的には実現が困難な絵空事に聞こえるかもしれない。確かに、今日の地域の国際政治環境の下では、東北アジアの国々はいかなるミサイル管理措置にも合意しそうにない。冷戦の終結にもかかわらず、それらの二国間関係の多くには、緊張、張り合い、意見の不一致がみられ、相互不信が根を張っている。とりわけ、朝鮮半島の分断と中台関係は依然として御し難い未解決の政治課題として残存しており、政治・安全保障分野における地域協力を妨げ、深刻な軍事衝突の種であり続けている。このような地域の国際政治環境において、各国のミサイル能

力は東北アジアの安定と安全に対する脅威となっているように見えるし、事実、それらのミサイル活動によってしばしば地域に不安定化がもたらされた。また、前述したように、米国のMD配備や米国とその同盟国のMD協力は、東北アジアにおいて不確実性を高め、地域の不安定化しかねないし、同地域におけるミサイル管理の促進をさらに複雑にし、また妨害するかもしれない。そのような事態の進展は、各国の自己利益に反しているし、それらの安全を損ねることになる。

したがって、もし東北アジアの関係国が地域ミサイル管理に関する交渉を開始するのなら、それは、米国とその同盟国がMD配備を後戻りできないところまで押し進めてしまう前になさなければならない。その時がいつ来るのか予想することは難しいが、それほど多くの時間は残されていないかもしれない。したがって、関係国は、地域ミサイル管理の目標の追求にとって好ましい国際政治環境が醸成されるのを待つことなしに、そのような交渉を開始する必要がある。そのような時でも、地域ミサイル管理のためのイニシアティブは、東北アジアの国際政治環境の改善に役立つかもしれないし、結果として、その問題に関する真剣な交渉の端緒となるかもしれない。そして、そのような交渉の継続は、地域の国際政治環境のさらなる改善に寄与し、具体的なミサイル管理措置に関する合意の可能性を高めるかもしれない。関係国の一部は、そのようなイニシアティブをとることや地域ミサイル管理交渉に参加することにリスクを感じるかもしれないが、それは理解できないことではない。しかしながら、米国のMD計画が地域ミサイル管理の将来に及ぼす潜在的なマイナスの影響を考慮すれば、今行動しないことに伴うリスクは、ミサイル管理のための地域協力の可能性を探ることに伴うリスクを上回っているとはいえないだろうか。

ただし、そうだとしても次の点は認識する必要がある。すなわち、地域ミサイル管理交渉を開始するためにはかなりの準備作業が必要とされる、ということである。具体的な取り決めに関する公式交渉の前に、関係国はそれぞれの脅威認識や安全保障上の必要について理解を深めるために非公式の準備交渉を集中的に行う必要があるかもしれない。また、そのような協議を通じてのみ、関係国は地域ミサイル管理に相互利益を見出すことができるかもしれない。しかも、関係国は全ての国に受け入れられうるミサイル管理取り決めの一群を案出する必要があるが、前述の通り、それは容易ではない。さらに、そのような地域ミサイル管理の新構想は直ちに実現されないかもしれない。しかしながら、機が熟した時、そのような準備作業は、将来行われる公式・非公式交渉に地域ミサイルに関する有益なアイデアを提供することができるかもしれないし、そのアイデアは何らかの形で交渉され、実現されるかもしれない。そのような時が来るまでの間、ここで提案した行程表は、東北アジアにおけるミサイル管理に関する政策論議の起点の一つとなりえよう。

東北アジアの国々はまた、地域ミサイル制限体制を形成するための交渉に入った後も難しい課題に取り組まなければならないだろう。まず、関係国は、同体制の形成過程を促進、運営するための具体的な政治外交戦略を考えなければならない。そして、そのような戦略を練り上げるためには、同地域の関係国の国内政治制度や政策決定の仕組み、国内利益構造について詳しく調査、検討しなければならないだろう。しかも、現実の交渉に参与する各国の政府は、地域ミサイル管理のような野心的な目標に対する国内の支持を固め、骨の

折れる複雑な外交に従事するだけでなく、多様な戦略的利害関心を持ち、国内政治上の制約を受けている複数の国家の行動を調整する方策を見出さねばならないだろう。その際、各国政府は、短期的には地域ミサイル管理に関するいかなる合意も実現不可能に思えたとしても、抑止やMDのような単独主義的措置に頼りたいという誘惑に負けないよう、忍耐強くなければならない。こうした難題にもかかわらず、いやこうした難題があるからこそ、東北アジアの政府レベルだけでなく市民社会でも、地域ミサイル管理に関する真剣な論議ができるだけ早急に開始されなければならない。

¹ 中江兆民『三酔人経綸問答』岩波文庫、1965年、100頁。

² 北朝鮮の弾道ミサイル開発の歴史については以下の文献を参照のこと。Joseph S. Bermudez Jr., *A History of Ballistic Missile Development in the DPRK*, Occasional Paper No. 2, Monterey Institute of International Studies, Center for Nonproliferation Studies, 1999; and Daniel A. Pinkston, *Domestic Politics and Stakeholders in the North Korean Missile Development Program*, *The Nonproliferation Review*, Summer 2003, pp. 1-15.

³ たとえばデービッド・ライトは、米国政府の情報報告は北朝鮮の弾道ミサイル能力を過大評価していると指摘している。The National Intelligence Council (NIC), *Foreign Missile Development and the Ballistic Missile Threat Through 2015* (Unclassified Summary of a National Intelligence Estimate), December 2001, p. 9; David Wright, *Assessment of NK Missile Threat*, February 2003, Union of Concerned Scientists (UCS); www.ucsusa.org/news/press_release.cfm?newsID=329.

⁴ United Nations General Assembly, *The issue of missiles in all its aspects. Report of the Secretary-General*, UN document A/57/229, July 23, 2002, p. 13; <http://ods-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N02/493/38/PDF/N0249338.pdf?OpenElement>

⁵ *Ibid.*, pp. 13-18.

⁶ Paul Kerr and Wade Boese, *China Seeks to Join Nuclear, Missile Control Groups*, *Arms Control Today*, March 2004, pp. 37, 39.

⁷ Howard Diamond, *N Korea Launched Staged Rocket That Overflies Japanese Territory*, *Arms Control Today*, August/September 1998, pp. 28-29.

⁸ Arms Control Association, *The Missile Technology Control Regime at a Glance*; www.armscontrol.org/factsheets/mtrc.asp.

⁹ 新聞報道によれば、日本の防衛庁内部では北朝鮮の弾道ミサイルの脅威を考慮して、米国からトマホーク巡航ミサイルの購入が検討された。『毎日新聞』、2003年3月28日。『朝日新聞』2004年7月28日。

¹⁰ Richard Speier, *Complementary or Competitive? Missile Controls vs. Missile Defense*, *Arms Control Today*, June 2004, pp. 23-26.

¹¹ Arms Control Association, *The Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty at a Glance*; www.armscontrol.org/factsheets/INFtreaty.asp

¹² ある専門家報告書(2002年8月)によれば、北朝鮮人民陸軍は10400門の大砲を保有し、韓国は6474門の大砲を保有している。Center for Strategic and International Studies, *Conventional Arms Control on the Korean Peninsula*, Working Group Report, August 2002, pp. 23-24.

¹³ USS Cowpens website, www.cowpens.navy.mil/page6.htm.

¹⁴ The White House, *President Announces Progress in Missile Defense Capabilities*, December 17, 2002; www.whitehouse.gov/news/releases/2002/12/20021217.html.

¹⁵ ただし、韓国政府はMD開発に関して米国政府と協力はしない方針を採っている。本プロジェクトの共同研究者であるチョン・ウクシクは、その理由として、韓国にとって北朝鮮の主要な軍事的脅威は多数の長距離砲の存在であること、財政的に費用負担が難しいこと、北朝鮮や中国、ロシアとの関係への配慮があることを指摘している。Cheong Wookshik, *"U.S. Missile Defense and South Korea's Dilemmas,"* a paper presented at the Shanghai Workshop: A Nuclear Weapon-Free Zone and Missile Control in Northeast Asia, July 16-18, 2004, Shanghai.

¹⁶ Wade Boese, *Japan Seeks Missile Defense Interceptors*, *Arms Control Today*, June 2004, p. 35; Wade Boese, *U.S., Japan Extended Missile Defense Cooperation*, *Arms Control Today*, March 2003, p. 37.

¹⁷ Monterey Institute of International Studies, Center for Nonproliferation Studies, *East Asia Nonproliferation Program, Ballistic Missile Defense (BMD) in Northeast Asia: An Annotated Chronology, 1990-Present (Updated: March 2003)*, p. 1, <http://cns.miis.edu/research/neasia/bmdchron.pdf>; Deborah Kuo, *Taiwan to Purchase Six Patriot PAC-3 Missile Batteries: MND*, March 3, 2004; www.globalsecurity.org/wmd/library/news/taiwan/2004/taiwan-040303-cna01.htm.

- ¹⁸ Monterey Institute, Ballistic Missile Defense (BMD) in Northeast Asia, op.cit., p. 4.
- ¹⁹ Wade Boese, *Bush to Deploy 'Modest' Missile Defense in 2004*, Arms Control Today, January/February 2003, pp. 18, 29.
- ²⁰ Missile Defense Agency, *Lt Gen Kadish Statement on Missile Defense Program and Fiscal Year 2005 Budget*, www.acq.osd.mil/bmdo/bmdolink/pdf/kadish25mar04.pdf; Wade Boese, *Pentagon Gets \$416 Billion From Congress*, Arms Control Today, September 2004, pp. 27-28.
- ²¹ U.S. Navy, *Remarks by the Secretary of the Navy Gordon R. England at the National Missile Defense Conference*, March 22, 2004; www.chinfo.navy.mil/navpalib/people/secnav/england/speeches/england040322.txt.
- ²² 防衛庁 『平成 16 年防衛力整備と予算の概要』、防衛庁ウェブサイト (www.jda.go.jp/)
- ²³ U.S. General Accounting Office, Report *Missile Defense Actions are needed to Enhance Testing and Accountability*, 04-409 Highlights, April 2004; www.gao.gov/highlights/d04409high.pdf; Union of Concerned Scientists, *Technical Realities: An Analysis of the 2004 Deployment of a U.S. National Missile Defense System*, May 2004; www.ucsusa.org/global_security/missile_defense/page.cfm?pageID=1403.
- ²⁴ Wade Boese, *Missile Defense: Deploying a Work in Progress*, Arms Control Today, September 2004, pp. 23-26; Caitin Baczuk and Rebecca Schuer, *Missile Defense and Space Policy: 2004 Presidential Candidate*, February 16, 2004; <http://cnsmiis.edu/pubs/week/040216.htm>.
- ²⁵ Aaron Karp, *Ballistic Missile Proliferation: The Politics and Technics*, Oxford, NY: Oxford University Press, 1996, pp. 52-56.
- ²⁶ *Report of the Commission to Assess the Ballistic Missile Threat to the United States*, Appendix : Unclassified Working Papers, System Planning Corporation: *Non-Proliferation Issues - Japan*, July 15, 1998; www.fas.org/irp/threat/missile/rumsfeld/pt3_japan.htm.
- ²⁷ The Ministry of Foreign Affairs, International Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation; www.minbuza.ni/default.asp?CMS_ITEM=MBZ460871. Mark Smith, On Thin Ice: First Step for the Ballistic Missile Code of Conduct, Arms Control Today,, July/August 2002, pp. 9-13.
- ²⁸ Howard Diamond, *N Korea Launched Staged Rocket That Overflies Japanese Territory*, Arms Control Today, August/September 1998, pp. 28-29.
- ²⁹ Nuclear Threat Initiative, *Country Overviews: South Korea*, http://nti.org/e_research/profiles/Skorea/index.html.
- ³⁰ 『読売新聞』、2001 年 1 月 18 日。
- ³¹ Gary Samore, *U.S.-DPRK Missile Negotiations*, The Nonproliferation Review, Summer 2002, pp. 16-20.
- ³² この提案は、ローレンス・シャインマン (Lawrence Scheinman) の国際宇宙打上げコンソーシアム案に触発されたものである。Lawrence Scheinman, *Ballistic Missile Proliferation*, January 1995, <http://dosfan.lib.uic.edu/acda/speeches/schein/scheingo.htm>.
- ³³ たとえばロシア政府が提唱しているグローバル管理システム (GCS: The Global Control System for Non-Proliferation of Missile and Missile Technology) は、大量破壊兵器を運搬するミサイル・システムを放棄した GCS 参加国に積極的安全保障を与えることを提案している。
www.fas.org/nuke/control/mtr/news/GCS_content.htm.
- ³⁴ Nancy W. Gallagher, *The Politic of Verification*, Baltimore, MD: The Johns Hopkins University Press, 1999, p. 3.
- ³⁵ Jürgen Scheffran, *Moving Beyond Missile Defence: The Search for Alternatives to the Missile Race*, Disarmament Diplomacy, No. 55, March 2001; www.acronym.org.uk/dd/dd55/55beyon.htm.
- ³⁶ 『朝日新聞』、2004 年 7 月 10 日。
- ³⁷ 以下の文献は、ヨーロッパにおける多国間衛星監視機関の創設に関して提案しており、参考になる。Bhupendra Jasani, Gwyn Prins, and Martin Rees, *Share satellite surveillance*, Bulletin of Atomic Scientists, Vol. 46, No. 2, March 1990, pp. 15-16.
- ³⁸ たとえば、米口両国政府が 1993 年に調印した START は、MIRV の ICBM 搭載を禁止したが、結局、同条約は発効しなかった。Arms Control Today, *START 2 and Its Extension Protocol at a Glance*, www.armscontrol.org/factsheets/start2.asp.
- ³⁹ Hiromichi Umabayashi, *A Northeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone (NEA-NWFZ)*, April 2004, Briefing Paper, Peace Depot & Pacific Campaign for Disarmament and Security.

< 資料 > 東北アジアのミサイル

中国

ミサイル名 (通称)	所属	射程距離 / 搭載重量
射程距離 50~100 km		
HY-1 (艦対艦ミサイル)	海軍	80 km
SY-1 (艦対艦ミサイル)	海軍	80 km
HY-2 (地对艦ミサイル)	海軍	95~100 km
YJ-6 (ALCM、空対艦ミサイル)	海軍 / 空軍	90~100 km
YJ-81K (空対艦ミサイル)	空軍	50 km
AA-12 (空対空ミサイル)	空軍	50 km
射程距離 100~500 km		
HY-4 (地对艦ミサイル)	海軍	150 km
SS-N-22 サンバーン (艦対艦ミサイル)	海軍	250 km
YJ8-2 (ALCM、空対艦ミサイル)	海軍	120 km
YJ-61 (ALCM、空対艦ミサイル)	海軍 / 空軍	185~200 km
AA-10 (空対空ミサイル)	空軍	70~170 km
M-7 (SRBM)	第2砲兵部隊	150 km/190 kg
DF-11 / 東風 11 (SRBM)	第2砲兵部隊	300 km/800 kg
射程距離 500~1,000 km		
DF-15 / 東風 15 (SRBM)	第2砲兵部隊	600 km/500 kg
射程距離 1,000~5,500 km		
Xia/JL-1 / 巨浪 1 (SLBM)	第2砲兵部隊	1,000 km/600 kg
DF-21 / 東風 21 (MRBM)	第2砲兵部隊	2,500 km/600 kg
DF-21A / 東風 21A (MRBM)	第2砲兵部隊	1,800 km/2,000 kg
DF-3A / 東風 3A (MRBM)	第2砲兵部隊	2,800 km/2,150 kg
DF-4 / 東風 4 (IRBM)	第2砲兵部隊	5,500 km/2,200 kg
射程距離 5,500 km 以上		
DF-5A / 東風 5A (ICBM)	第2砲兵部隊	13,000 km/3,200 kg
DF-31 / 東風 31 (ICBM) *実験済み・開発中		8,000 km/700 kg
JL-2 / 巨浪 2 (SLBM) *実験済み・開発中		8,000 km/700 kg

日本

ミサイル名 (通称)	所属	射程距離 / 搭載重量
射程距離 50 ~ 100 km		

ASM-1 (空対艦ミサイル)	航空自衛隊	50 km
AGN-84 ハプーン (ASCM、艦対艦ミサイル)	海上自衛隊	90 km
射程距離 100 km 以上		
MIM-104 パトリオット2 (地対空ミサイル)	航空自衛隊	70~160 km
ASM-2 (空対艦ミサイル)	航空自衛隊	100 km
SSM-1 (ASCM、地対艦ミサイル)	陸上自衛隊	180 km
SSM-1B (ASCM、艦対艦ミサイル)	海上自衛隊	150 km

北朝鮮

ミサイル名 (通称)	所属	射程距離 / 搭載重量
射程距離 50~100 km		
CSS-C-2 シルクワーム (ASCM、地対艦ミサイル)	海軍	80 km
SS-N-2 Styx (艦対艦ミサイル)	海軍	80 km
FROG-7 / フロッグ7 (地対地ミサイル)	陸軍	70 km
射程距離 100~500 km		
Scud-B / スカッド B (SRBM)	陸軍	300 km
火星5 / スカッド B 改 (SRBM)	陸軍	330 km/1,000 kg
射程距離 500~1,000 km		
火星6 / スカッド C (SRBM)	陸軍	500 km/700 kg
Range 1,000~5,500 km		
ノドン1 (MRBM)	陸軍	1,300 km/750 kg
ノドン2 (MRBM) *開発中		1,500 km/770 kg
テポドン1 (MRBM) *実験済み・開発中		2,000 km/1,000 kg
Range >5,500 km		
テポドン2 (ICBM) *開発中		5,000~6,000 km/1,000 kg

ロシア

ミサイル名 (通称)	所属	射程距離 / 搭載重量
射程距離 50~100 km		
SA-4A/B (地対空ミサイル)	陸軍(a)	50 km, 55 km
SA-12A/B (地対空ミサイル)	陸軍 (a)	6~75 km, 13~100 km
SA-N-6 (艦隊空ミサイル)	海軍 (b)	45~90 km
SS-N-2C (艦対艦ミサイル)	海軍 (b)	80 km
SS-N-14 (SUGW)	海軍 (b)	55 km
射程距離 100~500 km		

SS-21 (SRBM)	陸軍 (a)	120 km
SS-N-22 (艦対艦ミサイル)	海軍 (b)	250 km
AS-4 (空対地ミサイル)	海軍 (b)	460~500 km *1
AS-11 (空対地ミサイル)	空軍 (a)	120 km
AS-17 (空対地ミサイル)	空軍 (a)	50~200 km
AS-18 (空対地ミサイル)	空軍 (a)	115 km
AA-10 (空対空ミサイル)	空軍 (a)	70~130 km
射程距離 500~1,000 km		
SS-N-19 (USGW / 艦対艦ミサイル)	海軍 (b)	625 km *1
射程距離 1,000~5,500 km		
SS-N-21 (SLCM)	海軍 (b)	3,000 km/150 kg *2
Range >5,500 km		
SS-N-18 (SLBM)	海軍 (b)	5,600 km/1,650 kg *2

(a) 極東軍司令部 (b) 太平洋艦隊

*1 核 / 非核弾頭 *2 核弾頭

韓国

ミサイル名 (通称)	所属	射程距離 / 搭載重量
射程距離 50~100 km		
AGN-84 ハブーン(艦対艦ミサイル)	海軍	90 km
AIM-7 スパロー (空対空ミサイル)	空軍	>54 km
AGM-88A/B ハーム (空対地ミサイル)	空軍	>48 km
AGM-142 (空対地ミサイル)	空軍	75 km
射程距離 100 km 以上		
NHK-1 (SRBM)	陸軍	180 km/500 kg
NHK-2 (SRBM)	陸軍	260 km/450 kg
ヒョンム / 玄武 (SRBM)	陸軍	180 km/300 kg
ATACM (SRBM)	陸軍	165 km/560 kg
ATACMS ブロック 1A (SRBM)	陸軍	300 km/560 kg
ナイキ・ハーキュリース (地对空ミサイル)	陸軍 / 海軍	180 km

台湾

ミサイル名 (通称)	所属	射程距離 / 搭載重量
射程距離 50~100 km		
雄蜂 2 (艦対艦ミサイル)	海軍	80 km
AGN-84 ハブーン (艦対艦ミサイル)	海軍	90 km

射程距離 100~500 km		
ナイキ・ハーキュリース (地対空ミサイル)	陸軍	>135 km
天弓 1 (地対空ミサイル)	陸軍	100 km
天弓 2 (地対空ミサイル)	陸軍	200 km
MIM-104 パトリオット 2 (地対空ミサイル)	陸軍	>100 km
緑蜂(SRBM)	陸軍	130 km/270 kg
天戟 (SRBM) *開発中		300 km/500 kg

米国

ミサイル名	所属	射程距離 / 搭載重量
射程距離 50~100 km		
RIM-7 シースパロー (艦隊空ミサイル)	海軍(c)	50 km
AGM-88A/B ハーム(空対地ミサイル)	空軍(a, b)	>48 km
AIM-7 スパロー (空対空ミサイル)	空軍(a, b)	>55 km
射程距離 100~500 km		
AGN-84 ハブーン (艦対艦ミサイル)	海軍(c)	110 km
スタンダード・ミサイル 2MR (艦対空ミサイル)	海軍(c)	45~110 km
スタンダード・ミサイル 2ER (艦対空ミサイル)	海軍(c)	75~115 km
MIM-104 パトリオット 2 (地対空ミサイル)	陸軍(b)	70~160 km
AGM-154 (空対地ミサイル)	空軍(a, b)	24~200 km
AIM-54A/C (空対空ミサイル)	海軍(c)	184 km
射程距離 1,000~5,500 km		
BGM-109 トマホーク(SLCM、艦対地ミサイル)	海軍(c)	1,350 km 非核弾頭

(a)在日米軍 (b)在韓米軍 (c)第7艦隊

資料註

弾道ミサイル (SRBM、MRBM、IRBM、ICBM) の区別は米国の定義によるものである。

参考文献

International Institute for Strategic Studies, *Military Balance 2002-2003*, London, 2002; www.iiss.org.
 Federation of American Scientists (FAS), www.fas.org.
 Global Security.org, www.globalsecurity.org/.

第4章 アセアン地域フォーラム（ARF）の活用

パトリシア・ウィリス、梅林宏道

1. アセアン地域フォーラムとは

(1) 歴史と構成

アセアン（ASEAN＝東南アジア諸国連合）に事務局を置くアセアン地域フォーラム（ARF）は、アジア太平洋地域における安全保障問題について話し合う閣僚級多国間フォーラムであり、94年7月25日、第1回会合をバンコク（タイ）において開催した。設立時、支持者は、ARFは「平和、安定、協力で新時代を画するものだ」¹「世界のいかなる地域にも前例がない、希有な成果である」²と述べる一方、懐疑派は、「このような多岐にわたる国家間の安全保障対話には無理がある。永くは続かない」と考えていた。結果的には年次会合が継続され、05年7月29日にビエンチャン（ラオス）で第12回を開催するに至っている。

ARF設立のアイデアは、冷戦終結の機会を捉えて、92年のアセアン首脳会議で討議され、正式には94年のアセアン外相会議、続いて協議対象国会議において合意された。ARFの目的に関しては、第1回会議の議長声明に次の2点が掲げられている。³

a. アジア太平洋地域において共通の利害と関心のある政治的、安全保障上の問題について、建設的な対話と協議を育成すること。

b. アジア太平洋地域における信頼醸成と予防外交への努力に重要な貢献をすること。

また、ARFの基本文書として95年に採択された「概念文書(Concept Paper)」⁴は、ARFの課題について、アジア太平洋地域に1世紀ぶりに訪れている「銃声の聞こえない時代」にあって、「ARFの主要な課題は、この平和と繁栄を持続させ強化することである」と書いている。そして課題達成のためのARFを段階的、進化論的に次のように展望した。

第1段階：信頼醸成措置の促進

第2段階：予防外交機構の開発

第3段階：紛争解決機構の開発

しかし、第3段階については、上記のような表現に合意は得られず、後に次のように書き換えられた。

第3段階：紛争へのアプローチの努力

ARFの最初の十年は、ほとんどが第1段階の信頼醸成に費やされた。01年に「予防外交の概念と原則」⁵が採択され、第2段階への移行を念頭に置くこととなった。しかし、信頼醸成を主眼に置く状況に大きな変化はない。ARFにおける予防外交の定義に関しては論争があり簡単ではなかったが、以下のように合意した。すなわち、予防外交とは次のような目的で、主権国家によってとられる合意に基づく外交的、政治的行動である。

a. 地域の平和と安定の脅威となる可能性のある論争や紛争が国家間に発生することを予防する。

b. このような論争や紛争が武力衝突に発展することを予防する。

c. このような論争や紛争が地域に及ぼす影響を最小限に食い止める。

A R Fへの参加資格は、東アジア、東南アジア、オセアニアの国々とヨーロッパ連合（E U）と定められた。しかし、その後徐々に参加希望国が現れて、現在は南アジアのインド、パキスタンも参加している。05年10月現在の参加国は、次の24か国とE Uである。

参加国（アセアン、10か国）：インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー（ビルマ）

参加国（その他、14か国）：日本、中国、韓国、米国、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、インド、パキスタン、モンゴル、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、東チモール

（2）運営

A R Fの中心会議は、毎年開催される外相会議であり、アセアン諸国が持ち回りで受け入れてきた。前日の夕食会と一日のフォーラムという極めて短い会合である。作成される唯一の文書は議長声明である。

しかし、この年次外相会議の間に一年を通じて会議間活動（Inter-Sessional Activities）が行われている。95年会議において、A R Fは「二つのトラック」で進められることになった。

トラック は政府間会議であり、トラック は各国戦略研究所や関係N G Oの会議である。⁶トラック の活動は毎年前半に行われるが、その中には「信頼醸成に関する会議間支援グループ（I S G）会議」や「協力活動に関する会議間会議（I S M）」等がある。信頼醸成I S Gは、それ自身の会議のみならず国防大学・研究所の学長・所長会議や武力紛争に関する法、国際犯罪、人道支援、防衛協力、防衛政策文書の作成、海賊対策、早期警戒システムの能力強化、通常兵器の移転における透明性と責任、テロに対する財政的措置、テロ予防などをテーマにしたセミナーを主催している。協力活動I S Mは、P K O、S A R（捜索・救援）における調整と協力、災害救助などをテーマにして開催されている。

またトラック の活動は、毎年後半に行われ、さまざまなセミナーの開催を中心とする。テーマには、平和維持、予防外交、アジア太平洋における安全保障と安定の原則、不拡散、アジア太平洋における包括的安全保障と協力、A R Fの将来、大災害における管理、海事協力などがあった。

04年6月26日、A R Fはその事務局機能を強化し、アセアン事務局の中に「A R Fユニット」を設立したことは特筆に値する。その任務は次の4点とされている。⁷

- 1) A R F議長を支援する。特に、他の地域組織や国際組織との協力、防衛担当者との対話、トラック 団体との協力を強化する。
- 2) A R F文書の提出先、保管機能を持つ。
- 3) データベース/登録の管理を行う。⁸
- 4) 組織の記録機関としての役割を果たすなど、事務局業務、管理業務支援を行う。

A R Fユニット設立は、トラック N G OとA R Fとの恒常的な接点となりうる組織が誕生したという意味において注目しておきたい。

(3) 批判と評価

A R Fの活用を考えると、これまでのA R Fの活動実績について与えられているさまざまな評価を知っておく必要がある。

一方においては、A R Fの有効性についてさまざまな厳しい批判がある。話ばかりで行動を伴わない「紳士の食事会」⁹であるとか「有効期限が切れている」¹⁰とか評されたりした。それらの批判の背景には、A R Fの設立者でありその推進役であるアセアン自身の限界性に対する認識がある。つまり、次のような要素が挙げられるであろう。

a．アセアン内部の格差が大きすぎる。つまり、そのためにアセアン内部で共通に扱う安全保障上の議題が限られてしまう。

b．アセアンを支配する伝統的な相互の「内政不干涉主義」が、現実にそぐわない。実際、独立前の東チモール問題、現在にも続くミャンマー（ビルマ）問題に、A R Fはほとんど有効な手を打てなかった。

c．民主的制度の弱さ。これまでの議長声明のどれ一つも人権や市民の政治的権利に言及していない。N G O参加を強調するが、それは、エリート層の制度的参加を意味するだけで、安全保障政策の影響をもっとも受けやすい市民社会の活動的N G OにA R Fは開かれていない。

しかし、弱点があることを認めながらも、A R Fの果たす役割についての肯定的な評価も確実に存在している。それには次のようなものがある。

a．直接的な対決を避けるアジア的アプローチが、長い目で見て信頼醸成に貢献している。問題解決ができなくても、10年以上存続していること自身が信頼醸成への大きな貢献である。¹¹

b．弱小国のリーダーシップの下に、米口中という強国を含む地域のほとんど全ての関係国が参加して持続していることは、大国の利害に翻弄されない地域組織のお手本として重要な意味を持っている。（ただし、米国など大国の立場がA R Fの立場に影響しないことを意味するものではない。）

2．朝鮮半島問題への関心

(1) 継続性

このようなA R Fの10数年の歴史において、A R Fは東北アジアの問題、とりわけ朝鮮半島の問題に当初から深い関心を寄せてきた。このことは、本プロジェクトの関心のもとにA R Fの活用を考えると、重要な基礎となる事実である。たとえば、95年A R Fの議長声明は、参加した各国外相は「朝鮮半島問題はアジア太平洋の平和と安全保障に直接の関係をもっていることを認識する」と述べた。¹²朝鮮半島に関する記述は、A R F議長声明すべてに登場している。

最近では、アセアン常設委員会議長・A R F議長であるカンボジアのナムホン外相が03年3月19日、アセアン非公式外相会議の機会を捉えて朝鮮半島情勢に関する特別声明を発したことは、A R Fのこのテーマへの関心の深さを表している。声明は、北朝鮮のN P T脱退宣言を受けたものであり、A R Fが果たすべき役割に直接言及しながら、次のよ

うに述べている。¹³

「アセアン各国外相は、アジア太平洋全域の平和と安定に深刻な脅威を生む可能性のある朝鮮半島で進行中の事態に対して、引き続いて懸念を表明した・・・各国外相は、ARF議長が関係諸国の協議に参加する努力を続けるよう要請する。各国外相は、ARFが、朝鮮半島問題のような政治的かつ安全保障問題に関する建設的対話と協議の重要なフォーラムであり続けると信じる。」

しかし、トラック、トラックを含めて、朝鮮半島問題を直接のテーマにしたARF関係会議が開催されたことはない。ARFの会議間会議である信頼醸成ISGは、朝鮮半島問題をARFの安全保障関心事として掲げ続けてきた。またARFでは、2000年以来、各国が安全保障感覚に関する透明性を高めるために「ARF年次安全保障概観(ARF Annual Security Outlook)」を提出することになったが、その概観において多くの国が朝鮮半島問題に言及している。このように、強い関心がありながらもそれ自身をテーマとする会議が開かれていない現状は、主として直接当事国の意向を反映したものであろう。すなわち、韓国、北朝鮮、日本、米国、中国、ロシアは、それぞれの観点から協議の場を選択しており、現在までのところARFを適切な場と考える国がいなかったのである。現在は、6か国協議がすべての関係国が合意する協議の場となっている。

(2) 具体的貢献

ARFが朝鮮半島問題で果たした客観的貢献を考えてみたい。

第1に挙げるべき貢献は、この多国間の対話フォーラムに北朝鮮の正式な参加を実現したことであろう。2000年、ARFが北朝鮮を正式の参加国として迎え入れたことは大きな前進であった。筆者らの属する「太平洋軍備撤廃運動(PCDS)」は、北朝鮮の加盟を欠いていることは、ARFの普遍性を損なうものであると指摘し、ARFに対して継続して加盟実現を要請していた。PCDSが行ってきたさまざまな要請の中で、これは数少ない要求達成の実例であった。

第2に、ARFは当事国の対話の場を実際に提供してきた。ARF会議そのものとは別に、そのサイド・イベントとして、厳しく対立する当事国閣僚の非公式対話のスペースをARFは与えたのである。その好例は、02年ARFにおいて、コリン・パウエル米国務長官とペク・ナムスン(白南淳)北朝鮮外相の予定外の会談が行われたことであろう。それは、ブッシュ政権の例の「悪の枢軸」発言があってから最初のハイレベル会談となった。ワシントン・ポスト紙¹⁴によると、経過は次のようなものであった。02年7月31日、パウエル長官が北朝鮮外相との目立たない、かつ拘束されない形での出会いを追求して早めに会場に着いた。そして、ケリー国務次官補や付き人に近くに北朝鮮代表がいまいか探させ、彼がよければ一緒にコーヒーを飲むよう誘うように指示した。ペク代表が直ぐに見つかり、パウエルの居るラウンジに来た。北朝鮮との間に何の事前連絡もなかったと後に説明されている。そこで、2人は通訳を挟んで15分間のコーヒー会談を持つことになった。この会談は、2国間の行き詰まりを打開し、米国担当者がその年の内に北朝鮮を訪問することにつながったとされている。

同じARFでは、川口外務大臣とペク外相との間で拉致問題やミサイル問題に触れた重要な会談も行われている。これは予定された会談ではあったが、朝鮮半島問題について、

A R F が独特の対話の場を提供していることのもう一つの例である。

3 . 核軍縮・不拡散問題への関心

(1) N P T 体制枠内の役割

朝鮮半島問題のみならず、A R F はより広く核軍縮・不拡散問題についても一定の関心を示してきた。特に東南アジア非核地帯の議定書が核兵器国によっていまだに署名・批准されていないことに関連して、非核兵器地帯の役割の重要性にも言及してきた。

実際、すべてのA R F 議長声明が核軍縮・不拡散問題に言及している。全体として、5年毎に開催されるN P T 再検討会議における合意を下支えする役割をA R F は果たしていると理解される。逆に言うと、N P T 再検討会議に先んじたり、それを越えた合意形成を地域的に目指すほど、A R F が核軍縮・不拡散問題にコミットしているとは言えないであろう。そのことは、次のような事例に表れている。

- ・ 9 5 年にはN P T 再検討・延長会議が開催され、9 6 年中のC T B T 締結などに合意したが、その後駆け込み核実験が行われた。その情勢を受けて、9 5 年A R F 議長声明は核実験をしていない国の名において核実験の即時中止を訴え、9 6 年A R F 議長声明は核実験の完全終結と国連総会におけるC T B T 署名を促した。
- ・ 2 0 0 0 年N P T 再検討会議は全会一致の最終文書を採用し、その中において核兵器国が「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を行った。それを受けて、2 0 0 0 年A R F と0 1 年A R F の議長声明は「(各国外相は) 核兵器国に対して核兵器の完全廃棄の目的に向かって努力するよう要求した」と書いた。しかし、米国ブッシュ政権が明確に2 0 0 0 年合意を無視する外交方針をとった以後の議長声明はこの文言を含んでいない。とりわけC T B T に関する記述が象徴的である。ブッシュ政権がC T B T 否定の方針を明確にしてからは、「C T B T 早期発効」を求める文言が議長声明から消えてしまった。
- ・ 2 0 0 5 年N P T 再検討会議は、まったく合意なく終了した。A R F 議長声明は、その国際政治をそのまま反映する文言に終始している。

A R F は、核軍縮・不拡散問題にしぼったセミナーを1 回だけ開催している。それはトラック レベルの取り組みとして9 6 年に開催された「不拡散に関するセミナー」である。

(2) 非核兵器地帯

東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約) は9 5 年に署名され、9 7 年に発効した。また、5 つの核兵器国の消極的安全保障などを求めた議定書は、署名されないまま今日に至っている。このような経過の中で、A R F は非核兵器地帯に関して一貫した関心を示してきた。この点は、A R F が、将来、東北アジア非核兵器地帯条約に対して有効な役割を果たしうる素地として注目すべきであろう。A R F の論理を知るために、非核兵器地帯への言及の代表的なものを以下に掲げる。

「各国外相はまた、南太平洋非核地帯のような非核兵器地帯を、国際的な核不拡散体制

を強化するものとして支持し、すべての核兵器国が早期に関係議定書に参加するよう希望した。彼らはまた、東南アジア非核兵器地帯の設立に向けた進展に満足をもって留意し、この地帯設立によって重要な影響を受ける国々とさらなる協議を重ねるように勧めた。」(第2回ARF議長声明。95年8月1日)¹⁵

「1995年12月、バンコクにおいて東南アジアすべての国の首長によって東南アジア非核兵器地帯条約が署名されたことは、地域安全保障と世界の平和と安定維持への東南アジア諸国のもう一つの重要な貢献を意味する。これは、95年NPT再検討会議が非核兵器地帯のさらなる発展を歓迎すると合意したことに合致することである。」(第3回ARF議長声明。96年7月23日)¹⁶

「各国外相は、東南アジア非核兵器地帯条約加盟国と核兵器国の間で行われている後者の議定書への参加に関する協議が継続していることに支持を表明した。彼らは、非核兵器地帯が包括的な核軍縮という目的に貢献することに留意した。この点に関して、彼らはモンゴルの「国際的安全保障と非核兵器地帯」に関する国連総会決議53/77D(98年12月4日)を歓迎した。」(第6回ARF議長声明。99年7月26日)¹⁷

「各国外相は、東南アジア非核兵器地帯条約の履行の進展を核兵器拡散を阻止する世界的な努力への貢献として歓迎した。彼らは、同条約加盟国と核兵器国との間で行われている後者の議定書への参加に関する協議において、継続して進展が見られることを満足をもって留意した。この点に関連して、01年ハノイで開催された条約加盟国と核兵器国の間の直接対話における進展を、外相たちは歓迎した。外相たちは、モンゴルに対する安全の保証と非核地位への支持を表明したP5の共同声明を歓迎した。」(第8回ARF議長声明。01年7月25日)¹⁸

「各国外相はまた、地域国家の自由意志によって合意された体制に基づいて設立され、国際的に認知された非核地帯という概念への支持を再確認し、非核兵器地帯が世界及び地域の平和と安全保障を強化するのに貢献すると強調した。彼らは、核兵器国が東南アジア非核兵器地帯条約の議定書に早期に参加することの重要性を再確認した。」(第11回ARF議長声明。04年7月2日)¹⁹

以上の抜粋から明らかなように、「包括的な核軍縮への貢献」、「核兵器の不拡散体制の強化」、「地域的及び世界的な平和と安全保障への貢献」、「非核兵器国への安全の保証」などの理由によって、ARFは非核兵器地帯を支持し続けている。

4. 「東北アジア協調的安全保障」促進へ可能な役割

以上に論じたようなARFの組織的現状やこれまでの活動経過を踏まえるとき、東北アジア地域の協調的安全保障の枠組みを発展させるための場としてARFが役立つとすれば、次のような点についての検討する価値があるであろう。検討すべきことの中には、あるがままのARFを活用するという考え方だけでは不十分であり、ARFのもっている可能性を引き出すために、市民社会がARFに対して働きかけて行くという観点も含まなければならない。以下にさまざまな可能性と課題を掲げるが、項目の順は不同であり、優先順位を意味しない。

1) ARFの信頼醸成ISGやトラック活動などの既存のシステムを活用して、東北

アジア非核兵器地帯など東北アジアの安全保障の枠組みについてのセミナーや国際会議を開催するよう A R F に働きかける。A R F を構成するアセアン、オセアニアの国々やモンゴルが、すでに非核地帯の分野で知識を持っていることを有利な基礎にすることができる。

2) このような可能性を追求するに当たって、東北アジア地域安全保障や非核兵器地帯の問題を A R F の信頼醸成問題のレベルまで引き上げるために助力をしてくれそうな政府や外交官などを特定する。このような目的のために A R F のウェブサイトに掲載されている「A R F ディレクトリー」を活用することができる²⁰。そこには、各国の外務大臣、担当高官、I S G 高官のコンタクト名簿が掲載されている。

3) このようなアプローチにおいて、前述した A R F ユニットを活用する。たとえば、A R F の I S G の過程において、どのようにして信頼醸成のテーマが選定されるのを知ることができるかもしれない。また、ピースデポの開発したモデル条約のような N G O 文書を A R F ユニットの扱う文献に含めるよう求めることができるであろう。A R F ユニットのアドレスは次の通りである。

M. C. Abad, Jr.
Head of ARF Unit
ASEAN Secretariat
70A Jalan Sisingamangaraja
Jakarta, Indonesia 12110
Tel. (6221) 7262991; 7243372
Fax. (6221) 7398234; 7243504
Email: mcabad@aseansec.org

4) トラック レベルで会議間活動に関与した研究所や所属研究者の中から、A R F 過程の内部的なダイナミクスに精通するものを特定し、ブリーフィングを受ける。いわゆるトラック に属するような市民社会に根ざした N G O が、直接に A R F 過程の会議間活動を主催することはできなくても、トラック の実績のある研究所やグループと共催できる可能性がある。

5) A R F 議長にリーダーシップを求める。99年以来、A R F においては、信頼醸成に関わる活動において年間を通じて議長に明確な役割と任務を与えることについて議論を重ねていた。そして、01年の A R F 外相会議において、全体の了解文書として「A R F 議長の強化された役割」を採択した²¹。そこに述べられている趣旨に沿うこととして、議長に東北アジア地域安全保障問題への取り組みに関してリーダーシップを要請することができるであろう。

6) これまでの A R F への勧告が、どのように処理されたかを調査し、有効な勧告の方法について研究する。たとえば、信頼醸成 I S G の 98 - 99 年概要 (99 年 3 月) は、モンゴルの非核地位に関して「A R F の支持を求めるモンゴルの要請を検討するよう A R F 高官や外相を促した」と述べている²²。それに続く A R F 議長声明は、その経過を「歓迎

する」と述べてはいるが「支持する」という要請が受け入れられたのかどうか判然としない。このことが検討されたかどうかも明らかではない。しかし、たとえば東北アジア非核兵器地帯について、ある段階でA R F に支持を要請する仕組みが存在すると考えられる。

7) A R F の過程に市民社会に根ざしたN G O が関与する道を広げ、その幅を広げるように要請する。現在のトラック のアプローチは政府の政策と緊密につながっており、真に進歩的な展開は抑制されてしまう危険がある。トラック が、現在の政権や近未来の政権が取り組みそうにない政策を推進することは困難なように思われる。したがって、より独立しているがゆえに進歩的で大胆な考え方を発展させることができる、トラック としばしば呼ばれるN G O の参加がA R F 過程に必要である。トラック はより地域コミュニティに根ざした存在であり、かつ持続的な取り組みによって高い専門性を持っている。これらの点に関して筆者らの属するP C D S は継続的にA R F に働きかけているが、これまでのところ努力は報われていない。新しい努力が必要であるが、主要なトラック N G O が協力してA R F にアプローチすることが必要であろう。

本章の全体にわたって、首藤もと子共同研究者の助言と協力があった。

¹ McKinnon, Rt. Hon. Don, New Zealand Minister of Foreign Affairs and Trade, *Opening Statement*, ASEAN Post Ministerial Conference, July 26, 1994

² Daljit Singh, *The Politics of Peace: Preventive Diplomacy in ASEAN*, Harvard International Review, Spring 1994

³ <http://www.aseansec.org/3825.htm>

⁴ <http://www.aseansec.org/3635.htm>

⁵ <http://www.aseansec.org/13226.htm>

⁶ この場合、関係N G O というのは基本的に民間シンクタンク（政府の援助を受けているところが多い）を意味しており、市民社会に基礎を置いているN G O（しばしばトラック と呼ばれる）は念頭に置かれていない。

⁷ <http://www.aseanregionalforum.org/Default.aspx?tabid=65>

⁸ 信頼醸成・登録の制度がある。 <http://www.aseansec.org/cbmdb.pdf>

⁹ Segal, Gerald, Harvard International Review, 1996

¹⁰ Giacomo, Carol, *U.S. Rethinking Ties to Asia Groups*, Reuters, August 15, 2001

¹¹ Notes from Workshop on Asian Institutions, 9th. Annual CANCEPS (Canadian Consortium on Asia-Pacific Security), December 7-9, 2001

¹² <http://www.aseansec.org/3838.htm>

¹³ <http://www.aseansec.org/14534.htm>

¹⁴ 『ワシントン・ポスト』2002年8月1日。

¹⁵ 11と同じ。

¹⁶ <http://www.aseansec.org/3777.htm>

¹⁷ <http://www.aseansec.org/3766.htm>

¹⁸ <http://www.aseansec.org/3585.htm>

¹⁹ <http://www.aseansec.org/16245.htm>

²⁰ <http://www.aseansec.org/16421.htm>

²¹ <http://www.aseansec.org/3647.htm>

²² <http://www.aseansec.org/3788.htm>

この報告書は、ピースデポのウェブサイトでも読めます。

<http://www.peacedepot.org/theme/toyota/report.html>

特定非営利活動法人 ピースデポ

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町 3-3-1-102

TEL : 045-563-5101 FAX : 045-563-9907

Email : office@peacedepot.org

URL : <http://www.peacedepot.org>